

第2章 審査

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表1-2を参考とすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理について権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

なお、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物とは、いわゆる戸建住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物であるが、令別表第1に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であつて、令第1条の2第2項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分についても対象となること。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(別表1-3(A)欄に掲げる防火対象物、以下「令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、別表1-3(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
 - b 管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備

等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、別表1-3(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a、(a)及び(b)に該当し、かつ、別表1-3(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。以下「(6)項ロ等」という。）の用途に供される部分を除く。）に供される部分。

※ 「主用途部分以外の独立した用途に供される部分」として(6)項

ロ等と（６）項ロ等以外の部分が混在する場合は、当該（６）項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うものであること。

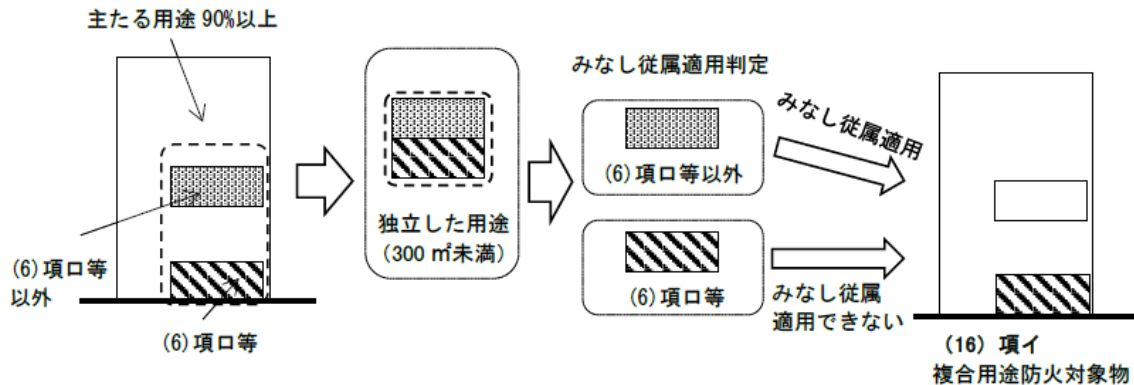
共用される部分の床面積の按分は次によること。

（ア） 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

（イ） 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（ウ） 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

[参考（前イ※書関係）]



（３） 令別表第１に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

（４） 令別表第１（６）項イ(1)から(4)及び（６）項ロ又はハのそれぞれ(1)から(5)までの区分が２以上混在する場合で同表中他の項及び号が混在しないときの用途は、複合用途防火対象物とせず、（６）イ、ロ、又はハの号ごとに判定するものであること。

（５） 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

（６） 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（別表１－１）

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は、令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(ア) 一般住宅は、前(2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

別表 1 - 1

判 定		例 示	項
住宅	> 令別表項で 50 m ² 以下のもの	住宅 令	一般住宅
住宅	< 令別表項	令 住宅	令別表項
住宅	> 令別表項で 50 m ² 超えのもの	住宅 令	複合用途
住宅	≒ 令別表項	令 住宅	複合用途

(7) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(8) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い

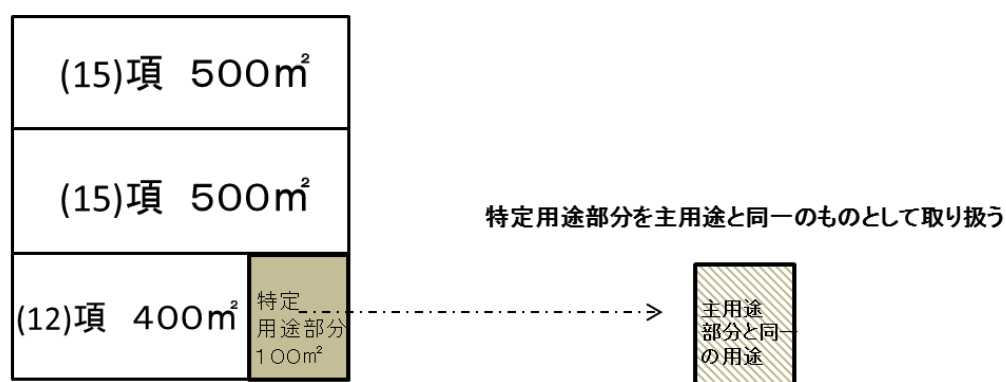
(1) 前 1、(2)又は(6)により、令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物と

なるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって(令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が300㎡未満であること。

例



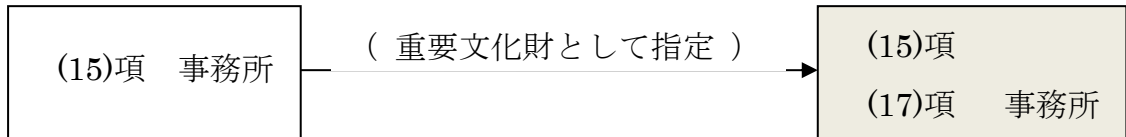
(2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

(3) 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取り扱いは次によること。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)

項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

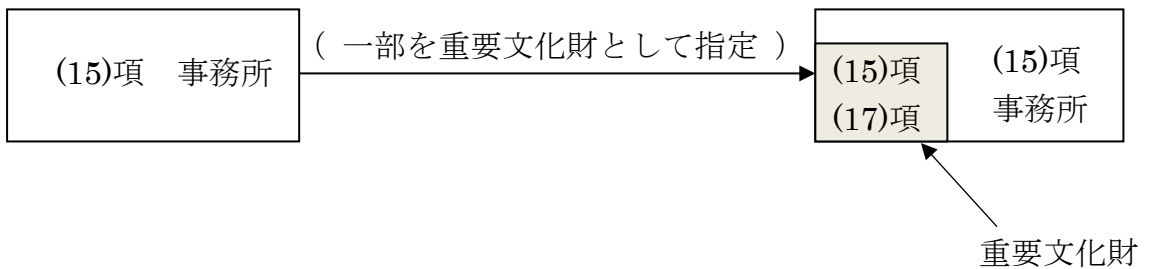
例



イ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物である他、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。

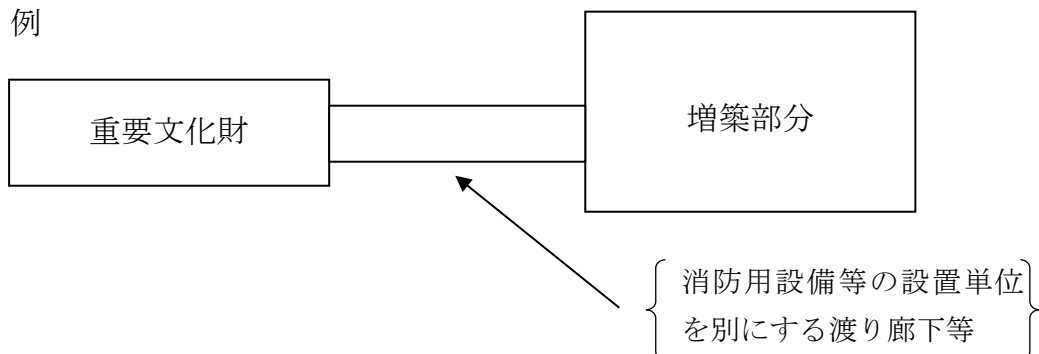
例



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に令別表第1(1)項から(16の2)項までに掲げる防火対象物を増築(法第17条の2第2項に該当)した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防設備用等については、令第32条の適用若しくは第2章第1「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮する。

例



3 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて
下記通知のとおり取り扱うものであること。

- ・ 「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて
(通知)」(平成 29 年 10 月 27 日付け消防予第 330 号)
- ・ 「住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について (通知)」(平成 30 年
1 月 9 日付け消防予第 2 号)

消防予第 330 号
平成 29 年 10 月 27 日

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の
取扱いについて (通知)

住宅宿泊事業法施行令(平成 29 年政令第 273 号)、住宅宿泊事業法施行規則
(平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。)等は平
成 29 年 10 月 27 日に公布され、住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号。以
下「法」という。)とともに平成 30 年 6 月 15 日から施行することとされまし
た。これに伴い、届出住宅(法第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事
業を営む住宅をいう。以下同じ。)等の消防法令上の取扱いを下記のとおり定
めましたので通知します。

[略]

記

第 1 届出住宅の消防法令上の取扱いについて

届出住宅については、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」と
いう。)別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル、宿泊所その
他これらに類するもの)又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人
を宿泊させる間、住宅宿泊事業者(法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者
をいう。以下同じ。)が不在とならない旨(規則第 4 条第 3 項第 10 号に規定す
る旨をいう。)の届出が行われた届出住宅については、宿泊室(届出住宅のう
ち規則第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室を
いう。)の床面積の合計が 50 平方メートル以下となるときは、当該届出住宅
は、住宅(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 9 条の 2 に規定する住宅の用
途に供される防火対象物(令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物(寄宿舍、
下宿又は共同住宅)の部分を含む。)をいう。)として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに
用途を判定した上で、棟ごとにその用途を「令別表第 1 に掲げる防火対象物の

取り扱いについて」(昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号)により判定すること。

第2 その他

- 1 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合などであって、届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるときは、上記第1を準用して用途を判定すること。
- 2 上記第1ただし書の取扱いをする場合(1で準用する場合を含む。)にあつては、火災の発生時に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を当該住宅宿泊事業者等が行うことについて確認することが適当であること。

消防予第2号
平成30年1月9日

住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について(通知)

[略]

別添

(用語の定義)

- 消防法(昭和23年法律第186号)……………「法」
消防法施行令(昭和36年政令第37号)……………「令」
消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)……………「規則」
住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)……………「住宅宿泊事業法」
「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について」(平成29年12月26日付生食発1226第2号・国土動第113号・国住指第3351号・国住街第166号・観産第603号)……………「ガイドライン」
「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて」(平成29年10月27日付け消防予第330号)……………「330号通知」
「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号)……………「41号通知」
消防法施行令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物
……………「令別表対象物」
消防法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物(消防法施行令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の部分を含む。)……………「住宅」

住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者

…「住宅宿泊事業者」

住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅……「届出住宅」

届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号)第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室……「宿泊室」

問1 330号通知第1における「不在」や「宿泊室の床面積」は、住宅宿泊事業法に基づく届出により把握できるのか。

(答)

お見込みのとおり。

具体的には、住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号)第4条第1項に規定する届出書(第一号又は第二号様式)中、「◎住宅に関する事項」及び「◎その他の事項」に記載されることを念のため申し添える。

問2 330号通知第1における「宿泊室の床面積」には、押入れや床の間は含まれるか。

(答)

含まれない。

なお、宿泊室の床面積の取扱いは、住宅宿泊事業法における取扱いに準じることとしており、当該面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とされている。

問3 各届出住宅の全体の床面積(宿泊者が使用しない部分を含む。)は、どのように把握すればよいか。

(答)

各届出住宅の全体の床面積は、住宅宿泊事業法に基づく届出上求められる記載内容では把握できないため、必要に応じて資料の提出を関係者に求めること等により把握されたい。

なお、「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日付消防予第389号)により、住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付申請の際は、当該申請書に「届出住宅が存する防火対象物の延べ面積」及び「届出住宅部分の床面積」を記載することとしている。

問4 330号通知第1なお書における「共同住宅等」には、令別表対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含むと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問5 一の共同住宅等の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合、330号通知第1における不在の取扱いは、住戸ごとに判断してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問6 330号通知第2.1における「届出住宅と同様の利用形態」とはどのようなものを指すか。

(答)

一戸建て住宅又は共同住宅等の一住戸において宿泊のサービスを提供するものが想定される。

問7 330号通知第2.1において「確認できるとき」とは、どのような場合が考えられるか。

(答)

火対象物の関係者から「一戸建て住宅又は共同住宅等の一住戸において宿泊のサービスを提供すること」、「宿泊室の床面積の合計」、「人を宿泊させる間、居住者が不在となるか否かの旨」等が確認できる図面や書類等が提出された場合などが考えられる。

問8 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に基づく施設において、330号通知第2.1を準用してよいか。

(答)

差し支えない。

問9 330号通知第2.1において、同通知第1を準用する場合、宿泊者と住宅の居住者（当該住宅を生活の本拠として使用する者をいう。以下同じ。）の使用する部分が、明確に区別されている場合にあっては、本通知によらず従前のとおり41号通知により取り扱ってもよいか。

(答)

宿泊者と住宅の居住者が共用する部分がなく、両者の独立性が高い場合にあっては差し支えない。

なお、従前のとおり41号通知により取り扱った結果、令別表第1（16）項イと判定されるものについては、住宅の用途に供される部分に令別表第1

(5) 項イの用途に供される部分の火災を覚知できる措置を講じることが望ましい。

問 10 330 号通知第 2. 1 の取扱いは、330 号通知の通知日において現に存する防火対象物にも適用してよいか。

(答)

差し支えない。

4 介護医療院に係る消防法令上の取扱いについて

下記通知のとおり取り扱うものであること。

- ・ 「介護医療院に係る消防法令上の取扱いについて（通知）」（平成 30 年 3 月 22 日付け消防予第 89 号）

消防予第 89 号

平成 30 年 3 月 22 日

介護医療院に係る消防法令上の取扱いについて（通知）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。当該改正により、新たに介護医療院制度が創設されることを踏まえ、介護医療院（改正後の介護保険法第 8 条第 29 項に規定するものをいう。以下同じ。）の消防法令上の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

[略]

記

- 1 介護医療院※は、職員配置や夜勤を行う職員の勤務の実態等が、病院又は有床診療所とほぼ同様と想定されることから、火災危険性についても病院や診療所と類似していると考えられるため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項イに規定する病院又は診療所として取り扱うものとする。

※ 介護医療院とは、改正後の介護保険法第 8 条第 29 項において、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第 107 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものと定義されてい

る。

- 2 介護医療院が存する令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下同じ。）を入院（介護医療院にあっては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うものとする。

この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断する。

- 3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第1(6)項イ(1)(i)及び同表(6)項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱うものとする。
- 4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、令別表第1(6)項イ(1)(ii)に規定する療養病床として取り扱うものとする。

5 仮設建築物

仮設建築物は通常の建築物等と同様、使用実態に応じてそれぞれの用途別の項に含まれるものであること。

6 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分を有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

7 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。

なお、容易に営業を再開しうる状態にある場合には、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、維持するよう指導すること。

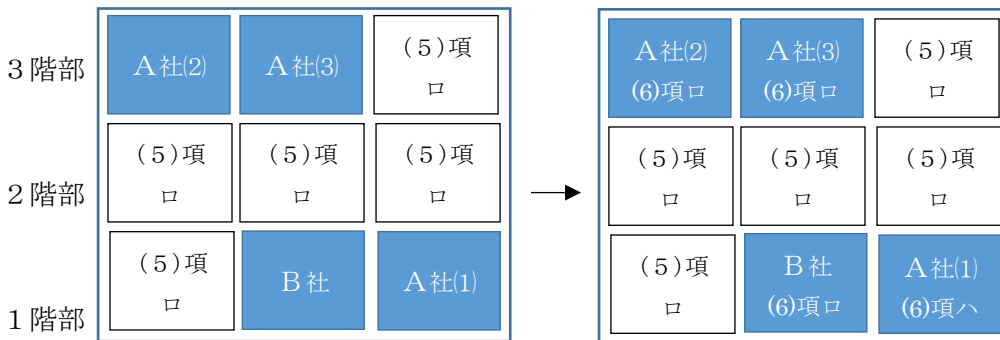
8 一の防火対象物において複数の業態の社会福祉施設等が存する場合の取扱いについて

一の防火対象物に複数の業態の社会福祉施設等が存する場合で、令別表第1(6)項口に規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊させる者の特性により、いずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体(※1)、事業形態及びサービス(※2)の提供の実態等から区分できる単位(以下「区分単位」という。)により用途区分の判定を行うこと。

※1 運営主体・・・社会福祉施設等の事業を運営する法人等(以下「運営主体」という。)をいう。

※2 サービス・・・入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助等(以下「サービス」という。)をいう。

例



※ 全体で16項イの防火対象物

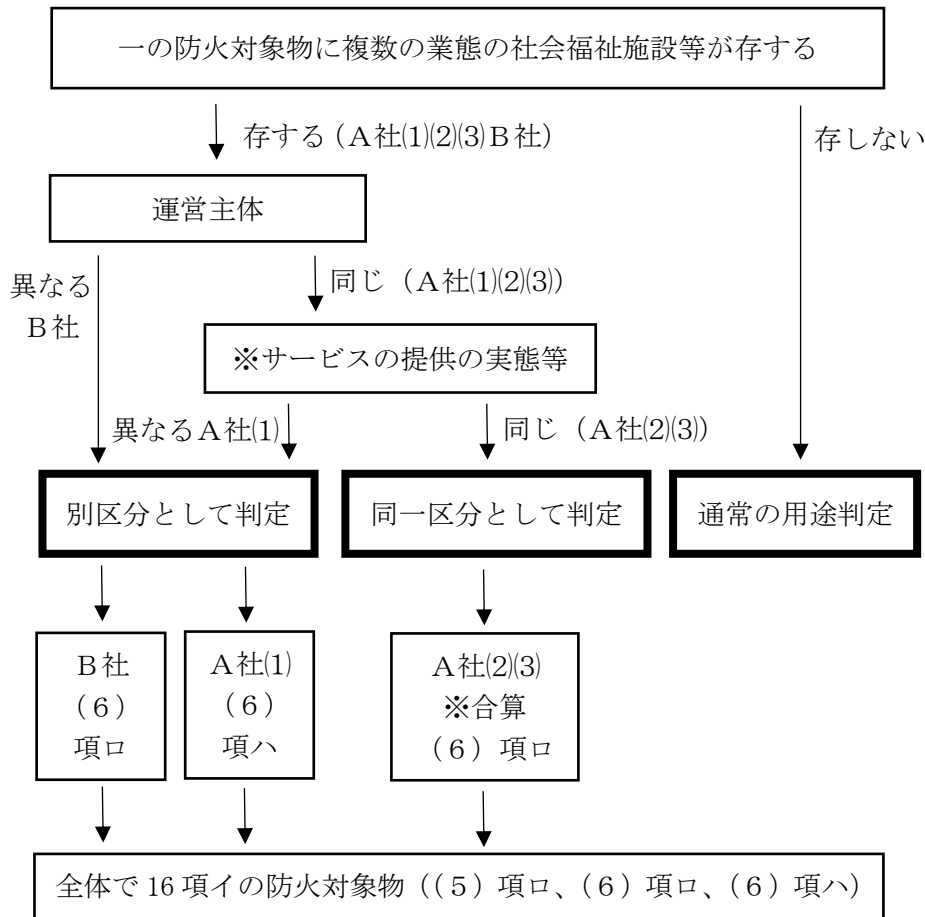
- ・運営主体：A社(1)(2)(3)の運営主体は同じ。
- ・A社(1)：有料老人ホーム（避難が困難な要介護者<半数）
※ 入居している高齢者等にサービスを提供する。
- ・A社(2)：小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者≧半数）
※ 通所・訪問・宿泊の高齢者等にサービスを提供する。
- ・A社(3)：小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者≧半数）
※ 通所・訪問・宿泊の高齢者等にサービスを提供する。
- ・B社：有料老人ホーム（避難が困難な要介護者≧半数）
※ 入居している高齢者等にサービスを提供する。

→区分単位

A社及びB社は運営主体が異なる為、区分単位は別となる。

A社(1)及びA社(2)(3)は入居及び通所・訪問・宿泊によるサービスの提供に違いがあり、かつ、提供に関する共用部分も存しない為、区分単位は別となる。

A社(2)(3)はサービスの提供の実態等が同じである為、区分単位は同一となる。



※ サービスの提供の実態等の違いによる区分単位は、下記を参考に火災危険性を総合的に勘案し判定すること。

- ・サービスの提供に関し共用部分が存しない。
- ・入居及び宿泊といったサービスの提供に違いがある。
例 有料老人ホーム：入居によるサービスの提供
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設：宿泊によるサービスの提供
- ・サービスの利用条件に違いがある。
例 健康型（自立型）有料老人ホーム：自立している高齢者
介護付（介護型）有料老人ホーム：要介護度1以上の高齢者
- ・サービス内容に違いがある
例 軽費老人ホームB型：自炊・介護サービス無し
軽費老人ホームC型（介護型）：食事提供・介護サービス有り

別表1-2 令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項 イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席</p>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項には含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1) 項 ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	<p>市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、地区集会場、独立した結婚式場(披露宴会場も含む) 葬祭式場(火葬場は除く)</p>	<p>興行的なものとは、映画、劇場、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項 イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の概ね1/5以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。</p>
(2) 項 ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>5 カラオケ施設とは設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう（個室においてサービスを提供するものを除く。）。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項 ハ	<p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（2）項ニ、（4）項、（5）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。）</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	<p>ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム、（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）</p> <p>（1）浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第1号）</p> <p>（2）個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第2号）</p> <p>（3）専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第3号）</p> <p>（4）専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号）</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項 ハ			<p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの（同項第6号）</p>
(2) 項 ニ	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定める店舗は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ</p>	<p>1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものを行い、一の防火対象物に当該個室が一つしかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を営む店舗をいう。</p> <p>3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9号）</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(3) 項 イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他のこれらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項 ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興または接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	<p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(4) 項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	魚店、肉店、米店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スー	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有する者であること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p> <p>3 展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱う。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみ展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(4) 項		<p>パーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、携帯電話販売、調剤薬局、自動車販売展示場（物品の受渡し行為のあるもの）</p>	<p>するもの (3) 不特定多数の者の出入が極めて少ないもの 4 レンタルショップにおいて店頭での物品の販売が無いものは、15項に該当する。</p>
(5) 項 イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>	<p>保養所、ユースホテル、山小屋、ロジ、貸研修所の宿泊室、不特定の者が利用し、かつ、独立性が高い寺院の宿坊、青年の家、モーター、ウィークリーマンション(旅館業法の適用のあるもの)レンタルルーム（副次的に宿泊が可能なものに限る。）</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続し社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(5) 項 ロ	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下等、階段室等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。</p> <p>3 シェアハウス（ゲストハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p>
(6) 項 イ (1)	<p>1 (6) 項イ(1)に掲げる防火対象物は、次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>2 総務省令で定める病院とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。（規則第5</p>	病院 医院	<p>1 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。</p> <p>(1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。</p> <p>(例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。</p> <p>(2) 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報すること</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
<p>(6) 項イ(1)</p>	<p>条第3項)</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>3 総務省令で定める診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。（規則第5条第4項）</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第1</p>		<p>により、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている場合は、この限りではないこと（以下この1(3)において同じ。）。</p> <p>(3) 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。</p> <p>なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。</p> <p>(4) 規則第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。</p> <p>(5) 規則第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。</p> <p>2 特定診療科名については次によること。（(6)項イ(2)において同じ）</p> <p>(1) 特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、同項第</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 イ (1)	<p>号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせ た名称</p> <p>※ 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定 多数人のため医業又は歯科医業を行う場所 であって、患者 20 人以上の収容施設を有するも のをいう。</p>		<p>2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2 第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も 該当すること。(組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女 性美容外科)ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲 げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち肛門及び乳腺 のみが、同号ハ(3)に掲げる事項(診療方法の名称)については、外科 のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであ り、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳 腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診 療科名(例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当 する。)として取り扱うこと。</p> <p>(2) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診 療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特 定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 イ (1)			

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 イ (1)			
(6) 項 イ (2)	<p>(6) 項イ(2)に掲げる防火対象物は、次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>※ 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するものをいう。(6)項イ(3)、(4)において同じ)</p>	診療所	<p>令別表第1(6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。)が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項イ(3)	<p>(6) 項イ(3)に掲げる防火対象物は、病院 ((6) 項イ(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所 ((6) 項イ(2)に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所をいう。</p> <p>※ 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦又はじよく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。((6)項イ(4)において同じ)</p>	<p>病院 診療所 助産所</p>	
(6) 項イ(4)	<p>(6) 項イ(4)に掲げる防火対象物は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。</p>	<p>診療所 助産所</p>	
(6) 項ロ(1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営</p>		<p>1 防火対象物が令別表第1(6)項ロ若しくはハ又はその他の用途に該当するかどうかの用途の判定等については、次によること。((6) 項ロ(2)から(5)及び(6) 項ハ(1)から(5)にて同じ)</p> <p>(1) 令別表第1(6)項ロ及びハの「その他これらに類するもの」として総務省令で定めるもの」を定める規則第5条に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>(2) 施設又は事業の名称から一律に(6)項ロ又はハとすることなく、</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ロ (1)	<p>み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。</p> <p>※ 総務省令で定める区分とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに</p>	<p>軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 ケアハウス(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)</p>	<p>福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。</p> <p>2 利用実態が変化した場合に令別表第1(6)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所又は同条第15項に規定する共同生活援助（平成26年3月31日までは、共同生活介護）を行う施設、令別表第1(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」（以下この2において「社会福祉施設等」という。）における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数を算定する場合は、次によること。</p> <p>((6) 項ロ(2)から(5)及び(6) 項ハ(1)から(5)にて同じ)</p> <p>(1) 社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。</p> <p>(2) (1) が明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。</p> <p>(3) (2) の届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受入れ体制に関する資料の提出を求め、算定される人数によること。</p> <p>3 入居又は宿泊の状況について、防火対象物の利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により再度用途判定を行った際に、別の用途と判定される場合の当該防火対象物の用途は、当該別の用途であり、一定期間の利用</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ(1)	<p>掲げる区分（要介護3から5）をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になったもの等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、</p>		<p>者数の平均値により判定されるものではないこと。（（6）項ロ(2)から(5)及び（6）項ハ(1)から(5)にて同じ）</p> <p>4 令別表第1（6）項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者。5において「避難が困難な要介護者」という。）の割合が施設全体の定員の半数以上を占めるもの又は介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることをいうものであること。</p> <p>5 令別表第1（6）項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、実態として、利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいうこと。この場合、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。</p> <p>6 令別表第1（6）項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、4又は5のいずれかに該当するものをいうこと。</p> <p>7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に関する令別表第1の用途の取扱いについては、当該住宅を設置、運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理（以下「介護サービス等」という。）のいずれか1つでも行われているものについては、令別表第1（6）項ロ又はハの有料老人ホームに</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ロ (1)	<p>65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設をいう。</p> <p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の各号に掲げる施設をいう。 (規則第5条第6項) (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。） ※(6)項ロ(1)補足事項4参照</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p>	<p>該当すること。（(6)項ハ(1)にて同じ）</p> <p>8 老人デイサービス事業を行う施設として指定を受けている事業所において、利用者を自主事業として宿泊させるものは、ひと月当たりの宿泊させるサービスの提供が5日以上のもを令別表第1(6)項ロ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」として取り扱うこと。なお、ひと月当たりの宿泊させるサービスの提供が、1日以上4日以下のものは、令別表第1(6)項ハ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」として取り扱うこと。（(6)項ハ(1)にて同じ）</p> <p>9 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。（(6)項ハ(1)にて同じ）</p> <p>10 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。（(6)項ハ(1)にて同じ）</p> <p>11 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。（(6)項ハ(1)にて同じ）</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ロ (1)	<p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)</p> <p>※(6)項ロ(1)補足事項5参照</p>	<p>指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業(お泊りデイサービス等)</p>	
(6) 項 ロ (2)	<p>救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		
(6) 項 ロ (3)	<p>乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		
(6) 項 ロ (4)	<p>障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。</p>	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ロ (5)	<p>1 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、施設入所支援(主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を行う施設をいう。</p> <p>※ 総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号から第7号までに掲げる区分(障害者支援区分4から6)をいう。</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要</p>	<p>肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、(各施設、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)</p>	<p>1 令別表第1(6)項ロ(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、同項ロ(5)に規定する障害者支援施設、短期入所を行う施設及び共同生活援助を行う施設を利用する者のうち、規則第5条第7項に規定する区分に該当する者(障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分(平成26年4月1日以後は、同法改正により障害支援区分)が4以上の者)が8割を超える施設をいうこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ロ (5)	<p>とする障害者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう</p> <p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>	<p>障害者グループホーム(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)</p>	
(6) 項 ハ (1)	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者又は養護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び介護の方法の指導等を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く）とは、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、</p>	<p>軽費老人ホーム A型、軽費老人ホーム B型、ケアハウス（各施設、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
<p>(6) 項 ハ (1)</p>	<p>老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的にを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（(6) 項ロ(1)に掲げるものを除く）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定める供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約束する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人</p>	<p>在宅介護支援センター</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (1)	<p>デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者又は養護者に対し、特別養護老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を提供する事業を行う施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く）とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。）をいう。</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (2)	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		
(6) 項 ハ (3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けることを目的とする施設をいう。</p> <p>2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところにより設置される施設をいう。</p> <p>4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の</p>	<p>保育所型認定こども園</p> <p>地方裁量型認定こども園</p>	<p>1 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。（住居と兼用しているものは含まない）</p> <p>2 保育所型認定こども園とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。</p> <p>3 地方裁量型認定こども園とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう（地方裁量型認定こども園については実情に応じ、令別表第1（6）項ハ(3)、（6）項ニ又は（16）項イとして取り扱うこと）</p> <p>4 複数棟が一の認定こども園として認可された場合は、いずれの棟も同一用途とすること。</p> <p>5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設における本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知）中、地域小規模児</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (3)	<p>理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所</p>		<p>児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。)は、本体施設と同じ用途である令別表第1(6)項ハ(3)として取り扱うこと。</p> <p>また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。）についても、同様の考え方により、本体施設と同じ用途（例えば、児童養護施設における分園型小規模グループケアにあつては、令別表第1(6)項ハ(3)）として取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ(3)	<p>その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>8 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であつて、市町村が同法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）</p>	赤ちゃんホーム、託児所(企業内保育所を含む。)、認証保育所、病児保育室、病後児保育室	
(6) 項ハ(4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>2 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有す</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (4)	<p>る児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p>	<p>児童相談所（児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時的保護する施設」を含む場合に限る。） 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）</p>	
(6) 項 ハ (5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>2 障害者支援施設（6項ロ(5)に掲げるものを除く）とは、障害者につき、施設入所支援（主とし</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (5)	<p>て夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を行う施設をいう。</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害のある者に対し、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設((6)項ロ(5)に掲げるものを除く)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病</p>	<p>肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮(各施設、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。)、身体障害者通</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (5)	<p>その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、定められた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために</p>	<p>所授産施設、精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設、心身障害者福祉センター、心身障害者福祉作業所、心身障害者生活実習所</p> <p>身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム</p> <p>障害者グループホーム(避難が困難な障害者等を主と</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ハ (5)	<p>必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>	<p>して入所させるもの（のをのぞく。）</p>	
(6) 項 ニ	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>	<p>幼稚園型認定こども園</p> <p>地方裁量型認定こども園</p>	<p>1 幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p> <p>2 幼稚園型認定こども園とは、次のいずれかに該当する施設をいう。※</p> <p>(1) 幼稚園教育要領（平成20年文部省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子供に該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>(2) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項 ニ			<p>イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>3 地方裁量型認定こども園とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう（地方裁量型認定こども園については実情に応じ、令別表第(6)項ハ(3)、(6)項ニ又は(16)項イとして取り扱うこと)</p> <p>4 複数棟が一の認定こども園として認可された場合は、いずれの棟も同一用途とする</p>
(7) 項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校を言う。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校を</p>	<p>消防学校、消防大 学校、自治大 学校、警察学 校、警察大 学、理容学 校、美容学 校、洋裁学 校、タイピ スト学校、外 国語学校、料 理学校、防 衛大、防衛医 科大、自衛隊 学、看護学 校、看護助 産学、臨床検 査技師学、視 能訓練</p>	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 小学校、中学校、高等学校の同一敷地内に設けられた学校給食施設は7項に該当する。</p> <p>5 学習塾、そろばん塾、織物教室、音楽教室、料理教室等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校以外のものでも、その実態により、学校の形態を有しているものと認められる場合は、これらに</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(7) 項	<p>いう。</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>6 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。(他の法令で定めるものを除く。)</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>	<p>学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校、学習塾、そろばん塾、織物教室、音楽教室、料理教室</p>	<p>類するものとして令別表第1の(7)項に該当する。</p> <p>この場合の「学校の形態」の主な目安は、①趣味や娯楽的なものではなく、専門的な知識を習得するためのもの、②専門の講師があらかじめ決められたカリキュラムに沿って生徒に講義を行うもの、③個人が近所の者を集めての寺小屋のような小規模なもの以外のものとする。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	郷土館、記念館	
(9) 項 イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う施設をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを言う。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項 ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	<p>1 (9) 項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>		
(12) 項 イ	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</p>	<p>授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター(学校と敷地を異にするもの。)</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(12) 項 ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13) 項 イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付き自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p>
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		

項	定義	該当用途例	補足事項
(15) 項	<p>その他の事業所とは、(1) から (14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。</p>	<p>官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券販売場、モデル住宅、体育館、レンタルルーム、水族館、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控室は除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみ展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。 6 工場等の厚生施設として、同一敷地内にある従業員専用の食堂は本項に該当する。

項	定義	該当用途例	補足事項
(15) 項		ミニゴルフ場、車検場、バレー教習場、日本舞踊場、スイミングスクール、スポーツジムまちかど子育てサポートルーム、コンテナ型データセンター、児童相談所(児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」を含むものを除く。)、買取専門店(商品を販売しないものに限る。)	
(16) 項 イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
(16) 項 ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		

項	定義	該当用途例	補足事項
(16) の 2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略		
(16) の 3) 項	令別表第1で定義されているため省略		
(17) 項	<p>本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地

項	定義	該当用途例	補足事項
(17) 項			に定着する工作物を一般に指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区画が連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	規則第5条で定義されているため省略		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(2) 係留中の船舶</p> <p>(3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号））</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(20) 項			<p>で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43号で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく無軌道電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、空砲、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(20) 項			<p>自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第3条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車</p>

別表 1 - 3

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	<u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣裳部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u>	展示室、プレイガイド、プロダクション観覧場の会議室及びホール	
(1) 項 ロ	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、その他上欄を準用する。	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>	<u>展示博物室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>遊戯室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>サロン</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>結婚式場</u>	
(2) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>		
(2) 項 ロ	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>	サウナ室、体育館	
(2) 項 ハ	<u>客室</u> 、 <u>通信機器室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>クローク</u>		

(2) 項 ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3) 項 イ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊戯室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	<u>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室</u>	<u>娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室</u>	<u>宴会場、会議室、結婚式場、売店</u> （連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項 ロ	<u>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室</u> 、物置、管理人室	<u>売店、専用駐車場、ロビー、面会室</u>	来客用宿泊室	

(6) 項 イ	<u>診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室</u>	食堂、売店、専用駐車場、 <u>娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム</u>	臨床研究室	
(6) 項 ロ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</u>	売店、専用駐車場		
(6) 項 ハ	<u>居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</u>	売店、専用駐車場		
(6) 項 ニ	<u>教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室</u>	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	<u>教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室</u>	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室</u>	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		

(9) 項 イ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模な簡易サウナ)、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	食堂、売店、喫茶室、 <u>旅行案内所</u> 、専用駐車場	理容室、両替所	
(11) 項	<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂</u>	食堂、売店、喫茶室、 <u>専用駐車場</u> 、図書室	<u>宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室</u> (旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態、にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	<u>作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室</u>		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</u>	食堂、売店、喫茶室、 <u>専用駐車場、ラウンジ</u>		客席、ホールで興業場法の適用のあるものは、原則として、(1)項に該当する。
(13) 項 イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	<u>食堂、売店</u>		

(13) 項 口	格納庫、 <u>修理場</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>			
(14) 項	<u>物品庫</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>作業室</u> （ <u>商品保管に関する作業を行うもの</u> ）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>展示場</u>			
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>物品庫</u> （ <u>商品倉庫を含む。</u> ）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>診療室</u>	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興業場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	市民 センター 文化	<u>事務室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>ホール</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>視聴覚教室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>体育室</u> 、	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。

(15) 項	センター 児童館 老人館		トレーニング室		
	研修所	<u>事務室</u> 、教室、体育 室	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>喫茶 室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>専用 駐車場</u>		研修のための宿泊施設は、(5)項口の用 途に供するものとして扱う。
	観覧席を 有しない 体育館	体育室、更衣室、控 室、浴室	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>喫茶 室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	映写室、図書室、集会室、 展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、 小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有 するものは、本項に該当する。

(注) 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年4月15日付消防予第41号、消防安第41号)の別表にある項目を示す。

第2 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置の要否の判定は、敷地ではなく、1の棟（原則として、独立した1の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの。))ごとに行う。ただし、令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項の規定に係るものについては、当該条項の定めるところによる。
- 2 建築物と建築物とが渡り廊下等により接続されている場合は、別記1の「消防用設備等の設置単位に係る取り扱い」に基づき同一棟又は別棟の判定を行う。
- 3 建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根又はひさしが接している場合若しくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う。（別図2-1）
- 4 鉄道又は道路として使用されている高架工作物の高架下に設けられた防火対象物（以下「高架下防火対象物」という。）のうち、幅員4m以上の道又は通路等により区分されたものは、当該区分された部分ごとに別棟として取り扱う。（別図2-2）
- 5 屋外に設けられる機械式駐車装置（以下この項において「駐車装置」という。）のうち、次の該当するものについては、別棟として取り扱う。
 - (1) 地上に駐車装置を2基以上並べて設置するもののうち、構造的に結合されておらず、かつ、次のいずれかに適合するもの（別図2-3）
 - ア 駐車装置相互の間が、概ね1m以上離れているもの
 - イ 駐車装置相互の間に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること
 - (2) 地下ピットを有する駐車装置のうち、次に適合する区画等がなされているもの（別図2-4）
 - ア 地下ピット内においては、耐火構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれと同等に堅牢、かつ、容易に変更できないものに限る。）の壁で区画されていること。ただし、当該壁を排水溝又は電気配線が貫通する場合は、次の措置が講じられていること
 - (ア) 排水溝が貫通する場合は、貫通部分の断面積を 300 cm^2 以下とし、かつ、区画壁からそれぞれ両側に2m以上の部分が厚さ6mm以上の鉄板で覆われていること
 - (イ) 電気配線が貫通する場合は、貫通部分をモルタル等の不燃材料、延焼防止材又は耐熱シール材等により延焼防止上有効な措置が講

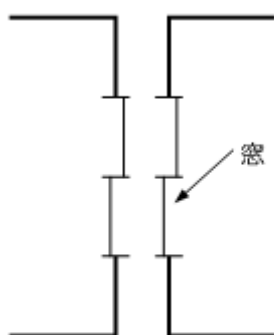
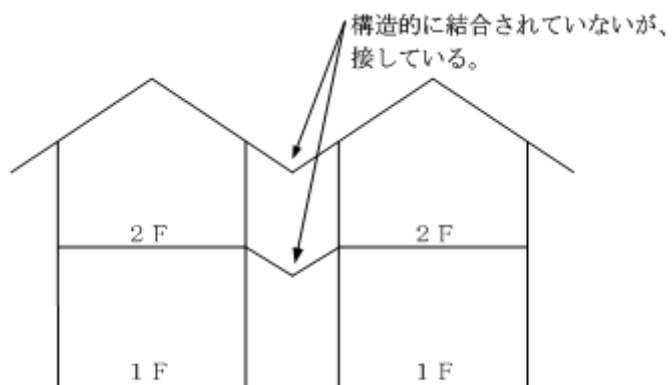
じられていること

- イ 地上部は、次のいずれかの措置が講じられていること
 - (ア) 前アの耐火構造の壁の上部には、幅が概ね1 m以上、厚さ2.3 mm以上の鉄板を設け、かつ、当該鉄板部分には車両が駐車できない構造としていること
 - (イ) 前アの耐火構造の壁の上部に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止上有効な措置を講じていること。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること
- (3) 独立した地下ピットを有する駐車装置を2基以上並べて設置するものうち、次のいずれかに適合するもの(別図2-5)
 - ア 地下ピット相互の間が、概ね1 m以上離れているもの
 - イ 地上部の駐車装置相互の間に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止上有効な措置が講じられているもの。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること
- 6 屋内に設けられる機械式駐車装置(以下この項及び次項において「屋内駐車装置」という。)のうち、次に適合するものは、令第13条における収容台数の算定については、別棟として取り扱う。(別図2-6)
 - (1) 屋内駐車装置の車両乗り入れ面は屋外(建基法上床面積に算定されない部分)に面していること
 - (2) 屋内駐車装置の間を90 cm以上突出した開口部のない耐火構造の壁で建基法上床面積に算定されない部分まで区画されていること
 - (3) (1)の耐火構造の壁には、配管、電気配線(自動火災報知設備の感知器配線は除く。)等が貫通していないこと
- 7 屋内駐車装置と外壁を介してバルコニー下部に駐車装置が存する場合の令第13条における収容台数の算定については、屋内と屋外の収容台数を合算すること。ただし、前6.(1)から(3)に適合する場合は、別棟として取り扱う。(別図2-7)
- 8 第4、別表4-1中、1における収容台数の算定については、すべての層(屋外に設ける場合の最上部の層を含む。)の収容台数を合算すること
- 9 令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項に規定されている「建築物相互の1階の外壁間の中心線」について、同一敷地内に存する平屋建てと2階建ての建築物の場合、2階部分については、水平距離が5 m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。(別図2-8)
- 10 アーケードの取り扱いについては、昭和30年2月1日(「国消発第72号、

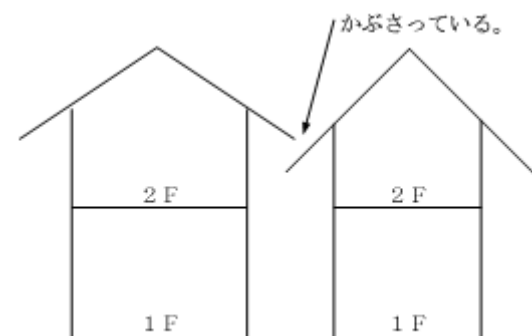
建設省発住第5号、警察庁発備第2号」)の通達により指導するものとする。

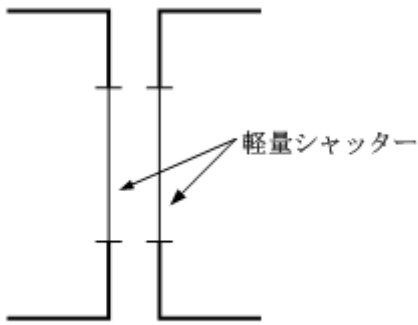
別図2-1 (第2.3関係)

① 屋根が接している場合



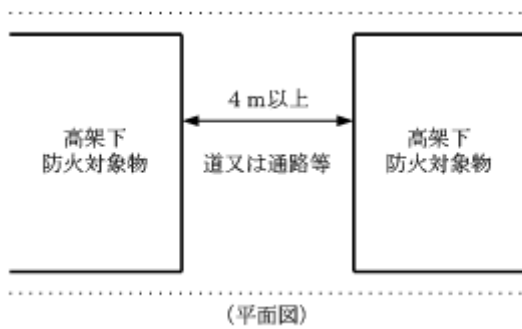
② 屋根がかぶさっている場合



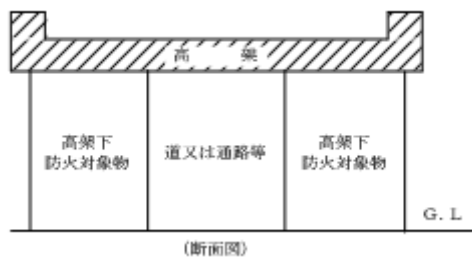


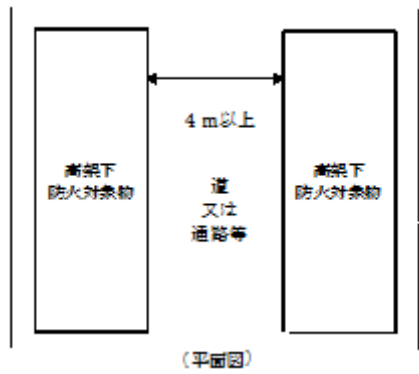
別図 2-2 (第 2.4 関係)

- ① はり間方向の道又は通路等を介して接続する高架下防火対象物の別棟判定



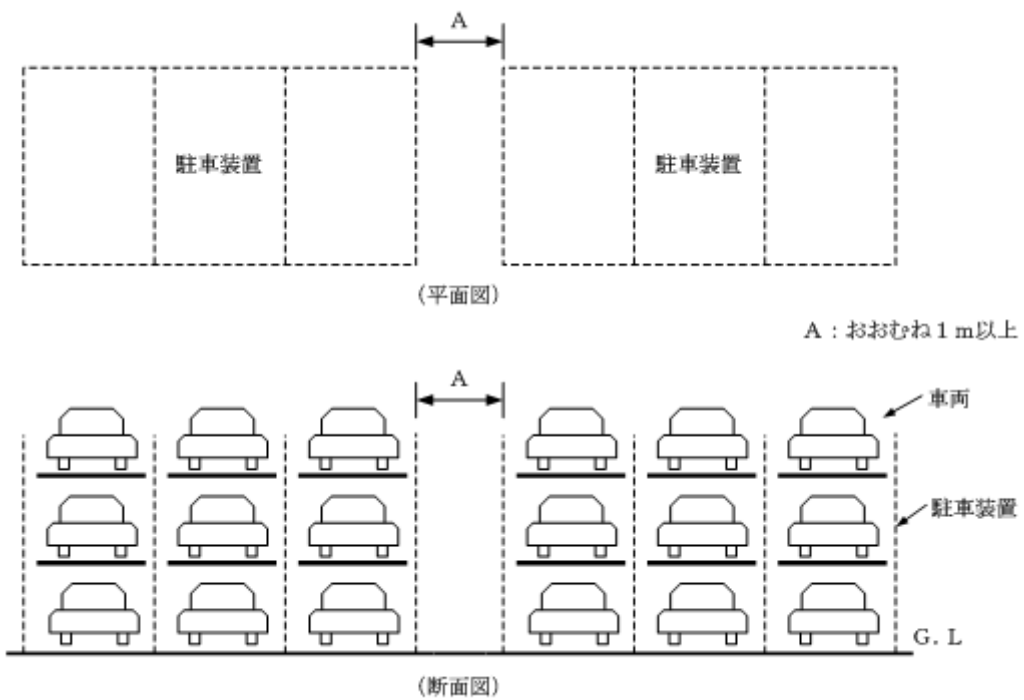
- ② 桁行方向の道又は通路等を介して接続する高架下防火対象物の別棟判定



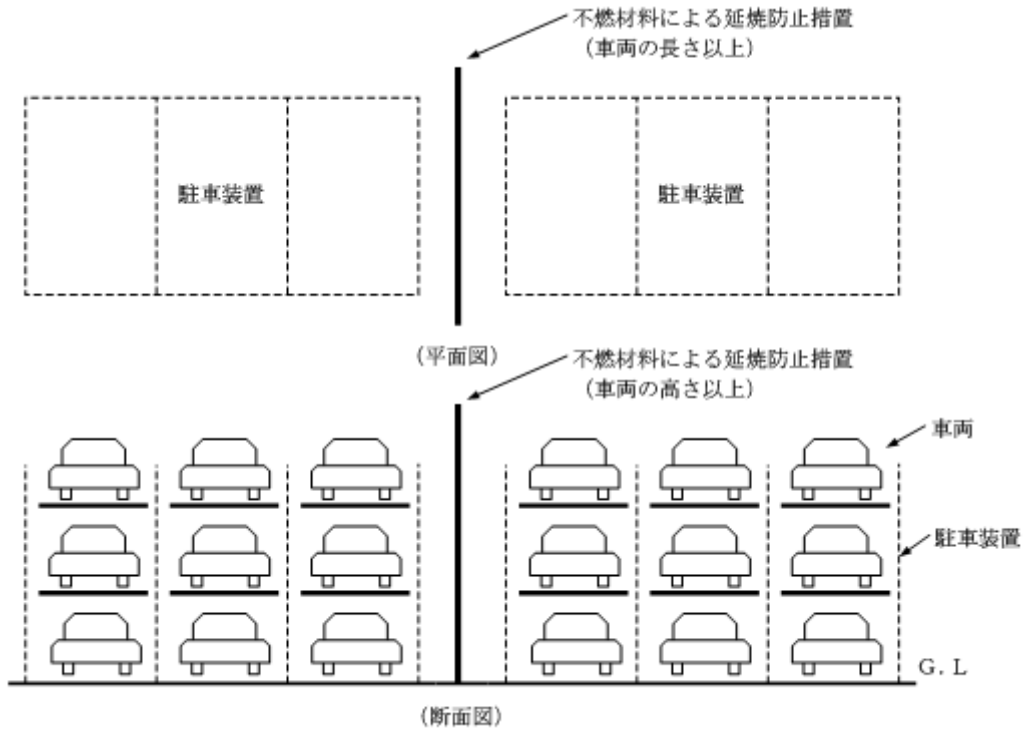


別図 2-3 (第 2. 5. (1) 関係)

① 駐車装置相互の間が概ね 1 m 以上離れているもの

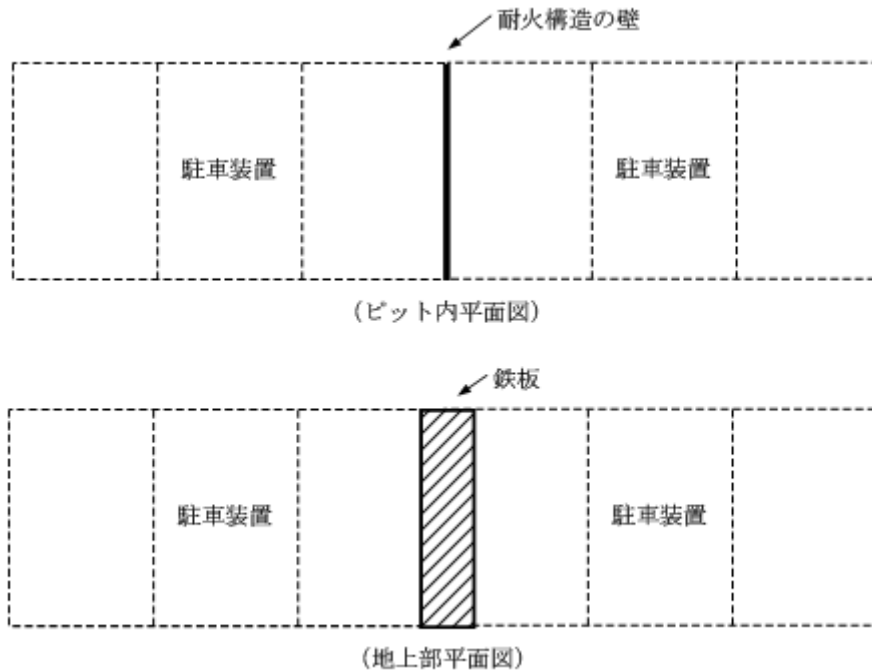


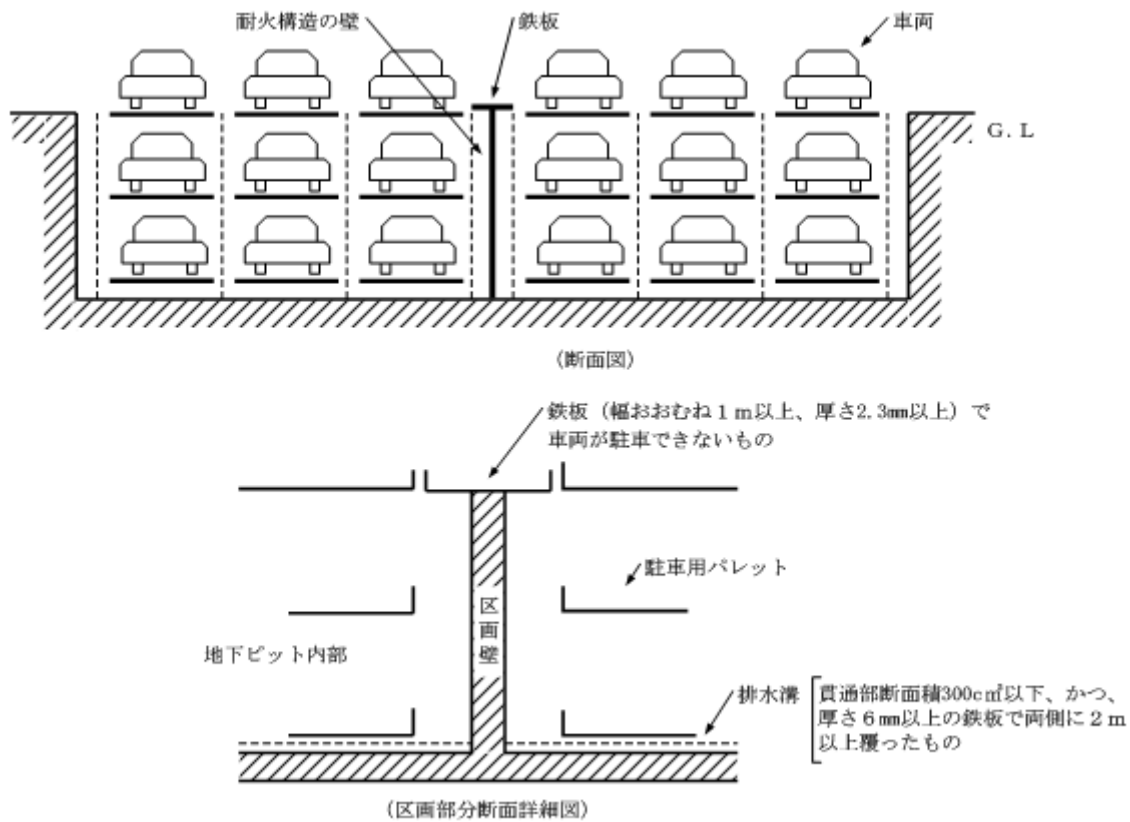
② 駐車装置相互の間を容易に破損しない不燃材料により延焼防止措置が講じられているもの



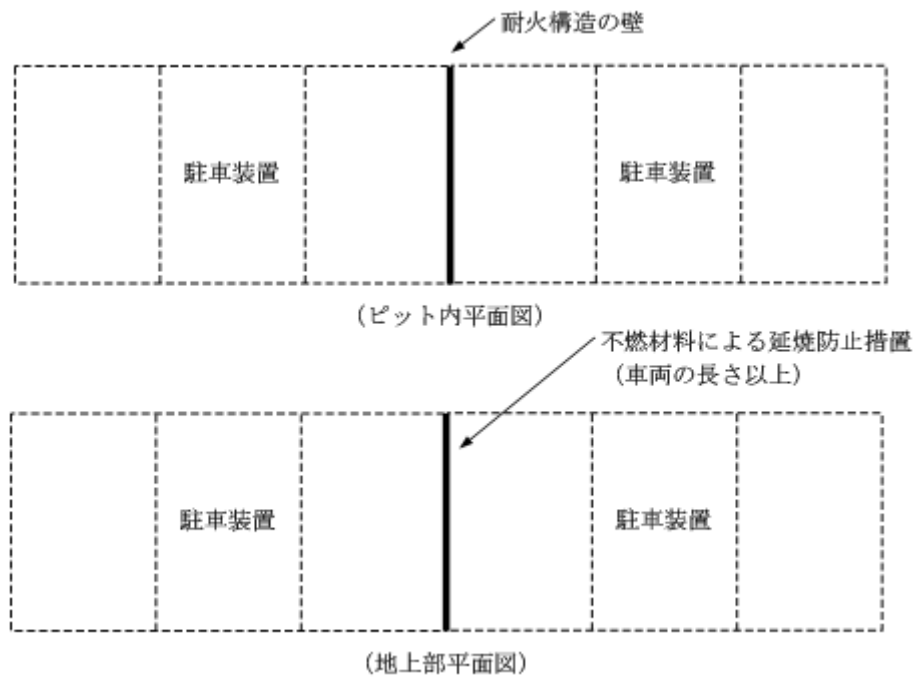
別図 1-4 (第 1. 5. (2) 関係)

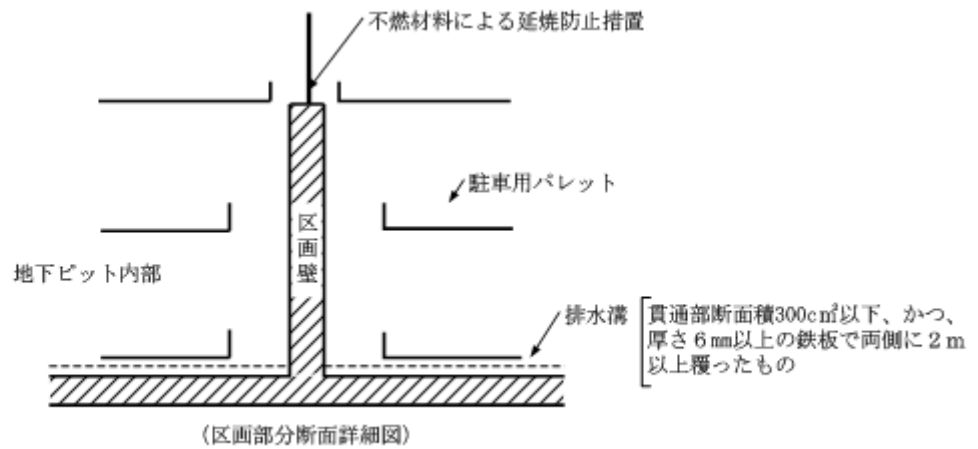
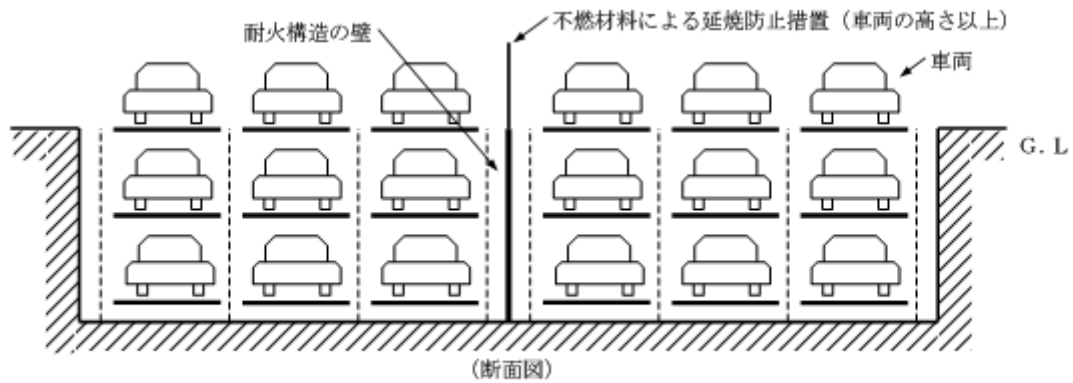
① 地下ピット内を防火区画し、区画上部の地上部を鉄板で覆ったもの





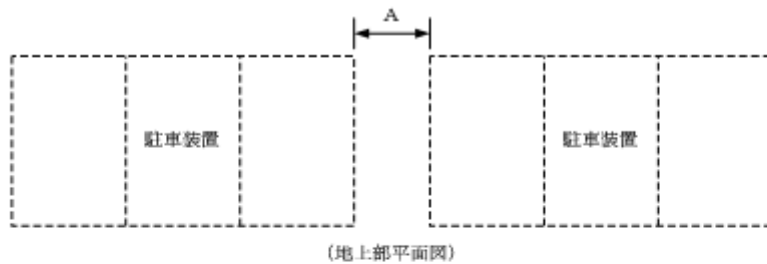
② 地下ピット内を防火区画し、区画上部の地上部に不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの



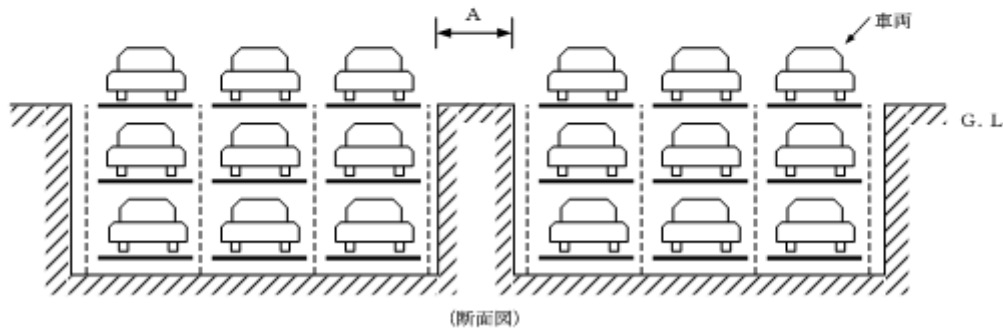


別図 2-5 (第 2. 5. (3) 関係)

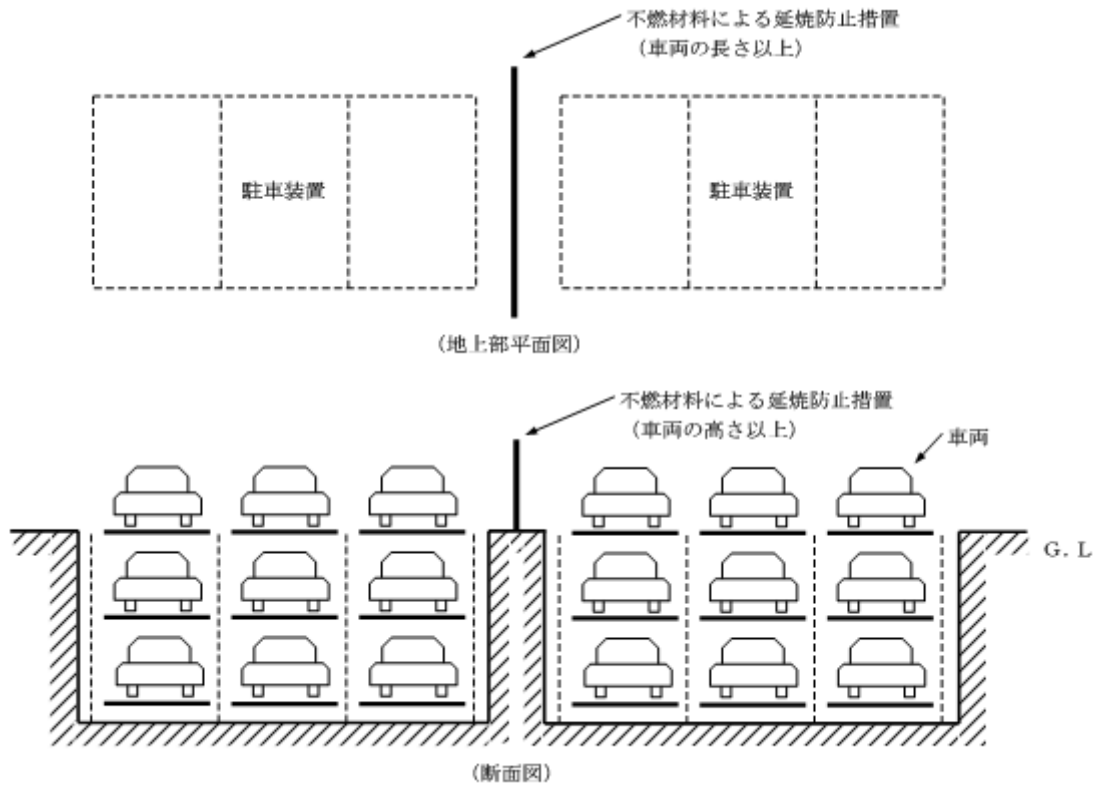
① 独立した地下ピット相互の間が概ね 1 m 以上離れているもの



A : おおむね 1 m 以上

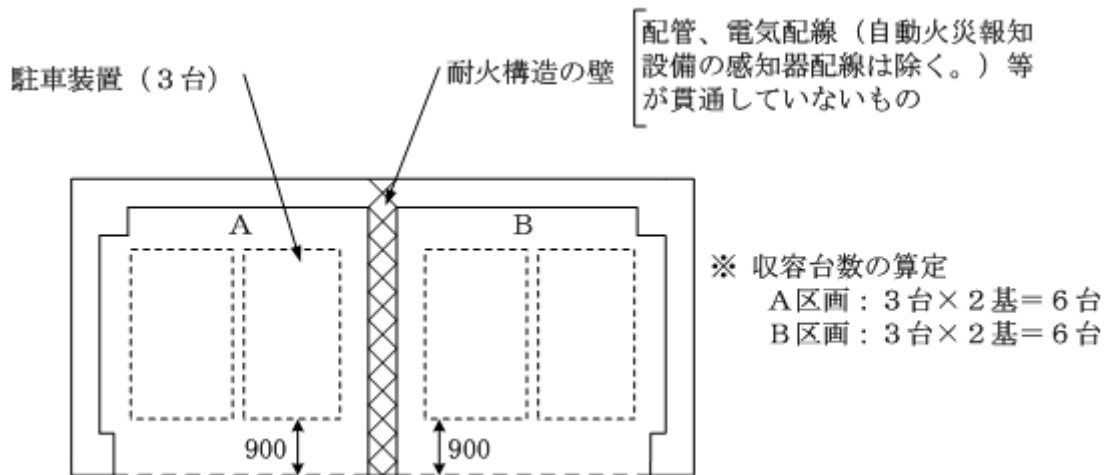


② 独立した地下ピットで地上部に不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの



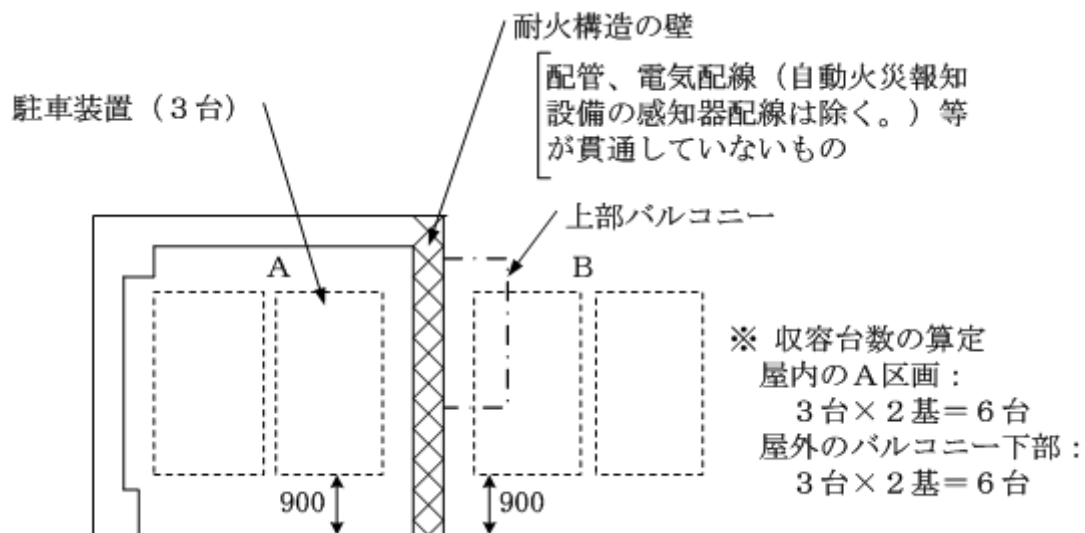
別図 2-6 (第 2. 6 関係)

屋内に設けられる駐車装置の収容台数の算定



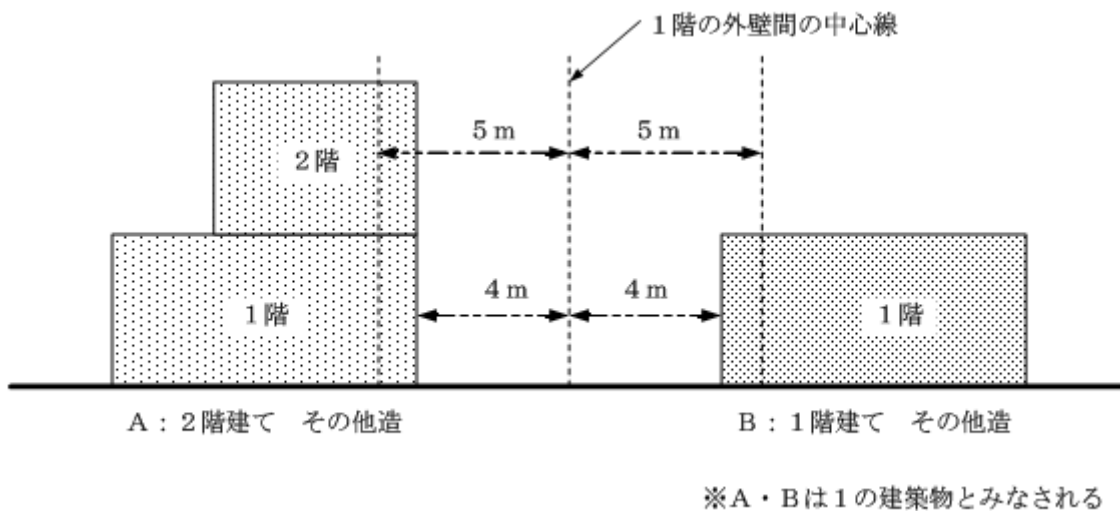
別図 2-7 (第 2. 7 関係)

屋内に設けられる駐車装置と外壁を介してバルコニー下部に駐車装置が存する場合の収容台数の算定



別図 2-8 (第 2. 9 関係)

令第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び第 27 条第 2 項に係る設置単位



第3 建築構造

防火対象物の部分により主要構造部の構造を異にする場合にあっては、当該防火対象物は、次表の左欄に掲げる状況に応じ同表の右欄に掲げる構造のものとみなす。

建築構造	
防火対象物の状況（構成）	みなす構造
A及びB	B
A、B及びC	C
A及びC	C
B及びC	C

注：この表において、A、B及びCは、それぞれ次に掲げる構造を示す。

A：耐火構造（建基法第2条第7号に定める構造）

B：準耐火構造（建基法第2条第9の3号イ又はロに定める構造）

C：A又はB以外の構造

第4 階数の算定

1 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか次によることとするが、地下機械室、荷物棚、屋上の倉庫、塔屋等の階の部分の階数として算定するか疑義が生じる場合は、建築主事等に確認すること。

- (1) 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

ア 耐火建築物であること。

イ 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

ウ 階高（作業床を除く。）は、5m以下であること。（別図4-1）

- (2) 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。

ア 準耐火建築物若しくは耐火建築物を要求されるものについては、建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物（建基令第109条の3第1号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

イ 軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。

- (3) 住宅の小屋裏部分を利用して設ける物置で、次の各号に該当するものについては、階とみなされないものであること。

(ア) 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であること。

（平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部改正」）

(イ) 物の出し入れのために利用するはしご等は、固定式のものとしな
いこと。（昭和55年2月7日建設省住指発第24号）

※ 住宅とは専用住宅、長屋及び店舗併用住宅のうち店舗部分の床面積が延面積の1/2未満、かつ、床面積が50㎡以下のものをいう。

2 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

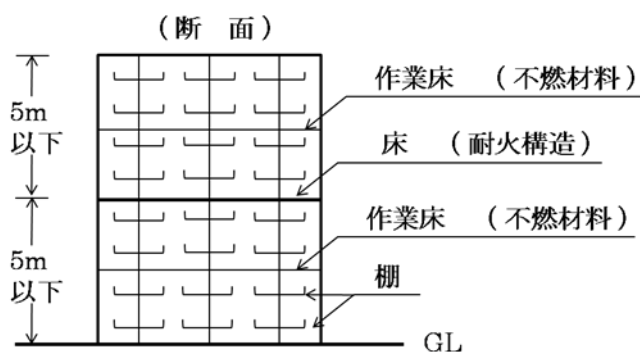
- (1) 倉庫等に設ける積荷用の棚のうち、積荷を行う者が当該部分の外部にいて、その作業を行うことができる構造のものは、階数に算入しない。
（別図4-2）

※ 一般的に棚と床の区別は

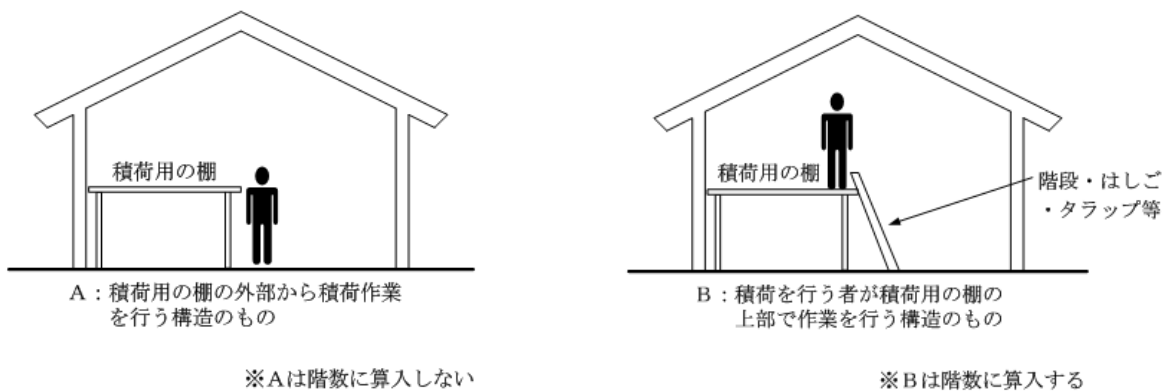
当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

- (2) ラック式倉庫の部分は、階数を1として取り扱うものであること。
- (3) 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので当該部分の高さが概ね1.5m以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。
- (4) 機械式駐車装置のうち次のいずれかに該当するものについては、当該各号に定めるところにより階数を算定する。
 - ア 別表4-1中、1の形態のものは、層（屋外に設ける場合は、最上部の層を除く。）を階として算定する。
 - イ 別表4-1中、2、3及び4の形態のものは、階数を1とする。
- (5) 令8区画又は令第9条の規定により別の防火対象物とみなされるものが下階に存する場合は、当該別の対象物とみなされるものの階を含めて階数を算定する。（別図4-3）
- (6) 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること。（別図4-4）

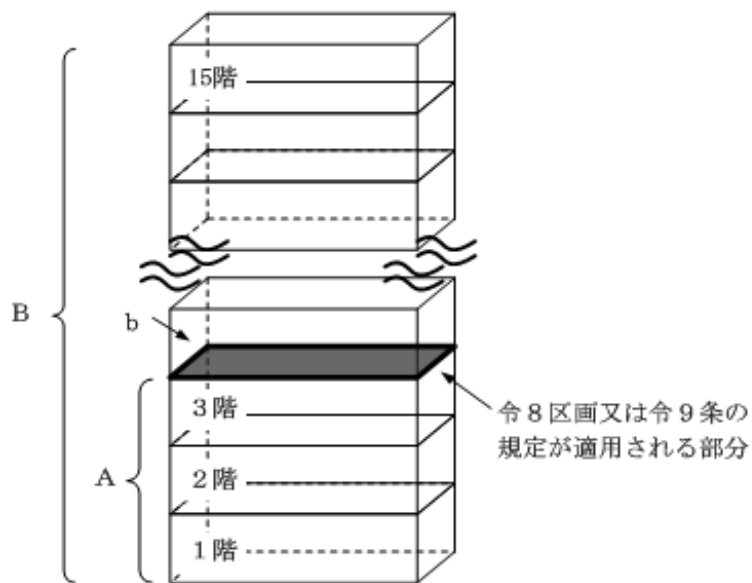
別図4-1（第4.1.(1).ウ関係）



別図4-2 (第4.2.(1)関係)
倉庫等に設けられた積荷用の棚

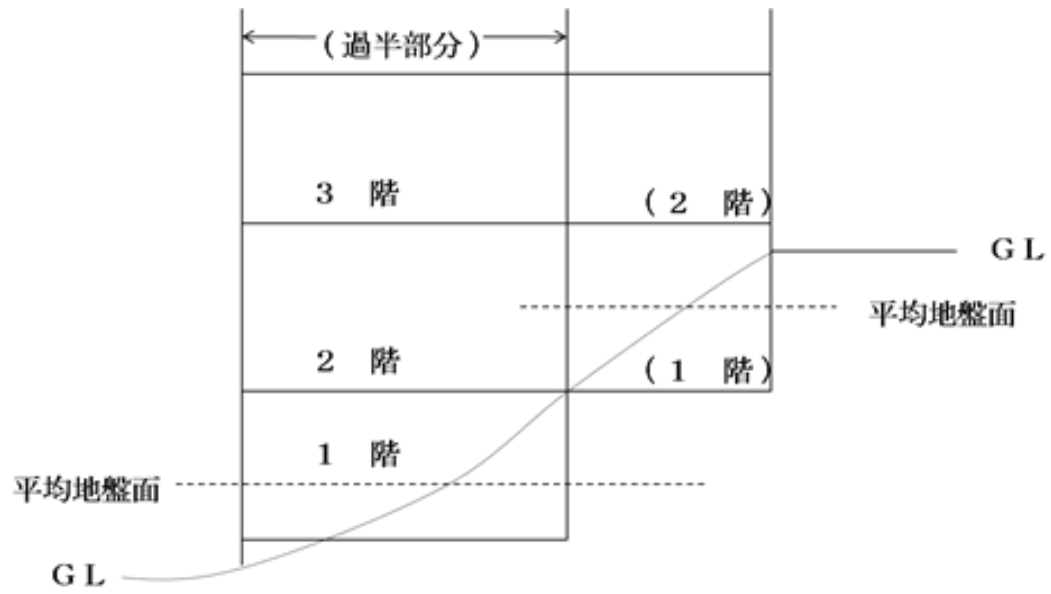


別図4-3 (第4.2.(5)関係)
令8区画又は令第9条の規定により別の防火対象物とみなされるものの階数の算定



A: 階数3の防火対象物とする。
B: 階数15の防火対象物として、また、b部分は4階として算定する。

別図4-4 (第4.2.(6) 関係)



別表 4-1 機械式駐車装置の形態

<p>1</p>		<p>所定の階(層)までカーリフト等の機械装置で搬送した後、自走して所定の駐車位置まで移動するもの</p>
<p>2</p>		<p>駐車位置まで昇降機で搬送し、パレット等に駐車させるもの</p>
<p>3</p>		<p>垂直又は水平に循環するパレット等に直接駐車するもの</p>
<p>4</p>		<p>2段式又は3段式駐車装置のように地上階は自走して駐車(他段の自動車等の移動のための地上のパレットが横方向又は上下に移動するものを含む。)し、他段は昇降機等の機械装置に駐車するもの</p>

第5 床面積及び延べ面積

- 1 建築基準法令上の床面積の算定は、「昭和61年4月30日建設省住指発第115号」の例により算定することとされているが、未確認増改築等に際して、床面積の算定に疑義が生じる場合は、建築主事等に確認すること。

(参 考)

床面積の算定方法について

建設省住指発第115号

昭和61年4月30日

特定行政庁主務部長あて

建設省住宅局建築指導課長

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該

各号に定めるところによるものとする。

- (1) ピロティ
十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。
原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。
- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物
ピロティに準ずる。
- (4) 吹きさらしの廊下
外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上である廊下については、幅 2m までの部分を床面積に算入しない。
- (5) バルコニー・ベランダ
吹きさらしの廊下に準じる。
- (6) 屋外階段
次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。
イ 長さが、当該階段の周長の 1/2 以上であること。
ロ 高さが、1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の高さの 1/2 以上であること。
- (7) エレベーターシャフト
原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。
- (8) パイプシャフト等
各階において床面積に算入する。
- (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット
タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。
- (10) 出窓
次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。
イ 下端の床面からの高さが、30cm 以上であること。
ロ 周囲の外壁面から水平距離 50cm 以上突き出していないこと。
ハ 見付け面積の 1/2 以上が窓であること。
- (11) 機械式駐車場
吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m²を床面積として算

入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 桝組壁工法の場合

壁を構成する桝組材の中心線

ハ 丸太組工法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

PC板、ALC板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、レンガ等の主要な構造部材の中心線

2 消防用設備等の設置に係る床面積及び延べ面積の算定は、それぞれ、建基令第2条第1項第3号及び第4号の規定によるほか、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、消防用設備等の要否に係る床面積及び延べ面積は、当該危険物施設の部分を含んで算定する。
- (2) 第2.2の規定により別棟として取り扱った場合における渡り廊下、地下連絡路又は洞道部分については、おのおの接続する棟の延べ面積に応じて当該部分の床面積を按分し、接続している防火対象物の階の床面積に算入する。
- (3) 地下駅舎の床面積の算定は、次による。
 - ア 改札口内にあつては、軌道部分を除きすべて算入する。
 - イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分算入すること。ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。
 - ※ 誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあつても、必要となるので注意すること。
- (4) 地上の駅舎の床面積の算定は、次による。
 - ア プラットホームで、屋根を有し、かつ、床としての形態を有している部分はすべて算入する。
 - イ 軌道部分については、屋根が設けられている場合であっても算入しない。
- (5) 地下街に接続する地下道部分については、店舗、事務所その他の施設の各部分からの歩行距離20mまでの部分を床面積に算入する。ただし、耐火構造の壁又は自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸で区画されている場合は、当該区画されている部分までの範囲を床面積に算入する。
(別図5-1)
- (6) 令第13条の規定の適用の際の床面積の算定は、次による。
 - ア 「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する道路運送車両（原動機付自転車及び軽車両を除く。）（以下「自動車等」という。）の整備又は修理を行う作業室及びこれに接続する油庫、部品庫、工具室並びに整備又は修理のための機械が設けられている室及び車路（車両進入用の傾斜路、カーリフト等を除く。）の床面積の合計とする。
 - イ 「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積は、「消防用設備等の設置に係る運用基準の制定について」（平成26年9月24日付け通達第5号）中「電気設備が設置されている

部分等における消火設備に係る運用基準」（以下「電気設備運用基準」という。）の規定に基づき算定する。

ウ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分が混在する駐車場における床面積は、機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分の床面積を合算する。

(7) 令第13条第1項、令第21条第1項、に規定する「駐車のために供される部分」、「駐車のために供する部分」（以下「駐車のために供される部分等」という。）の床面積の算定は、次による。

なお、「駐車」の定義については消防法令上がないため、道路交通法第2条第1項第18号に規定されている「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停車で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）又は、車両等が停止し、かつ、当該車両等を運転する者（以下「運転者」という。）が車両等を離れて直ちに運転できない状態にあることをいう。」との定義を準用し、場所の名称から一律に判断することなく、実態に応じて駐車のために供する部分等に該当するかを判断すること。

また、駐車のために供する部分等には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路も含まれるものであること。

ア 歩行者用通路（さくその他これに類するものによって区画され、車両が進入できないものに限る。）、車両進入用の傾斜路又はカーリフト等の部分は、算入しない。

イ 機械式駐車装置の場合の床面積の算定は、第4、別表4-1中の形態に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 第4、別表4-1中、1の形態のものは、階（層）ごとに壁（壁のないものにあつては手すり等）の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。

(イ) 第4、別表4-1中、2及び3の形態のものは、壁（壁のないものにあつては柱等）の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。

(ウ) 第4、別表4-1中、4の形態のものは、柱及び駐車するパレット等の端部で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。

ウ 一の階に、駐車のために供される部分等が2カ所以上に分散して存する場合の床面積は、当該部分の床面積を合算する。ただし、駐車のために供される部分等が相互に区画されている場合で、当該区画が規則第13条第2項第1号（イ、ロ及びニを除く。）の規定に適合し、かつ、区画間に

において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとの床面積により令第13条、令第21条の規定を適用する。(別図5-2)

エ 屋上に設けられるものにあつては、アによるほか、パラペット又はネットフェンスその他これらに類するもので囲まれた部分を床面積とする。

(8) 周囲が開放された高架の下を駐車場、倉庫及び販売所等(以下「駐車場等」という。)の一定の用途に供するものは、令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱うものとし、それぞれ次に定めるところによる。

ア ネットフェンス又は塀等で囲まれた部分のうち高架の水平投影面積を床面積とする。(別図5-3)

イ ネットフェンス又は塀等以外で囲まれている場合についても、当該囲いをネットフェンス又は塀等とみなして、前アに準じて当該用途に供する部分を床面積とする。

ウ 高架下防火対象物に隣接して、機能的に従属している外気に開放された駐車場等を設けるものについては、当該駐車場等を機能的に従属している部分として取り扱い、防火対象物の用途を判定する。

なお、この場合の床面積は、高架下防火対象物と駐車場等の床面積を合算する。(別図5-4)

(9) 令別表第1に掲げる防火対象物となる機械式駐車装置については、(7)イの規定により算定した当該用途に供する部分を床面積とする。

(10) 機械式駐輪場については、壁(壁のないものにあつては柱等)の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。

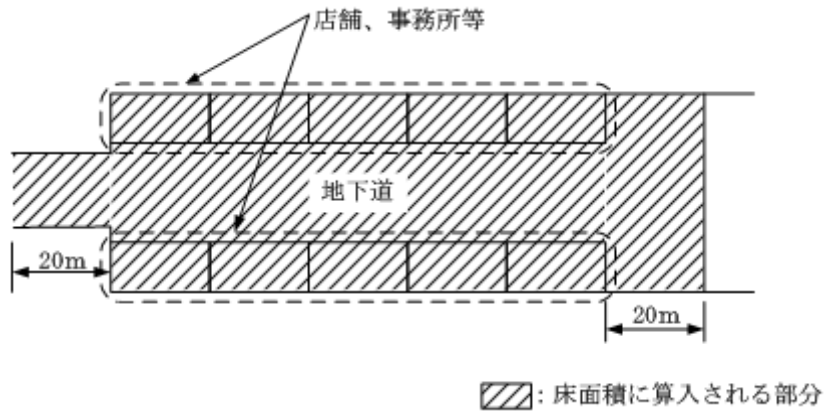
(11) 観覧場で、屋外の客席部分については、床面積に算入しない。

(12) ラック式倉庫(棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。以下同じ。)にあつては、「第14ラック式倉庫の取り扱い」によること

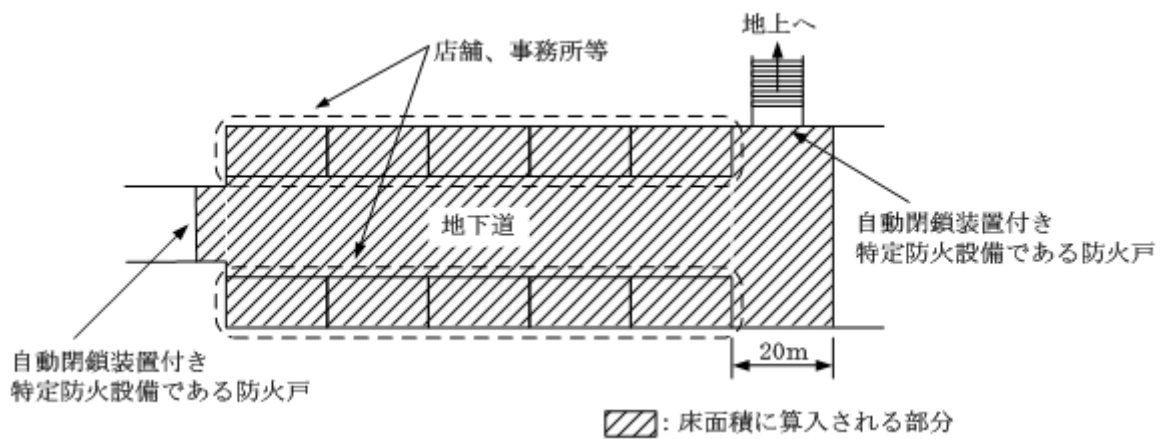
3 第4の規定により階数に算入しない部分については、床面積についても算定の対象にしない。

別図5-1 (第5.2.(5)関係)

① 地下街に接続する地下道部分の床面積の算定

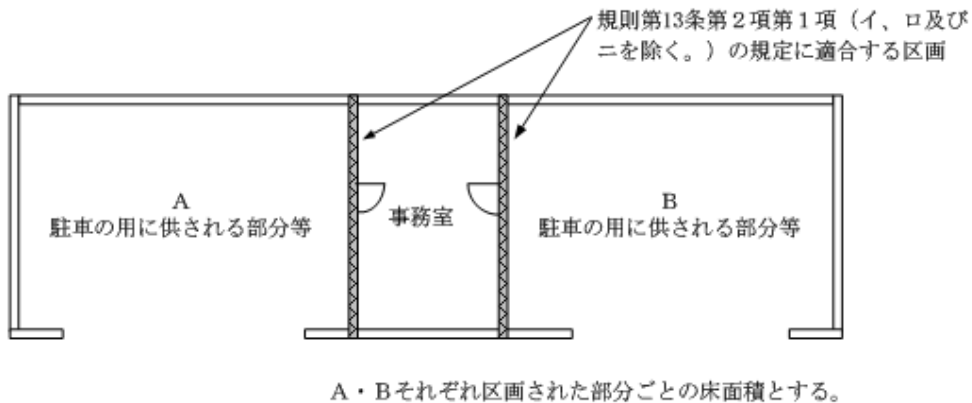


② 地下街に接続する防火区画された地下道部分の床面積の算定



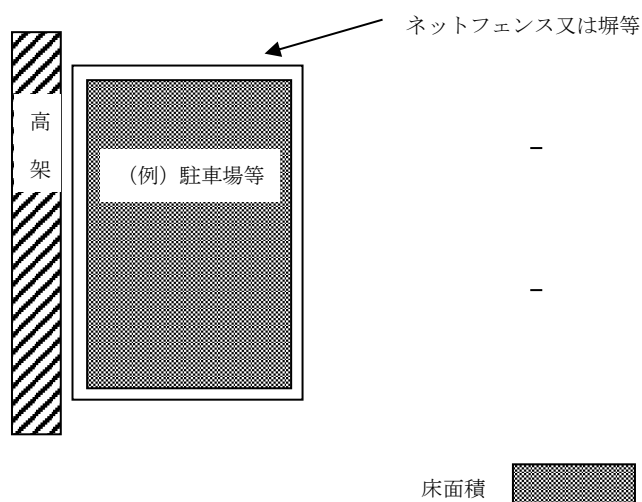
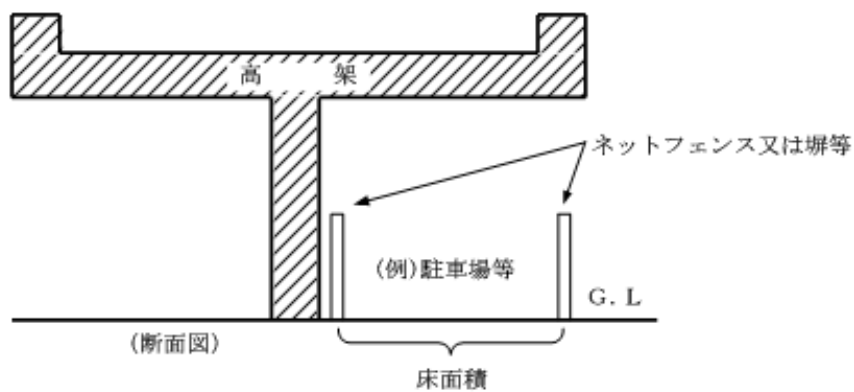
別図5-2 (第5.2.(7).ウ関係)

駐車のために供される部分等が相互に区画されている場合の床面積の算定



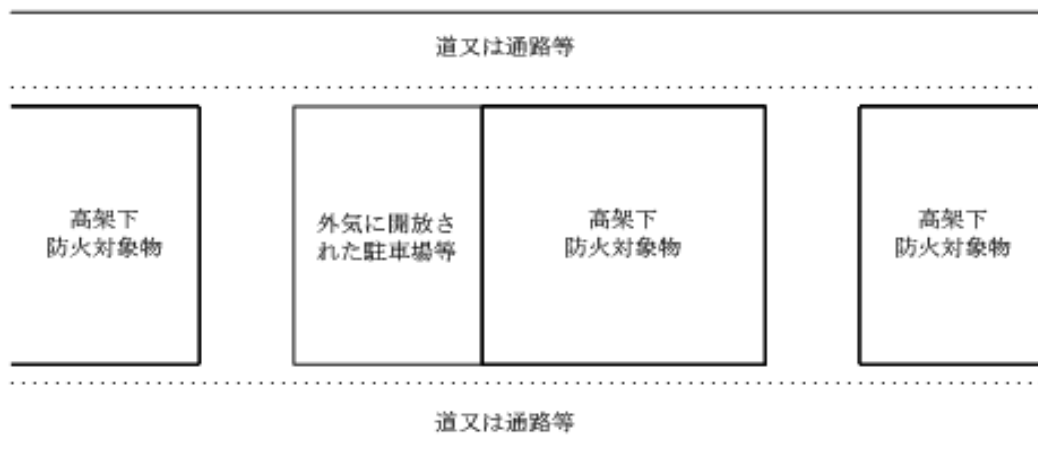
別図5-3 (第5.2.(8).ア関係)

ネットフェンス又は塀等で囲まれた高架下防火対象物の床面積の算定



別図5-4 (第5.2.(8).ウ関係)

機能的に従属している外気に開放された駐車場等を設けるもの

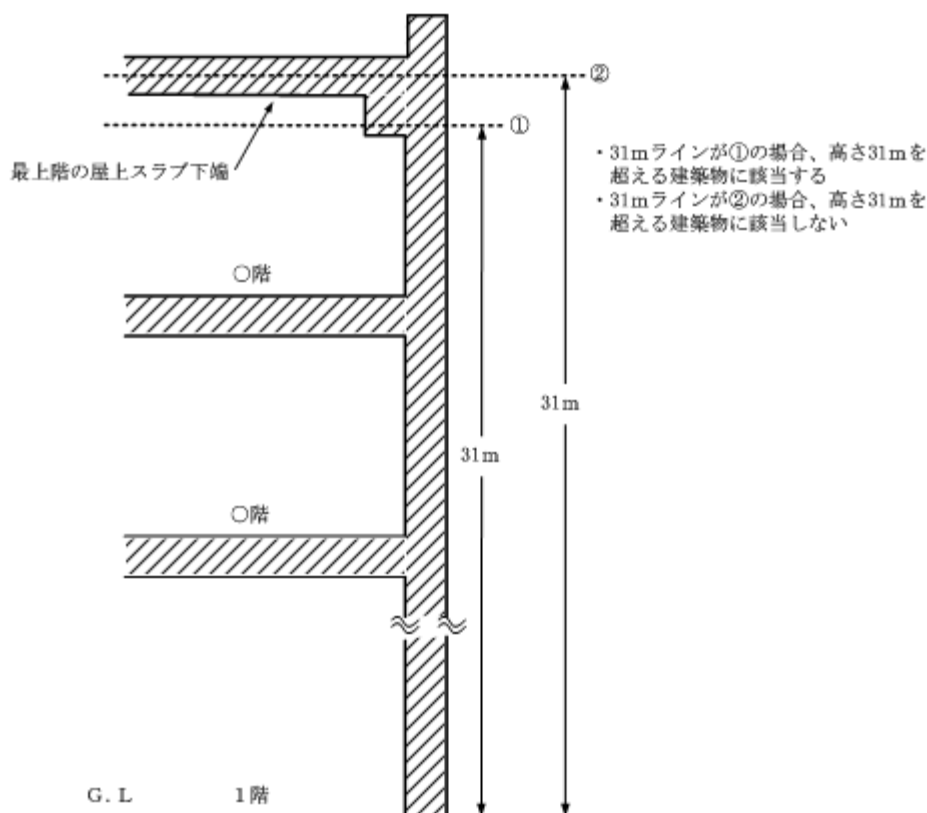


第6 高さ

- 1 法第8条の2に規定する高層建築物の高さは、地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）からの最高の高さをいう。ただし、屋上部分にある階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、12mまで並びに棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類するものの屋上突出物は、同条の高さに算入しない。
- 2 令第27条第1項第2号及び条例第3条の4第1項第2号ニ(ロ)に規定する高さは、地盤面からの最上階の屋上スラブの下面までの高さをいう。（別図6-1）
- 3 ラック式倉庫にあつては、「第14 ラック式倉庫の取り扱い」によること

別図6-1（第6.2関係）

令第27条第1項第2号及び条例第3条の4第1項第2号ニ(ロ)に規定する高さ



第7 令第9条の適用

- 1 用途に着目して規制されるもの以外の規定（令第10条第1項第4号及び第5号、第11条第1項第5号、第12条第1項第8号、第13条、第21条第1項第8号、第11号、第12号、第13号及び第15号、第21条の2第1項第3号、第27条第1項第2号、第29条第1項第1号、第2号及び第5号、第29条の2第1項第1号）の適用については、令第9条の規定を適用しないものとする。
- 2 令第11条第2項の規定の適用については、令第9条の規定を適用する。

[参考（2関係）]

消防予第269号 昭和56年11月10日	
福岡県民生部長 殿	
予防救急課長	
消防法施行令第9条の解釈について	
問	
複合用途防火対象物に対する消防用設備等については、消防法施行令（以下「令」という。）第9条の規定により、それぞれの用途ごとに規制することとされているが、別図のように用途ごとに建築構造が異なる場合、令第11条第2項の規定は次のいずれにより取り扱うべきか、ご教示をお願いします。	
なお、[略]	
1 令第9条の規定により用途ごとに取り扱うので、令第11条第2項が適用され屋内消火栓設備の設置義務はない。	
2・3 [略]	
別 図	
令別表第一 16項（イ）の防火対象物	
5項（イ）耐火構造 (700m ²)	4項 木造 (200m ²)
令第8条に該当しない区画	
問題点	
令第9条中の「……当該用途に供される一の防火対象物とみなす。」が建築構造にまで及ぶか否か。	
答	
1 お見込みのとおり。	
[略]	

第8 無窓階の取扱い

令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか細部については、次によるものであること。

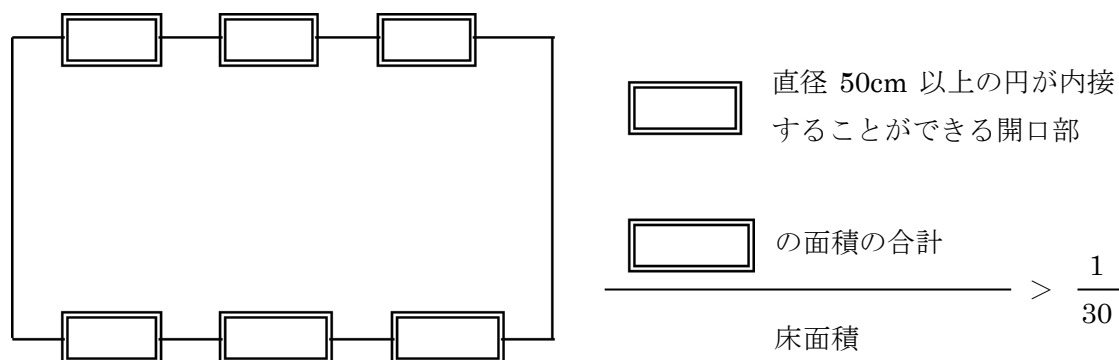
1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。（別図8-1）

別図8-1（第8.1.(1)関係）

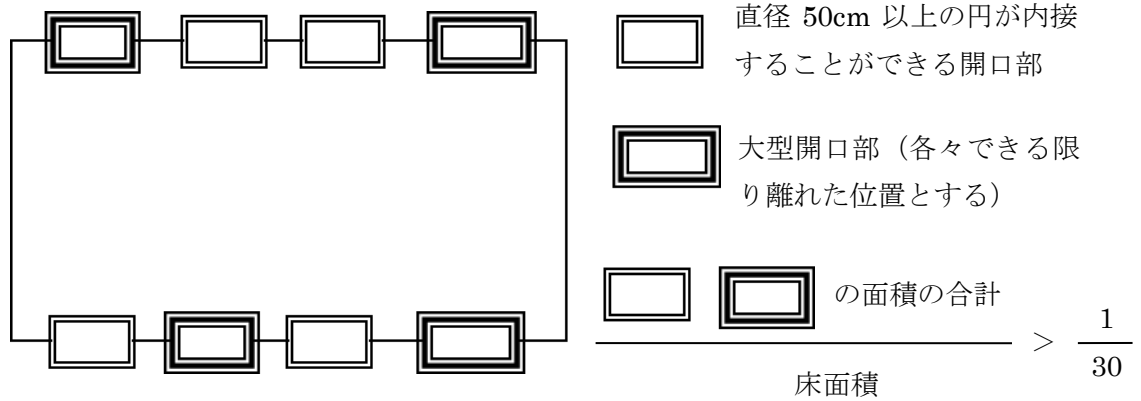


(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部またはその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。

（別図8-2）

別図8-2 (第8. 1. (2) 関係)

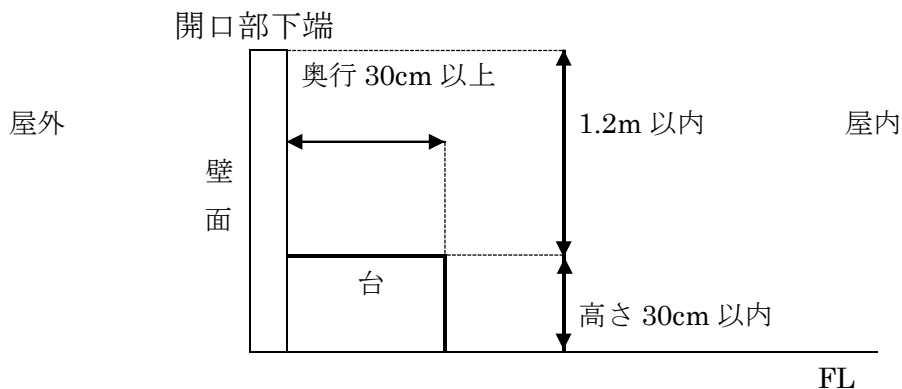


2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏台等を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取扱うことができる。(別図8-3)

- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部を設けられている壁面との隙間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは概ね30cm以内、奥行概ねは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏台の上端から開口部の下端までの高さは1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。

別図8-3 (第8. 2. (1) 関係) 開口部の位置

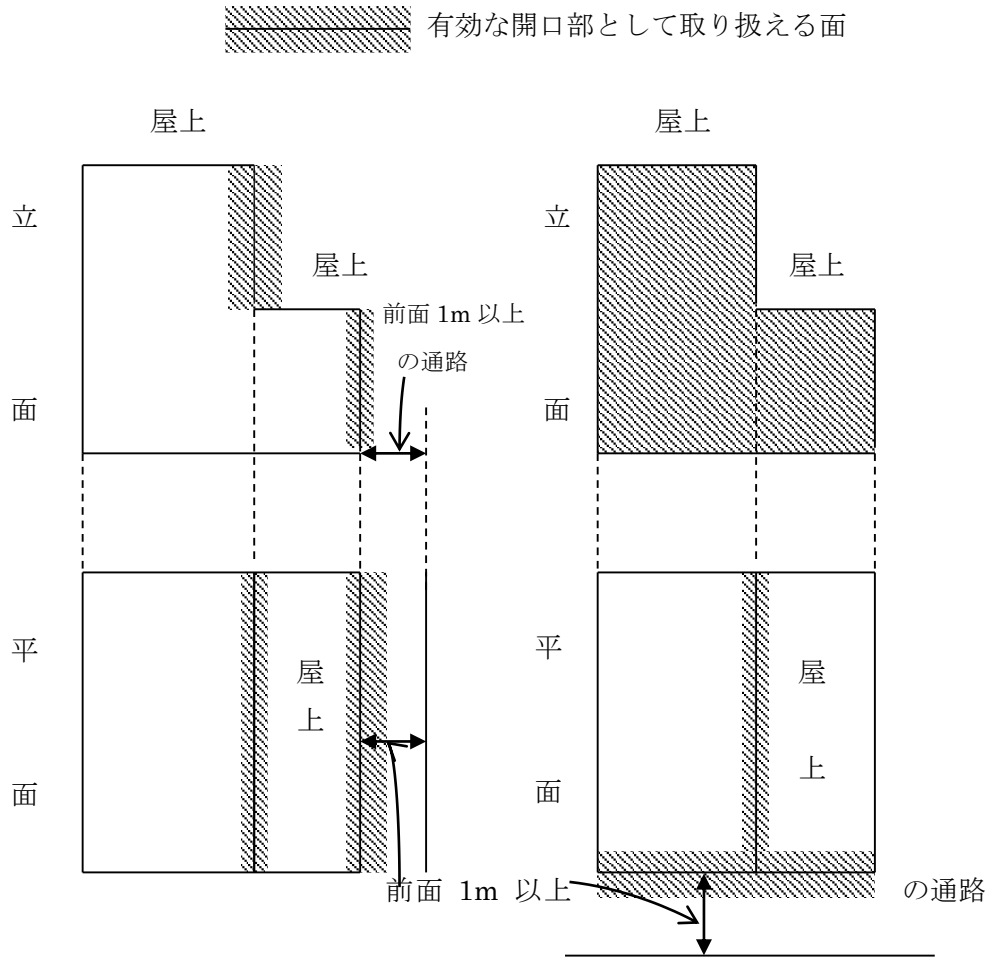


(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他空地」として取扱うことができる。

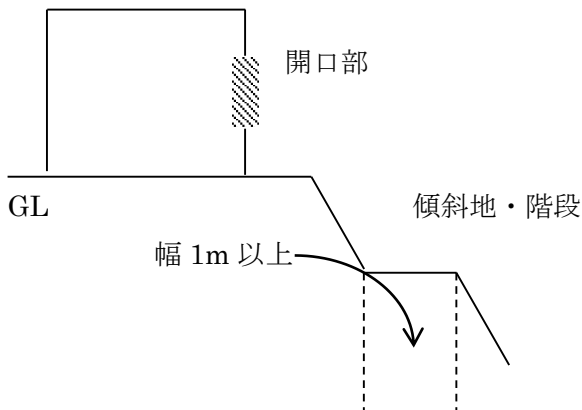
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

- イ 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に通じることができる広場（屋上、傾斜地、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。（別図8-4、別図8-5）
- ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木（高さが概ね50 cm以下のものに限る。）、へい及びその他工作物で避難及び消火活動に支障のないもの
- エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの（別図8-6）
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。（別図8-7）
 - （ア） 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。
 - （イ） 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
 - （ウ） 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
 - （エ） 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
 - （オ） 道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。

別図 8-4 (第 8. 2. (2). イ関係)

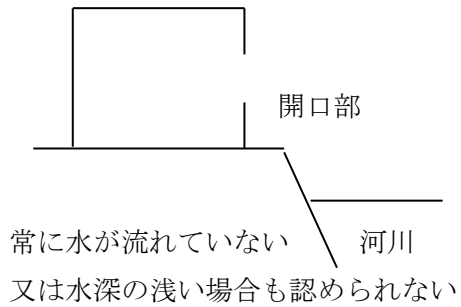


別図 8-5 (第 8. 2. (2). イ関係) 傾斜地・階段状の部分等

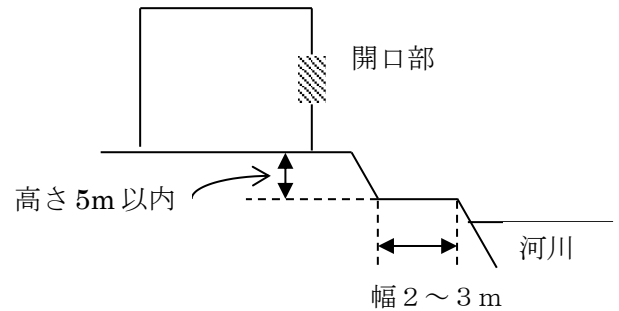


別図 8-6 (第 8. 2. (2). エ関係) 河川及び河川敷

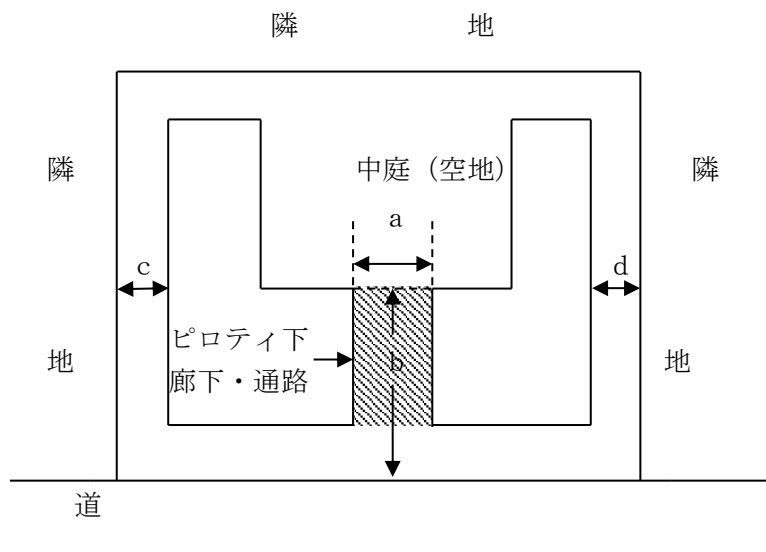
a 原則として認められない



b 幅 2~3m の河川敷が、建物の GL から高さ 5m 以内にあり、道又はその他の空地に通じている場合は認めてもよい



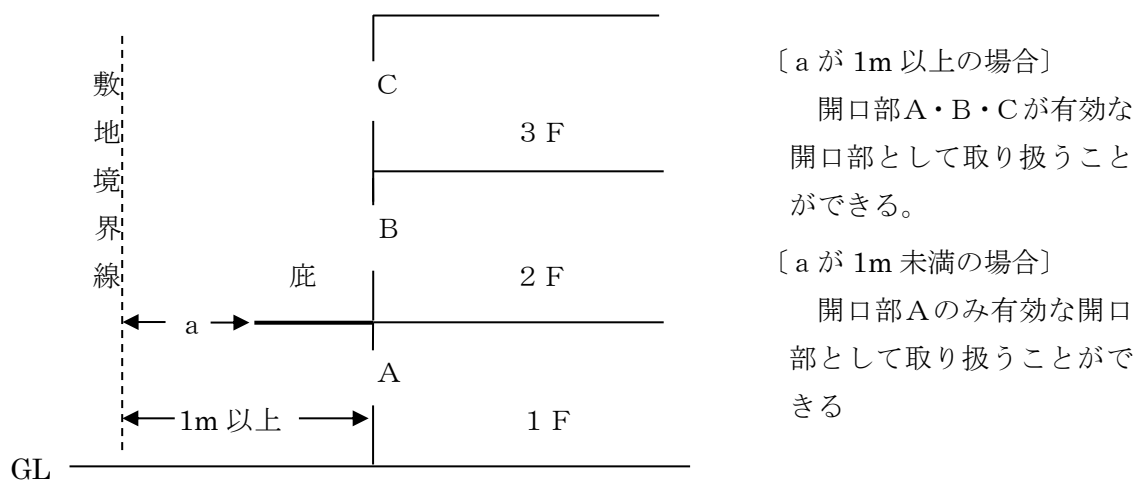
別図 8-7 (第 8. 2. (2). オ関係) 周囲が建物で囲われている中庭等



a : 1m 以上 b : 歩行距離 20m 以下 c・d : 1m 未満

- (3) 庇等がある場合は、その先端から1 m以上の空地があれば、当該庇等の上部に設けられた開口部も有効な開口部として取扱うことができる。
(別図8-8図)

別図8-8 (第8.2.(3)関係) 庇等がある場合



3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難する事を妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊する事により進入できるもの」として取扱うことができる。
(別表8-1)

ア はめ殺しの窓等

- (ア) 普通ガラス (旧JISR3201)、フロート板ガラス (JISR3202)、磨き板ガラス (JISR3203)、型板ガラス (JISR3203)、熱線吸収板ガラス (JISR3208) 又は熱線反射ガラス (JISR3221) で、(ガラスの厚さが6 mm以下のもの。
- (イ) 強化ガラス (JISR3206) 又は耐熱板ガラス (低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。以下同じ) で、ガラスの厚さが5 mm以下のもの。
- (ウ) 前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス (通称Low-E膜付きガラス)。
- (エ) 窓ガラス用フィルム (JISA5759に規定するもの。以下同じ。) を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの (内貼り用、外貼り用は問わない。)。ただし、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する、建物部品の防犯性能の試験に合格した窓ガ

ラス用フィルム（「CPマーク」の表示が認められるもの。）を貼付したものは除く。

(オ) 複層ガラス（JISR3209）で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(エ)までのいずれかにより構成されているもの。

(カ) 前(ア)から(オ)以外であって、窓を容易にはずすことができるもの。

イ 屋内でロックされている窓等

次の(ア)から(ケ)までに掲げるガラス入り窓等のうち、建築物の内部から容易に開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠等をいう。）を容易に解錠することで開放することができるもの。

(ア) 普通ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入窓等で、ガラスの厚さが6mm以下のもの。

(イ) 網入板ガラス（JISR3204）又は線入板ガラス（JISR3204）で、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの。

(ウ) 前(イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラスで、ガラスの厚さが10mm以下のもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

(エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラスで、ガラスの厚さが5mm以下のもの。

(オ) 次のa又はbに掲げる合わせガラス（JISR3205）

a フロート板ガラス6mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mm以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス

b 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mm以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス

(カ) 次のaからcまでに掲げる合わせガラス（JISR3205）のうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

a フロート板ガラス5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mm以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス

b 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mm以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス

c フロート板ガラス 3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）6mm以下（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス 4mm以下の合わせガラス

- (キ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）
- (ク) 窓ガラス用フィルムを前(ア)から(キ)までのいずれかのガラスに貼付したもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）。ただし、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する、建物部品の防犯性能の試験に合格した窓ガラス用フィルム（「CPマーク」の表示が認められるもの。）を貼付したものは除く。
- (ケ) 複層ガラスで、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(ク)（前(ウ)、(オ)及び(カ)並びに前(ウ)、(オ)及び(カ)に前(キ)又は(ク)に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成されているもの。

別表 8-1 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類			開口部の条件		無窓階判定 (省令第5条の3)	
					足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○		
		F I X	○	○		
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△		
		F I X	×	×		
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×		
		F I X	×	×		
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○		
		F I X	○	○		
倍強度ガラス		引き違い戸	×	×		
		F I X	×	×		
合わせ ガラス	フロート板ガラス 6mm 以下+ PVB30mil 以下+フロート板ガラ ス 6mm 以下	引き違い戸	△	△		
		F I X	×	×		
	網入板ガラス 6.8mm 以下+ PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5mm 以下	引き違い戸	△	△		
		F I X	×	×		
	フロート板ガラス 5mm 以下+ PVB60mil 以下+フロート板ガラ ス 5mm 以下	引き違い戸	△	×		
		F I X	×	×		
	網入板ガラス 6.8mm 以下+ PVB60 mil 以下+フロート板ガラ ス 6mm 以下	引き違い戸	△	×		
		F I X	×	×		
	フロート板ガラス 3mm 以下+ PVB60mil 以下+型板ガラス 4mm 以下	引き違い戸	△	×		
		F I X	×	×		
複層ガラス	構成するガラス（網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。）ごとに本表により評価し、全体の判断を行う。					

[備考]

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
※ バルコニーについては次によること。
ア 奥行きが60cm以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること
イ バルコニーの手すり高さは1.2m以下であること
ウ 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐えうる構造であること
- 2 「引き違い戸」とは、扉を含め通常は屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 耐熱板ガラスは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 5 倍強度ガラスは、JISR3222に規定するもの
- 6 金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）については、基板ガラスによって判断を行う。
- 7 複層ガラスを構成する網入板ガラス又は線入板ガラスは、複層ガラスの屋内側又は屋外側のどちらであっても差し支えないこと。

[凡例]

- ：規則第5条の3第2項第3号に規定する開口部（窓付扉については開放された部分）として取り扱うことができる。
- △：ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分を規則第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×：規則第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

ウ シャッター等の開口部

- (ア) バランス式シャッターにあつては、屋外から水圧によって開放できる装置（「シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準」（昭和52年12月19日消防予第251号消防庁予防救急課長）に適合するもの。以下「水圧開放装置」という。）により解錠したのち、屋内外から手動で開放できるもの。（水圧開放装置が避難階にあるものに限る。）
- (イ) 電動式シャッターにあつては、屋内外から電動により開放できるもの（非常電源装置付きのものに限る。）又は水圧開放装置を備えたもので、開放装置の送水口が避難階にあるもの。
- (ウ) 共同住宅又は一般住宅の雨戸として設けられたもので、開口部

にバルコニー等の消防活動スペースが確保され、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

- (エ) 避難階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる軽量シャッター（シャッターのストラット部分の厚さが0.8mm以下のもの）。

エ 二重窓等

次の(ア)から(ウ)までの開口部が組み合わされたもの（有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。）。

- (ア) はめ殺しの窓で前ア．(ア)から(エ)に掲げるもの。

- (イ) 屋内でロックされている窓等で前イ．(ア)から(ク)（(ウ)、(オ)及び(カ)並びに(ウ)、(オ)及び(カ)に(キ)に示す加工をしたものを除く。）に掲げるもの。

- (ウ) シャッター等の開口部で前ウ．(ア)から(エ)に掲げるもの。

オ 間仕切り壁等を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの。（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

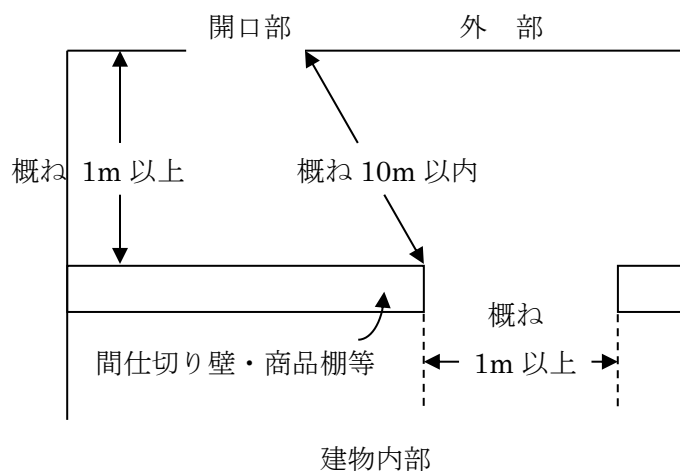
カ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（別図8-9）

- (ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないなど常時通行に支障ないこと。

- (イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、概ね1m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること。

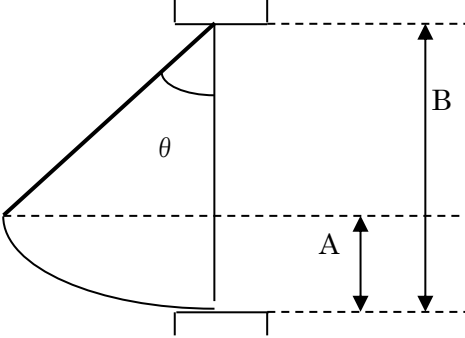
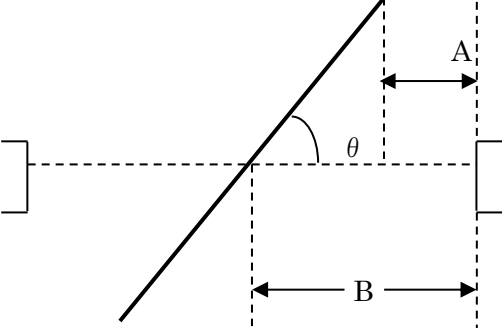
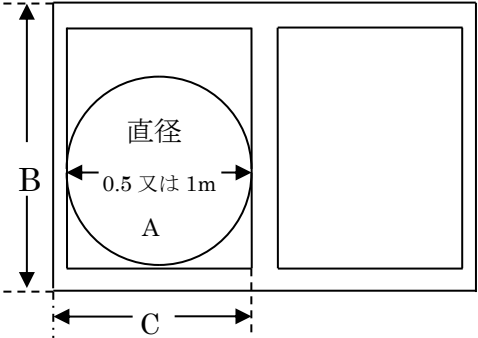
- (ウ) 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、概ね10m以下であること。

別図8-9（第8.3.(1).カ関係）

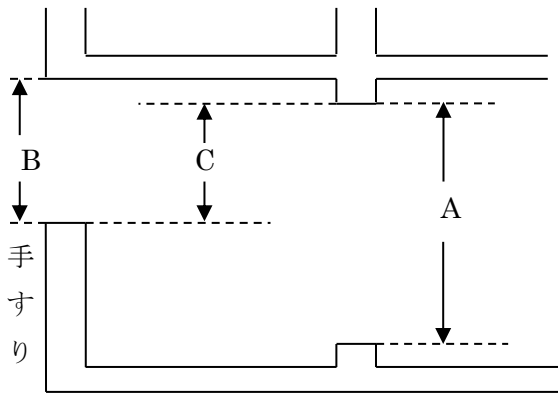


- (2) 開口部の有効寸法の算定は、別表8-2により行うこと

別表 8 - 2

	型 式	有 効 寸 法
突 出 し 窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0~90 度)</p>	<p>Aの部分とする (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
回 転 窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0~90 度)</p>	<p>Aの部分とする (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
引 き 違 い 窓 (上 げ 下 げ 窓 を 含 む)	 <p>(注) A は、50cm の円の内接又は 1m の円の内接</p>	<p>$B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm 以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。</p> <p>$B=1\text{m}$ (0.65m) 以上 $C=0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p> <p>※ 3、(1)、ア (ア) から (オ) に該当するガラスを使用する場合は、両面を容易に破壊できるはめ殺しの窓とみなし、有効寸法として算定することができる。</p>

外壁面にバルコニー等がある場合



Aの部分とする。

なお、Bは1m以上で手すりの高さは、1.2m以下とする。

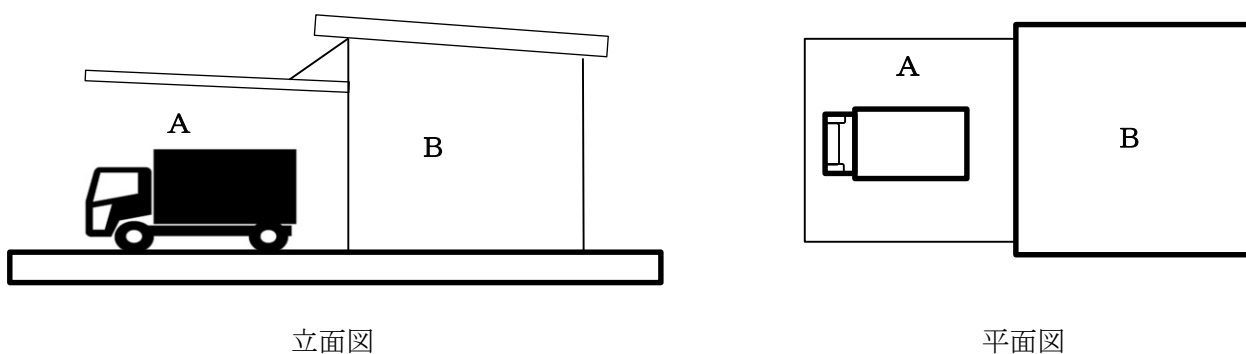
(注) バルコニーの幅員は概ね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。

--	--	--

4 その他

- (1) 営業中は、規則第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は、避難上有効な開口部が閉鎖されることにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物（倉庫を除く）の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- (2) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。（別図8-10）

別図8-10（第8.4.（2）関係）

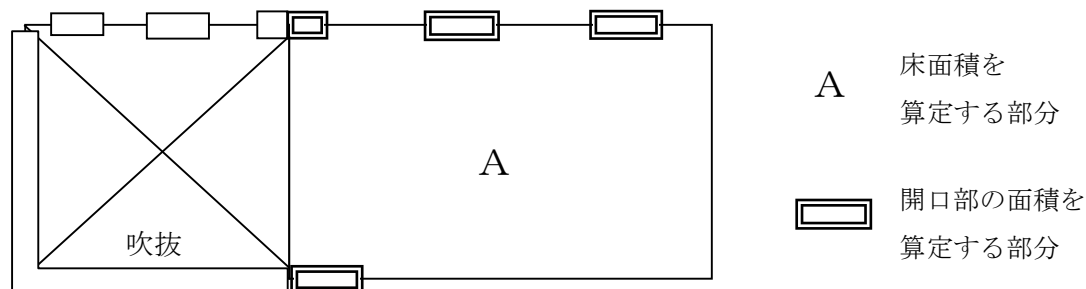


ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して（A+B）となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

- (3) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（別図8-11）

- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

別図8-11（第8.4.（3）関係）



第9 内装

令第11条第2項（令第12条第4項により準用する場合を含む。）、規則第12条の2第1項、第2項及び第3項並びに第13条第1項及び第2項に規定する室内に面する仕上げ（以下「内装制限」という。）については、次による。

- (1) 次に掲げる部分については、内装制限の対象としない。
 - ア 押入、物入等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）
 - イ 便所
 - ウ 浴室（少人数用のものに限る。）で内部に風呂釜、湯沸器又は乾燥機（電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき技術基準に適合したもの、改正前の電気用品取締法（昭和36年法律第234号）の型式認可品及び一般社団法人日本電機工業会が定めた自主試験基準に適合する機器は除く。）等出火源となるものを設置しないもの
 - エ 外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）
- (2) 腰壁（床面からの高さが1.2m以下の部分をいう。）は、内装制限の対象とする。
- (3) 令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとにその対象とする。
- (4) 令別表第1（16）項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用を受け別の防火対象物とみなされるものにあつては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。

第10 区画等

1 令8区画に係る取り扱いは、次による。

(1) 令8区画の構造は、次に適合するものであること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第10条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合にあつては、この限りでない。(別図10-1)

(ア) 開口部が設けられていないこと。

(イ) 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

(2) 令8区画を貫通することができる配管及び貫通部は、別表10-1の「令8区画を貫通することができる配管等に係る運用基準」によること。

(3) 令8区画の壁又は床には、電気配線又は暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道(以下「風道」という。)が貫通していないこと。

(4) 令8区画された部分の出入口等がひさし等で接続される場合は、ひさし等の先端まで耐火構造の壁により区画すること。ただし、ひさし等の下部が建基法上の床面積に算定されないもので、当該部分を通しなくても道路まで通じる幅員1m以上の避難通路が確保されているものにあつては、この限りでない。(別図10-2)

(5) 防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共用するものは、当該廊下又は階段を共用する部分とは令8区画されていないものとして取り扱うこと。(別図10-3)

(6) 階段室型共同住宅で、各階段室の系統ごとに住戸相互が令8区画されているものについては、バルコニーによって接続されているものであつても、令8区画がなされているものとして取り扱うこと。(別図10-4)

2 規則第12条の2区画に係る取り扱いは、次による。

(1) 規則第12条の2第1項第1号及び第3項第1号の区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、建基令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

(2) 規則第12条の2第1項第2号の区画に用いる耐火構造の壁又は床は、

建基令第107条に定める耐火性能を有すること。

- (3) 規則第12条の2区画を行う場合、居室の区画には廊下、通路等を含んでも支障がないものとする。
- (4) 規則第12条の2区画を貫通する配管等は、建基令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置すること。
- (5) 規則第12条の2区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、次によること。

ア 区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの措置を講じたものにあつては、この限りでない。

- (ア) 直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分からおおむね5メートル未満の部分等をいう。以下同じ。）に設けられる風道で、直径0.15メートル未満のもの
- (イ) 直接外気に開放されている部分に設けられる風道で、直径0.15メートル以上で防火設備が設けられたもの
- (ウ) ダクトスペースに貫通する換気設備の風道のうち、「風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定」（昭和49年建設省告示第1579号）に適合するもの

イ 前アに関わらず、排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ（溶解温度280度）の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。

ウ 前ア. (ア)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第12条の2第1項第1号及び第2号に規定する開口部として取り扱うこと。

- (6) 規則第12条の2区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されているものを除く。）。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって規則第12条の2第1項第1号ハ及び第2号ハに係る開口部の面積を算定すること。

ア 規則第12条の2第1項第1号に係る場合は、次によること。

- (ア) 準耐火構造の壁、床及び防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。
- (イ) 前(ア)の防火戸は、規則第12条の2第1項第1号ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、エレベーターについて、火災管制及び停電管制運転を行うことがき、かつ、着床後運転停止の際にかごの扉が開放された状態とならない場合にあつては、

この限りでない。

イ 規則第12条の2第1項第2号に係る場合は、次によること。

(ア) 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。

(イ) 前(ア)の特定防火設備である防火戸は、規則第12条の2第1項第2号ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前ア．(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。

(7) 規則第12条の2第1項第2号について、区画を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、同条の規定に関わらず、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸とすることができること。

3 規則第13条区画に係る取り扱いは、次による。

(1) 規則第13条第1項の区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、前2．(1)によること。

(2) 規則第13条第1項及び第2項の区画に用いる耐火構造の壁又は床は、前2．(2)によること。

(3) 規則第13条第1項の区画を行う場合、居室の区画には廊下、通路等を含んでも支障がないものとする。

(4) 規則第13条区画を貫通する配管等は、前2．(4)によること。

(5) 規則第13条区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、前2．(5)．ア及びイによること。

(6) 前2．(5)．ア．(ア)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第13条第1項及び第2項に規定する開口部として取り扱うこと。

(7) 規則第13条区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されているものを除く。）。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって規則第13条第1項第1号ハ、第1号の2ハ及び第2項第1号ロに係る開口部の面積を算定すること。

ア 規則第13条第1項の区画に用いる準耐火構造の壁、床及び防火戸は、次によること。

(ア) 準耐火構造の壁、床及び防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。

(イ) 前(ア)の特定防火設備である防火戸は、規則第13条第1項第1号ニ及び第1号の2ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前2．(6)．ア．(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。

- イ 規則第13条区画に用いる耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸は、次によること。
- (ア) 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。
- (イ) 前(ア)の特定防火設備である防火戸は、規則第13条第1項第1号ニ及び第1号の2ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前2.(6).ア.(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。
- (8) 規則第13条第2項の区画を行う廊下に面して設けられた便所等の出入口で、次に掲げるものについては、同条の規定に関わらず当該開口部に特定防火設備である防火戸の設置を要しない。
- ア すべて不燃材料で造られた便所又は準不燃材料で造られた戸により区画された便所
- イ 電気式の給湯設備又は電磁調理器以外の器具（電気又はガスコンロ）等が設置されていない湯沸し室で、準不燃材料で造られた戸が設けられたもの
- (9) 規則第13条区画を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、前2.(7)によること。
- (10) バルコニー等については、区画を要しない。
- 4 規則第13条の5の2区画に係る取り扱いは、次による。
- (1) 規則第13条の5の2第2号イの区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、前2.(1)によること。
- (2) 規則第13条の5の2第2号ロの区画に用いる不燃材料の壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）は、建基令第108条の2に定める不燃性能を有すること。
- (3) 規則第13条の5の2区画を貫通する配管等は、前2.(4)によること。
- (4) 規則第13条の5の2区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、前2.(5).ア及びイによること。
- (5) 規則第13条の5の2区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること。（直接外気に開放されているものを除く。）
- ア 規則第13条の5の2第2号イに係る場合は、次によること。
- (ア) 準耐火構造の壁、床及び防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。
- (イ) 前(ア)の防火戸は、規則第13条の5の2第2号イに規定する閉鎖方法のものとする。ただし、前2.(6).ア.(イ)ただし書

に適合する場合は、この限りでない。

イ 規則第13条の5の2第2号ロに係る場合は、次によること。

(ア) 不燃材料で造られた壁、柱、床、天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び戸で区画する。

(イ) 前(ア)の戸は、規則第13条の5の2第2号ロに規定する閉鎖方法のものとする。ただし、前2.(6).ア.(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。

(6) 規則第13条の5の2第2号ロに規定する「隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの」とは、スプリンクラーヘッドが設置されている部分を有効範囲内として取り扱うものであること。

なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備及び水噴霧消火設備等（移動式を除く。）の有効範囲内であっても適用できるものであること。

(7) バルコニー等については、区画を要しない。

5 規則第28条の2区画及び複合型居住施設用自火報区画（以下「規則第28条の2区画等」という。）に係る取り扱いは、次による。

(1) 規則第28条の2区画等に用いる準耐火構造の壁又は床は、前2.(1)によること。

(2) 規則第28条の2区画等に用いる耐火構造の壁又は床は、前2.(2)によること。

(3) 規則第28条の2区画等を貫通する配管等は、前2.(4)によること。

(4) 規則第28条の2区画等の壁又は床等を風道が貫通する場合は、前2.(5).ア及びイによること。

(5) 前2.(5).ア.(ア)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第28条の2に規定する開口部として取り扱うこと。

(6) 規則第28条の2区画等をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されているものを除く。）。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって開口部の面積を算定すること。

ア 規則第28条の2区画等に用いる準耐火構造の壁、床及び防火戸は、前3.(7).アによること。

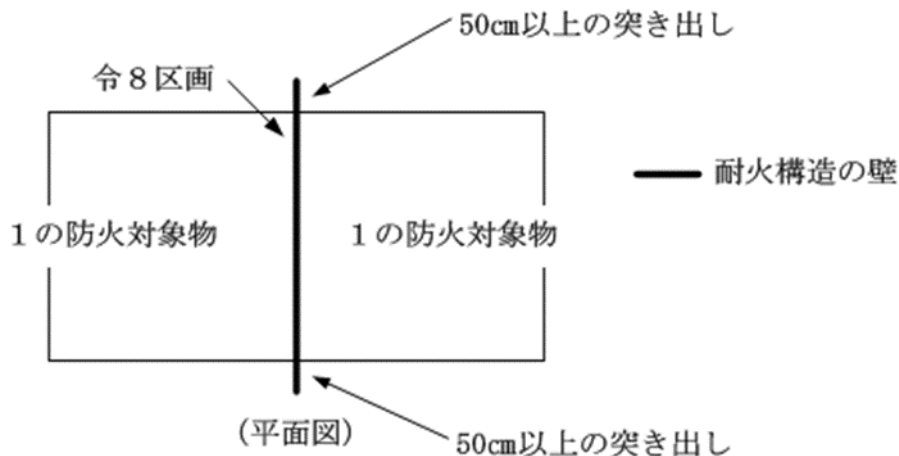
イ 規則第28条の2区画等に用いる耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸は、前3.(7).イによること。

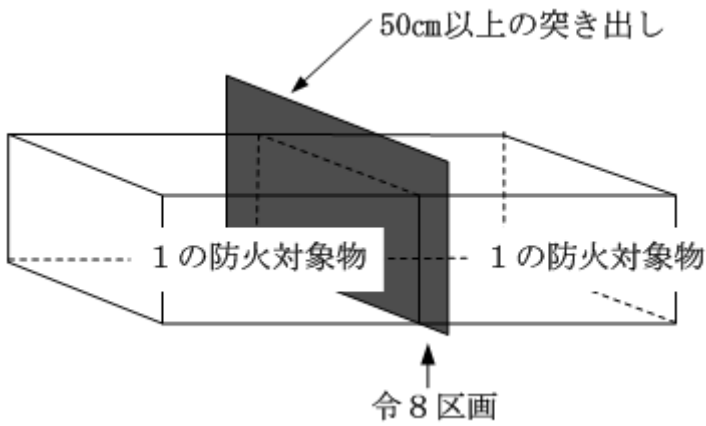
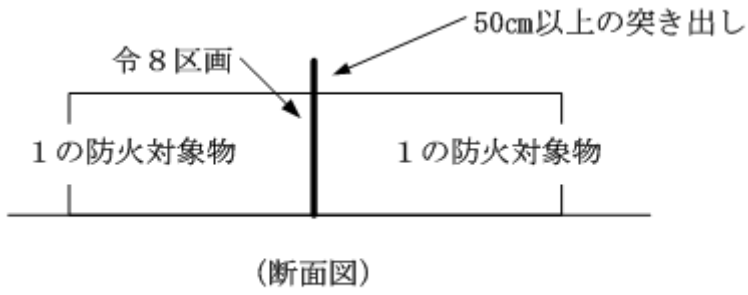
(7) 規則第28条の2区画等を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、前2.(7)によること。

- (8) バルコニー等については、区画を要しない。
- 6 規則第30条の2区画に係る取り扱いは、次による。
- (1) 規則第30条の2区画に用いる耐火構造の壁又は床は、前2.(2)によること。
- (2) 自動閉鎖の防火戸は、随時開放することができ、かつ、自動的に閉鎖するもの又は温度ヒューズ若しくは感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。
- (3) 規則第30条の2区画を貫通する配管等は、前2.(4)によること。
- (4) 風道が区画の壁又は床等を貫通する場合は、次によること。
- ア 区画貫通部には、温度ヒューズ又は感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設ける。ただし、前2.(5).ア.(ウ)に該当するものは除く。
- イ 排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ(溶解温度280度)の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設ける。
- (5) 規則第30条の2第1号に規定する区画のうち階段については、地階の階段部分と地上の階段部分とは区画を要しない。
- (6) バルコニー等については、区画を要しない。

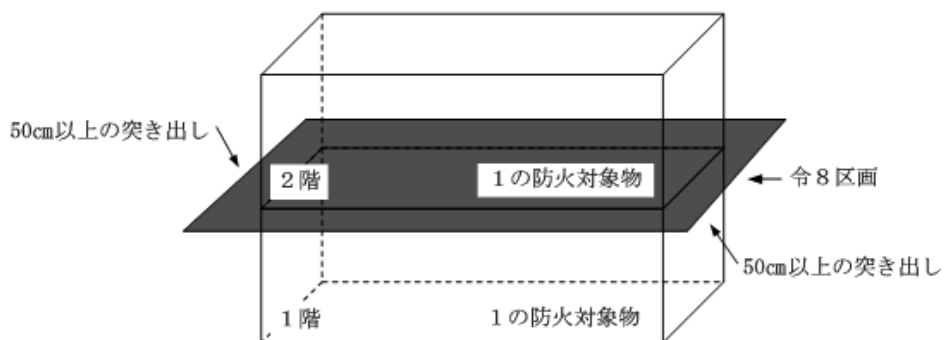
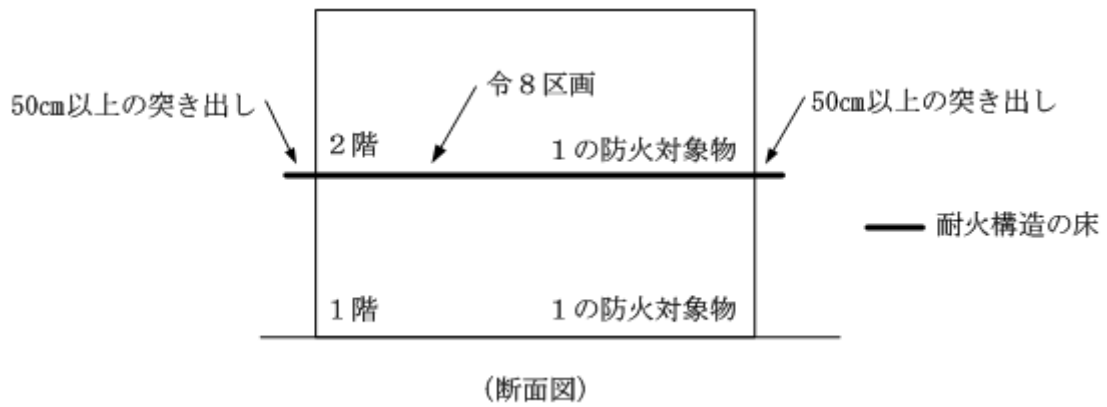
別図10-1 (第10. 1. (1). ウ関係)

① 外壁及び屋根から50cm以上突き出した耐火構造の壁による令8区画

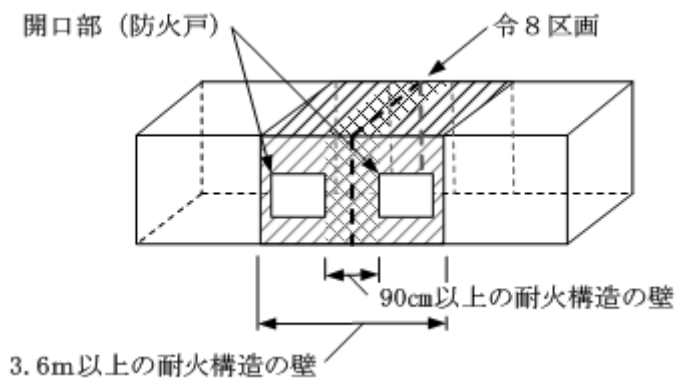
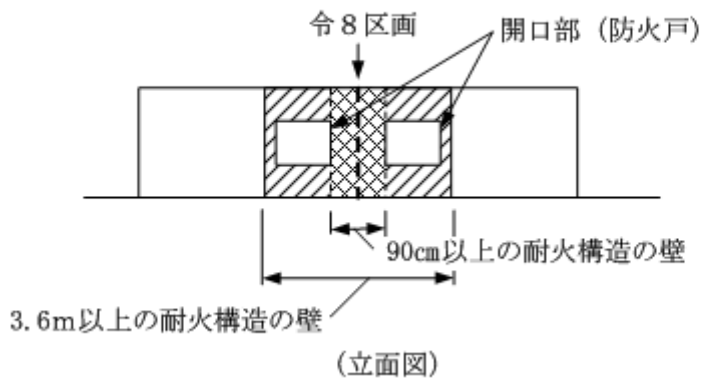
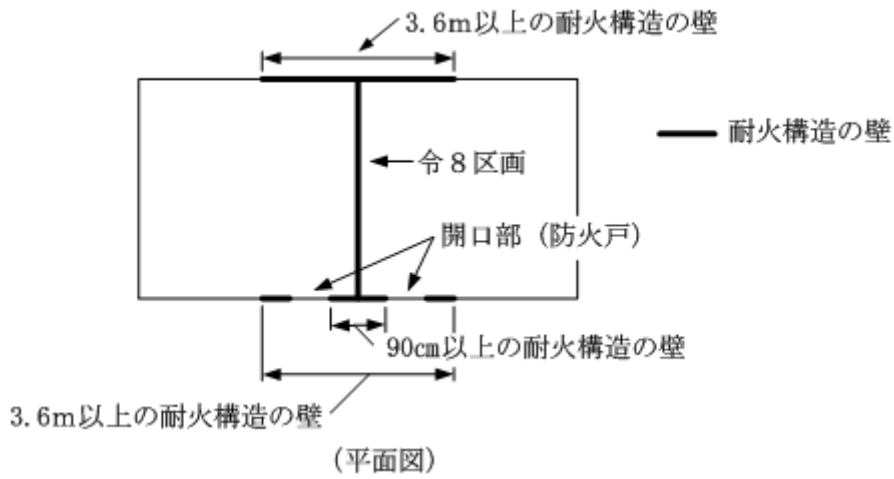




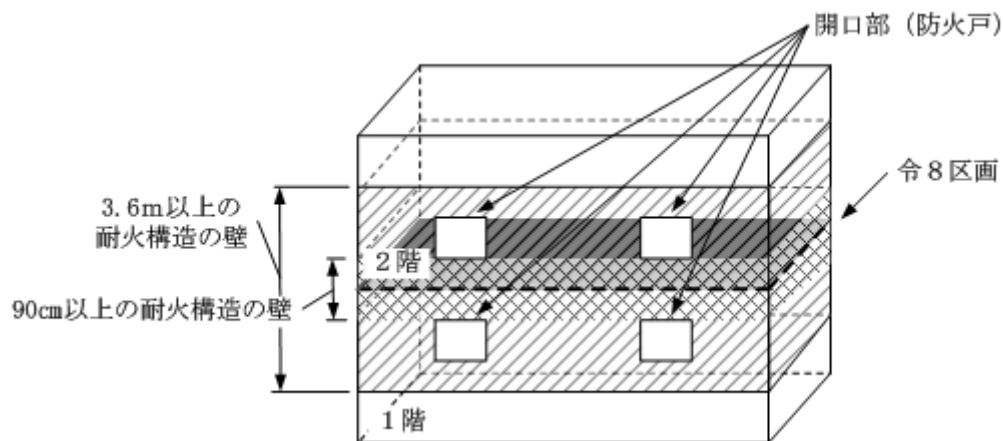
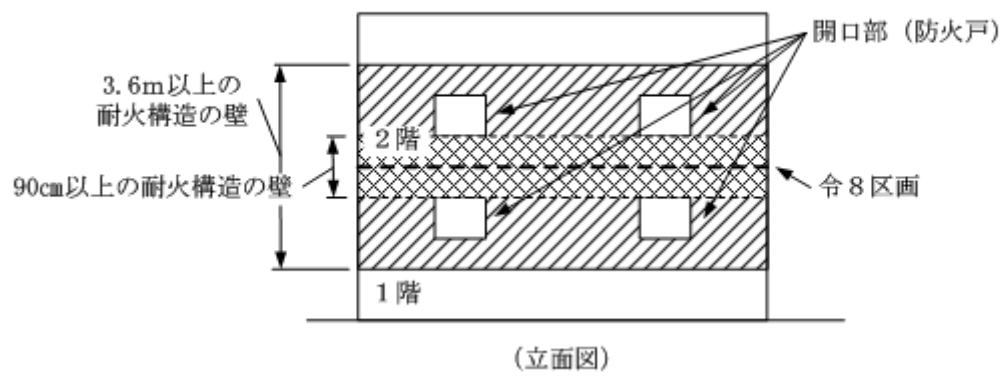
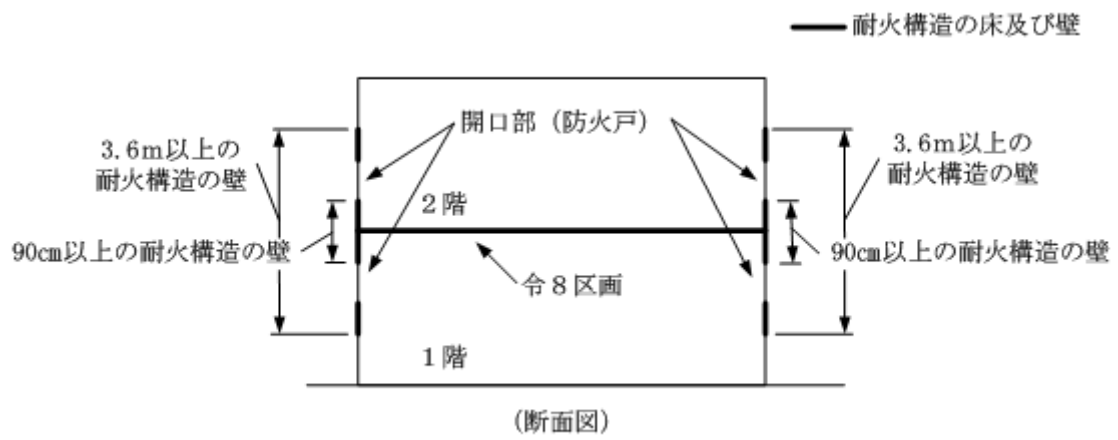
② 外壁から 50cm 以上突き出した耐火構造の床による令 8 区画



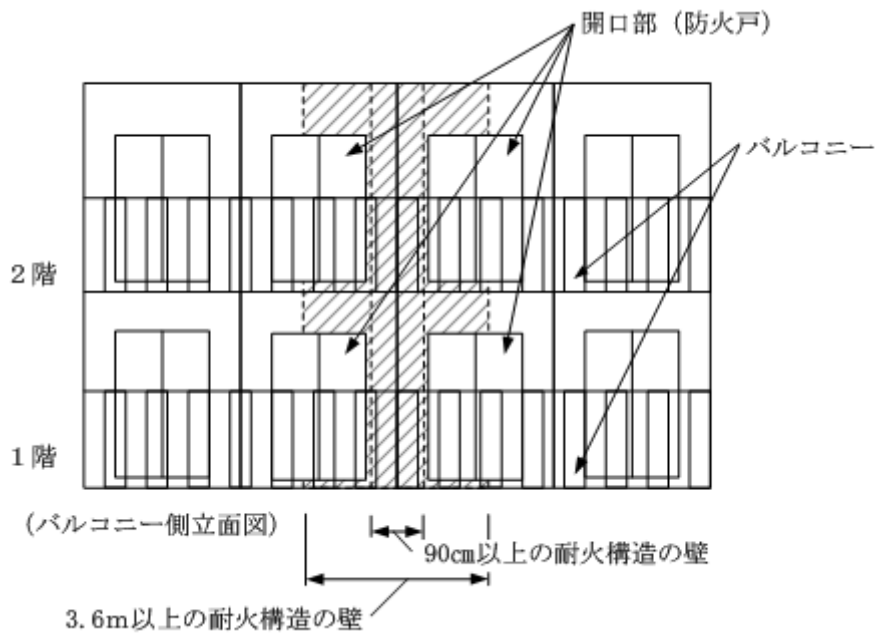
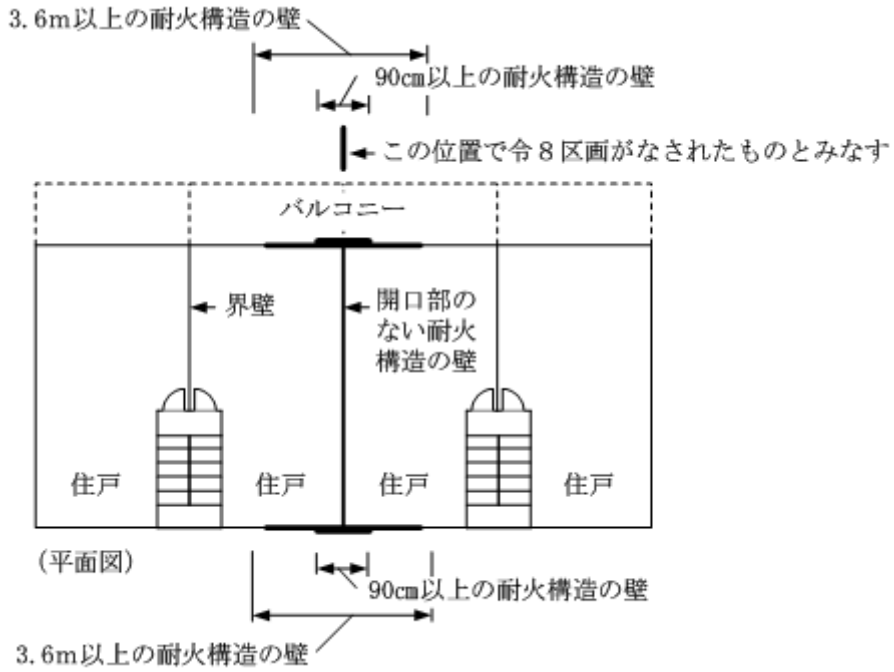
- ③ 令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造の壁又は床
 ア 壁による場合

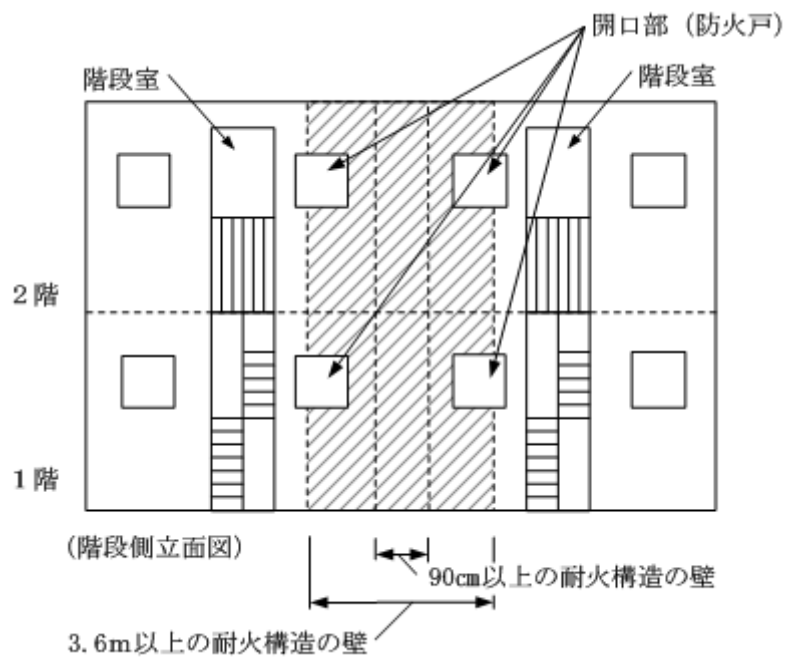


イ 床による場合



別図 10-4 (第 10. 1. (6) 関係)
 階段室型共同住宅の令 8 区画の取り扱い





別表 10-1 令 8 区画を貫通することができる配管等に係る運用基準

令 8 区画を貫通することができる配管

配管の用途	配管の種類	1 の配管の口径	使用範囲	施工方法
<ul style="list-style-type: none"> ・給水管 ・排水管 ・排水管に付属する通気管 	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管) ・JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) ・JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) ・JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管) ・JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) ・JIS G 5525 (鋳鉄管) ・日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) ・JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管) ・WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管) ・WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管) 	<p>呼び径 200mm 以下</p>	<p>貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲。 ただし、排水管で貫通部から 1 m 以内となる部分に次により衛生機器を接続した場合は認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生機器の材質は不燃材料であること。 ② 排水管と衛生機器の接続部に塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキングが用いられている場合は、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴が直径 300mm 以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては直径が 300mm の円に相当する面積以下であること。 ② 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離 (当該直径が 200mm 以下の場合にあつては 200mm) 以上であること。 ③ 配管及び貫通部は一体で、建基令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。 ④ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。 ⑤ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。 ⑥ ④及び⑤の具体的施工方法並びに保温、接続及び支持方法は別紙によること。
<p>「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(通知) (平成 7 年 3 月 31 日付け消防予第 53 号) に基づき、令 8 区画を貫通する配管等の基本的な考え方に適合するもの</p>				

別紙

令 8 区画を貫通する鋼管等の施工方法（「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（通知）（平成19年10月 5 日付け消防予第344号））

別表 10-1 の施工方法欄中、⑥の施工方法は次によること。

1 貫通部の処理

鋼管等（表の配管の種類で、一般財団法人日本消防設備安全センターに設けられた消防防災用設備機器性能評定委員会による評定を受けたもの以外のものをいう。以下同じ。）が区画を貫通する部分の処理は、次の方法により行うこと。

（1）セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（J A S S）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

（2）ロックウールによる方法

ア J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

2 可燃物の接触防止措置

鋼管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、（1）又は（2）の措置を講ずること。

（1）可燃物への接触防止措置

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右30cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

3 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の（１）又は（２）によること。

（１） 保温材として前２．（１）．アに掲げる材料を用いること。

（２） 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材で被覆したものをを用いて差し支えないこと。この場合において、１及び前２の規定について、特に留意されたいこと。

4 配管等の接続

配管等を１の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

（１） 配管等は、区画を貫通している部分において接続しないこと。

（２） 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- (ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (ウ) 挿入管の差し口端部に受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (イ) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (ウ) 上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工

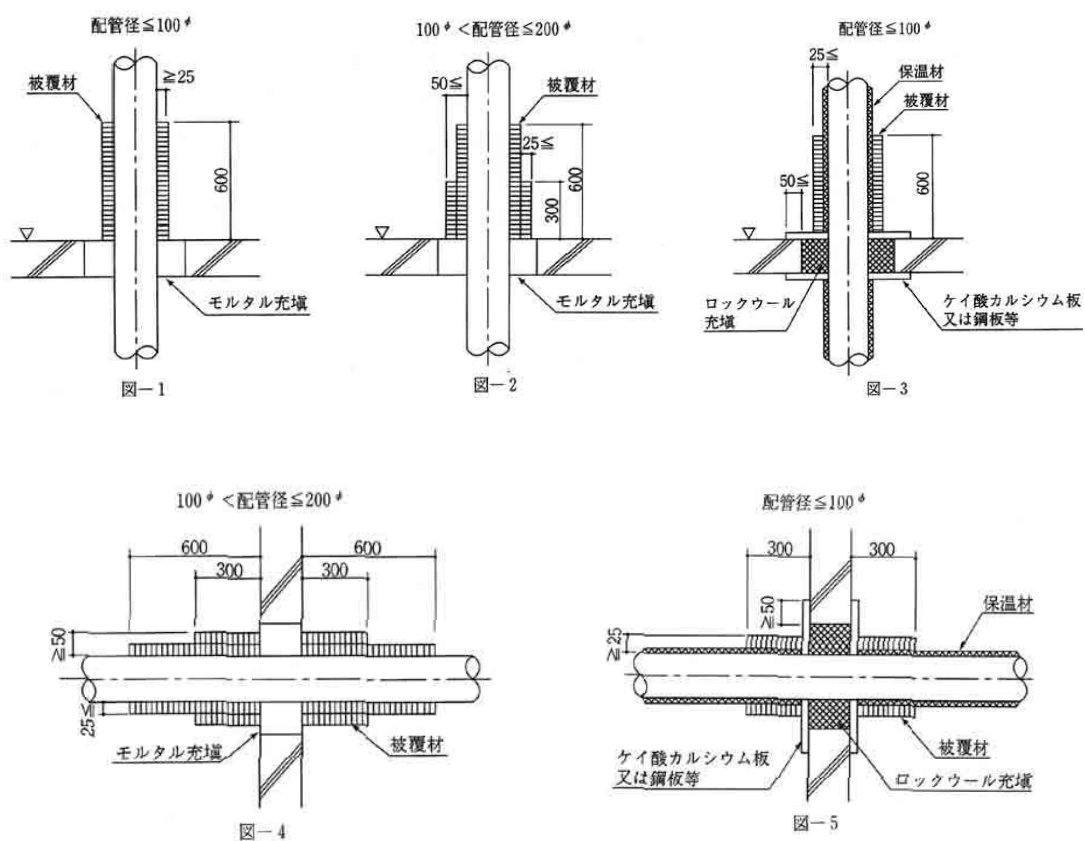
方法により必要とされる目地工法を行うこと。

5 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



第 11 指定可燃物

令第 10 条第 1 項第 4 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 12 条第 1 項第 8 号、第 13 条第 1 項及び第 21 条第 1 項第 8 号に規定する指定可燃物の貯蔵又は取り扱いの数量及び倍数の算定は、「少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取り扱いの指導運用指針」（平成 17 年危第 987 号）により行う。

第12 収容人員の算定

1 共通的处理

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である（令第2条が適用される場合を除く。）が、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」は、主たる用途の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業者の取扱いは次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として取り扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務制度をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交代時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
 - イ 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
 - ア 設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないもの
 - イ ソファ等はいす席

ウ いす席相互を連結したいす席

エ 掘りごたつ

(8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

2 令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) (1) 項の防火対象物

ア 「客席の部分」とは、次表の部分を行い、当該部分内の通路部分については収容人員の対象から除くこと。

用途	客席の部分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演芸場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場	スポーツ、見世物等を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、研修、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

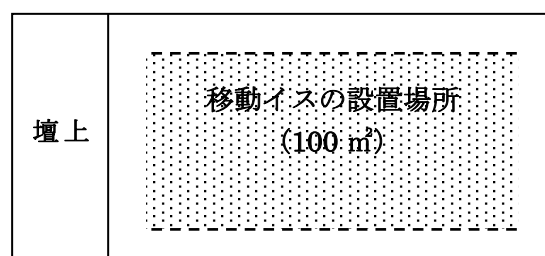
イ 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分を行い、通路の延長部、出入口の回転部等は含まれない。

ウ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、ます席等をいう。

エ 従業者以外の出演者についても原則的には従業者に含まれるが、一般に変動するので出演者等が在室する楽屋又は控室の床面積を3㎡で除して算定すること。

オ 事例紹介

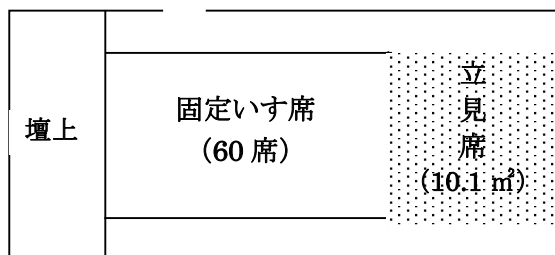
(ア) 講堂等①



■ 客席の使用に供する部分

講堂内の移動いす設置場所の面積が 100 m²の場合
 $100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200$ (人) に従業員 α を加算
200 (人) + α が収容人員となる。

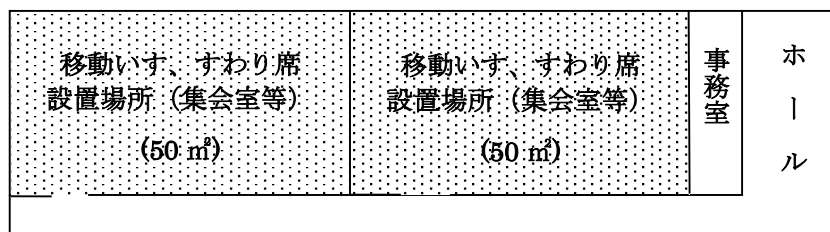
(イ) 講堂等②



- 立見席
- 固定式いす席設置場所

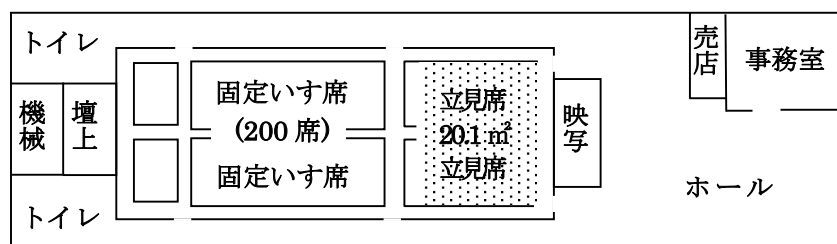
講堂内に固定いす席 60 席と立見席の面積が 10.1 m²の場合
 $60 \text{ 席} + (10.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) \div 110$ (人) に従業員 α を加算
110 (人) + α が収容人員となる。

(ウ) 集会場等の場合



集会場の移動いす又はすわり席設置場所 (集会室等) の面積が
 1 室 50 m²の場合
 $(50 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2) \times 2$ (室) = 200 (人) に従業員 α を加算
200 (人) + α が収容人員となる。

(エ) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の場合



映画館等で固定いす席 200 席と立見席の面積が 20.1 m²の場合
200 席 + (20.1 m² ÷ 0.2 m²) ÷ 300 (人) に従業員 α を加算
300 (人) + α が収容人員となる。

(2) (2) 項及び (3) 項の防火対象物

ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

(ア) パチンコ等は 1、囲碁、将棋、ビリヤード等は 2、マージャン等は 4

(イ) ボーリングは、レーンに付属するいすの数

(ウ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数

(エ) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を 0.5m で除して得た数

(オ) 前(ア)～(エ)以外で遊技人数が明確に限定できるものについては、その数

(カ) 前(ア)～(オ)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数

ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。

(ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

(イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

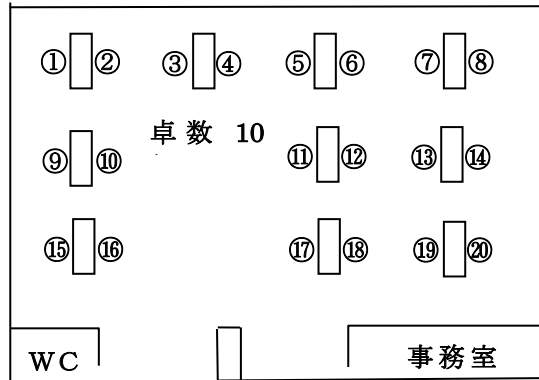
エ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

オ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室、カラオケ及び飲食店等の受付周辺の休憩又は待合に供する部分、個室ビデオ及び漫画喫茶等でビデオ又は漫画等の陳列棚がある部分等をいう。

カ キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

キ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

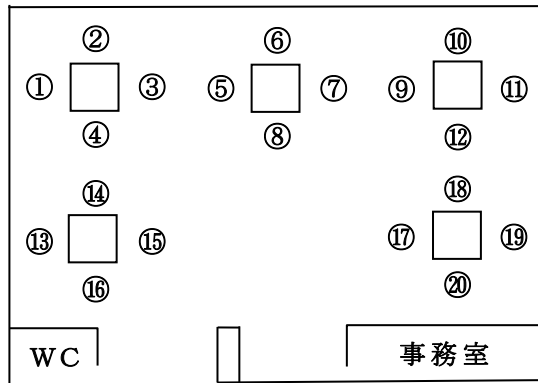
ク 事例紹介
 (ア) 遊戯場



- 遊戯を行うことができる者
- 卓等

囲碁、将棋の卓数が10個の場合
 $10(\text{卓}) \times 2(\text{人}) = 20(\text{人})$ に従業員 α を加算
 $20(\text{人}) + \alpha$ が収容人員となる。

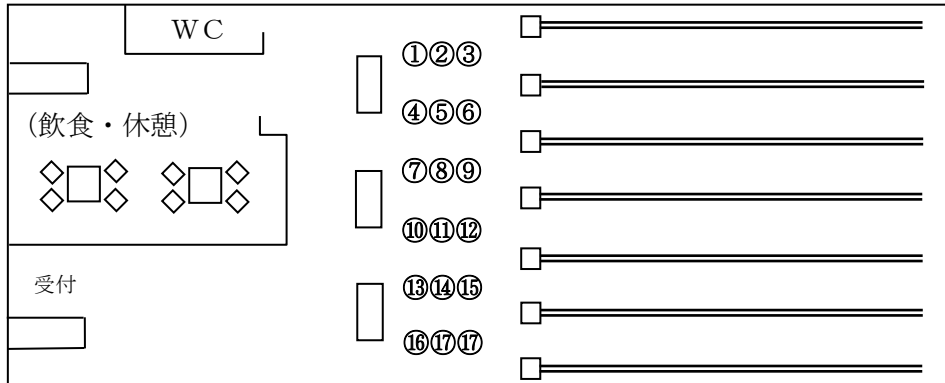
(イ) マージャン場



- 遊戯を行うことができる者
- 卓等

マージャン卓数が5個の場合
 $5(\text{卓}) \times 4(\text{人}) = 20(\text{人})$ に従業員 α を加算
 $20(\text{人}) + \alpha$ が収容人員となる。

(ウ) ボーリング場

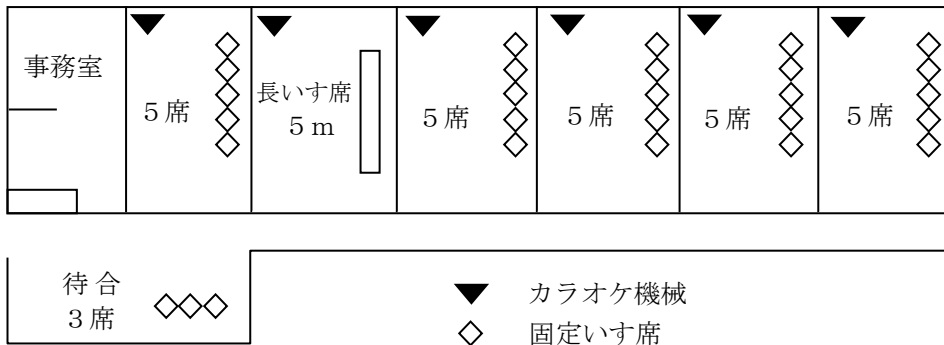


レーン数が6で、1レーンに付属するいすが3席で、飲食・休憩の用に供する固定いすの場合

$$6 \text{ (レーン)} \times 3 \text{ (個)} + 8 \text{ (個)} = 26 \text{ (人)} \text{ に従業員 } \alpha \text{ を加算}$$

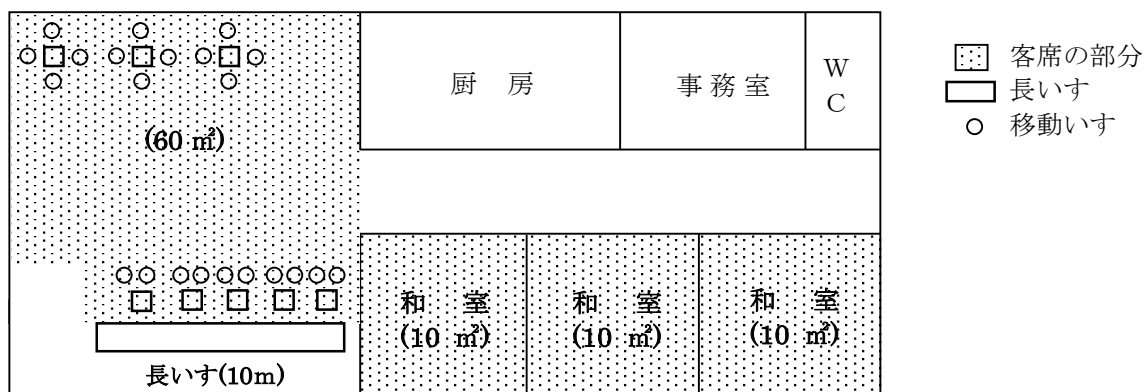
$$\underline{26 \text{ (人)} + \alpha} \text{ が収容人員となる。}$$

(エ) カラオケルーム



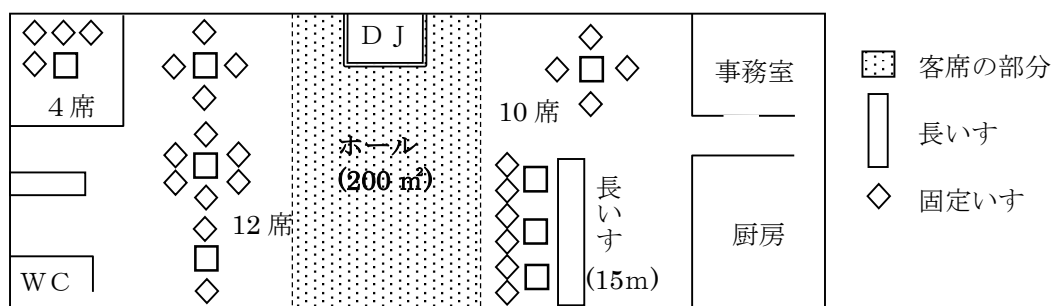
飲食・休憩の用に供する固定いす席28席、長いす席5mの場合
 $[5 \text{ (m)} \div 0.5 \text{ (m)}] + 28 \text{ (席)} = 38 \text{ (人)}$ に従業員 α を加算
 $\underline{38 \text{ (人)} + \alpha}$ が収容人員となる。

(オ) 居酒屋等



長いす席 10m、和室が 30 m²、移動いす席設置場所が 60 m²の場合
 $[10 (m) \div 0.5 (m)] + [30 (m^2) + 60 (m^2)] \div 3 (m^2) = 50 (人)$
 に従業員 α を加算
50 (人) + α が収容人員となる。
 なお、和室で定員があればその数とする。

(カ) ディスコ等



固定式のいす席 26 席と長いす 15m、ホールの面積が 200 m²の場合
 $26 席 + [15 (m) \div 0.5 (m)] + [200 (m^2) \div 3 (m^2)] \approx 122 (人)$
 に従業員 α を加算
122 (人) + α が収容人員となる。

(3) (4) 項の防火対象物

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

- (ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設
- (イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場
- (ウ) 空調機械室、電気室等の設備室
- (エ) その他従業者だけが使用する部分

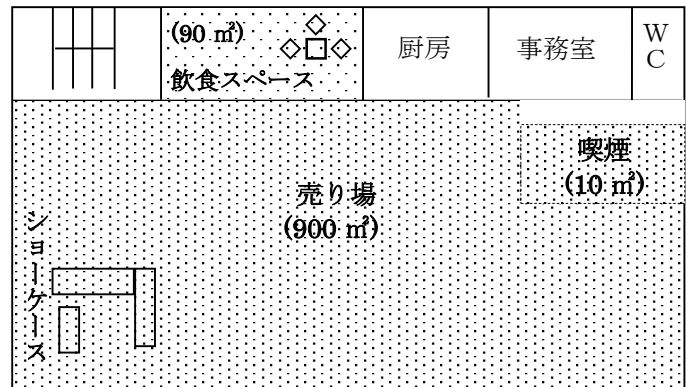
イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

- (ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店
- (イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- (ウ) その他の飲食又は休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

エ 事例紹介

- (ア) 百貨店・スーパーマーケット等



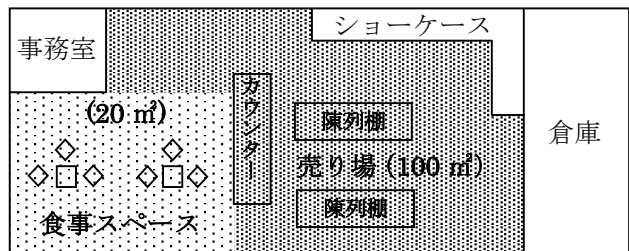
飲食又は休憩の用に供する部分
 その他の部分

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 100 m²、その他の部分の面積が 900 m²の場合

$$[100 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}] + [900 \text{ (m}^2\text{)} \div 4 \text{ (m}^2\text{)}] = 258 \text{ (人)} \text{ に従業員 } \alpha \text{ を加算}$$

258 (人) + α が収容人員となる。

- (イ) 小規模物品販売店舗等



飲食又は休憩の用に供する部分
 その他の部分

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 20 m²、その他の部分の面積が 100 m²の場合

$[20 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)] + [100 \text{ (m}^2) \div 4 \text{ (m}^2)] = 31 \text{ (人)}$ に
従業員 α を加算
31 (人) + α が収容人員となる。

(ウ) 物品販売を伴う貸しレコード・ビデオ店



 その他の部分

その他の部分の面積が 150 m^2
その他の部分の面積 $150 \text{ (m}^2) \div 4 \text{ (m}^2) \doteq 37 \text{ (人)}$ に
従業員 α を加算
37 (人) + α が収容人員となる。

(4) (5) 項イの防火対象物

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

- (ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。
- (イ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- (ウ) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの、棚数をベッド数とすること。
- (エ) 簡易宿泊所で 3 m^2 未滿の宿泊室については、当該室の床面積にかかわらず1室につき1人として算定すること。
- (オ) 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。
- (カ) 和室の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含まない。
- (キ) 和室の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が概ね 3 m^2 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- (ク) 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室部分を含む。)が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの

部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

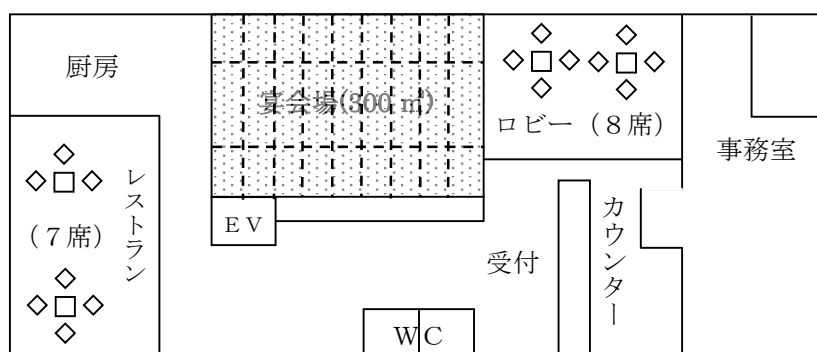
(ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）

(エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

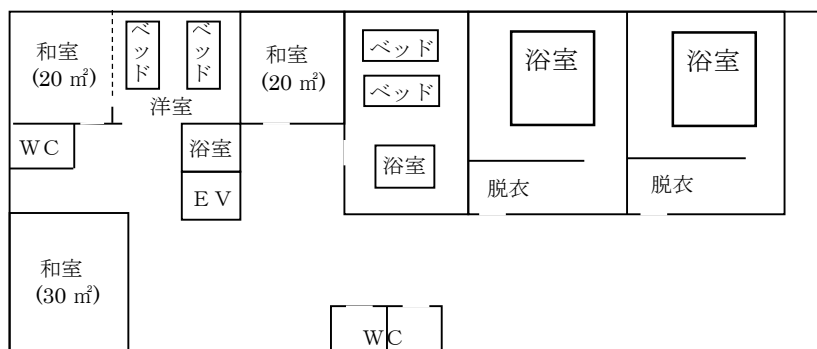
ウ 事例紹介

(ア) 主として団体が宿泊するホテル・旅館

1階



2階



○ 宿泊室

(a)洋室 シングルベット 4台

(b)和室 70 m²

○ 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(a)固定式いす席 ◇ 15席

(b)その他の部分 ■ 300 m²

$$4 \text{ (個)} + [70 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}] + 15 \text{ (席)} + [300 \text{ (m}^2\text{)} \div 3 \text{ (m}^2\text{)}] \div 142 \text{ (人)} \text{ に従業員 } \alpha \text{ を加算}$$

142 (人) + αが収容人員となる。

(5) (5) 項ロ

- ア 「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住している者をいう。
- イ 入居前の共同住宅における住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表により算定すること。ただし、賃貸契約等によりあらかじめ居住者数が定められている場合や竣工後は、実態に即した人数とすることができる。

住戸のタイプ	1 K	1 LDK	2 LDK	3 LDK	4 LDK
	1 DK	2 DK	3 DK	4 DK	5 DK
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	5人

(6) (6) 項イの防火対象物

- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、医師等が患者に付き添って治療や検査等を行う部屋は含まない。(次表参照)

なお、一般的な名称だけでは区分できない場合があるため、留意すること。

病室に該当する例	点滴室、人工血液透析室、回復室、重傷患者集中治療看護室、隔離室
病室に該当しない例	診察室、手術室、分娩室、心電室、レントゲン室、胃カメラ室

- イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

- (ア) 洋室タイプはベッドの数
- (イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 m²で除して得た数
- (ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

- ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

- (ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- (イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の面積
- a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- b 前 a 以外の場合、廊下を幅員 1.2mの部分とし、廊下の部分を除

く 床面積

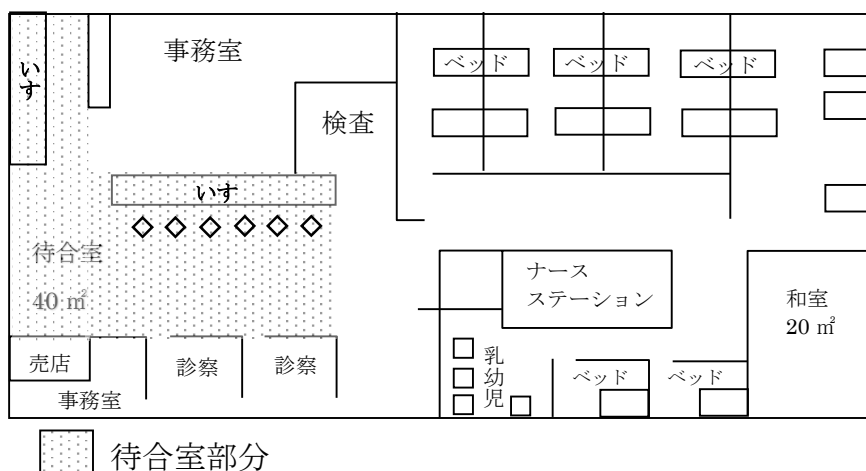
(ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

エ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定すること。

カ 事例紹介

(ア) 病院



待合室床面積 40 m²、ベッド数 17 床、乳幼児保育器 4 個、和室 20 m² の場合

$17 \text{ (床)} + [20 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)] + 4 \text{ (個)} + [40 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)]$
 $\doteq 40 \text{ (人)}$ に従業員 α を加算
 $40 \text{ (人)} + \alpha$ が収容人員となる。

(7) (6) 項ロ、ハ及びニの防火対象物

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

(イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 老人福祉センター等で当該地域の老人等が登録すれば自由に入居することができる場合は、一時に使用する最大数とすること。

ウ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とするこ

と。

(8) (7) 項の防火対象物

「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

(9) (8) 項の防火対象物

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

(イ) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱うこと。

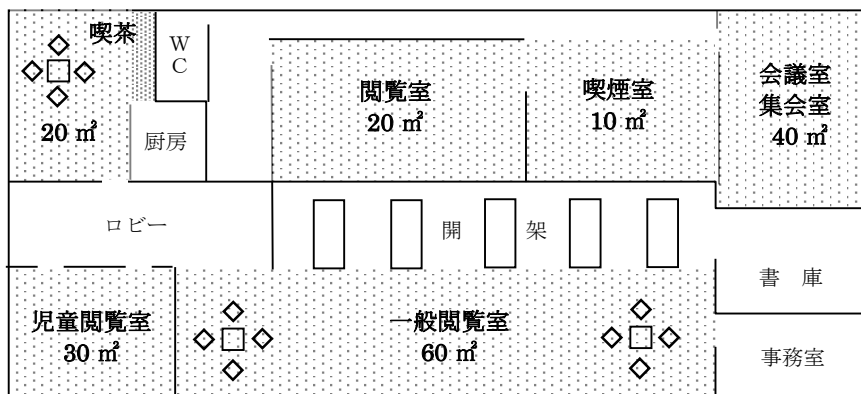
イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、閲覧室」の床面積に算入すること。

ウ 従業者以外が使用する会議、研修、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

オ 事例紹介

(ア) 図書館



■ 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、休憩室部分

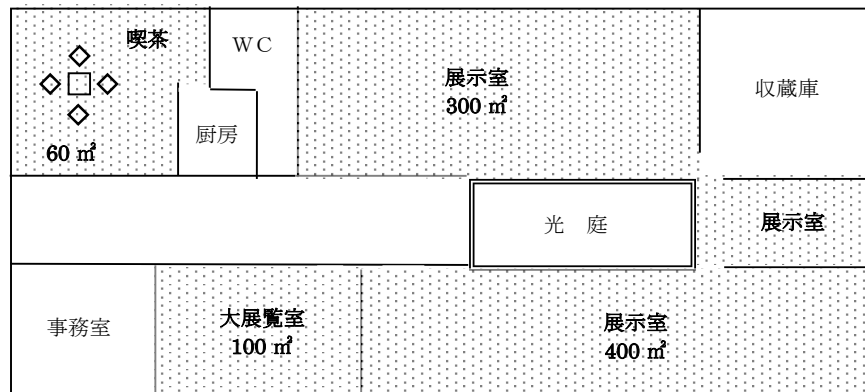
閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積の合計が
180 m²の場合

$$[20 (m^2) + 30 (m^2) + 20 (m^2) + 60 (m^2) + 10 (m^2) + 40 (m^2)$$

÷ 3 (m²) = 60 (人) に従業員 α を加算

60 (人) + α が収容人員となる。

(イ) 美術館



■ 展示室、展覧室、又は休憩室等部分

展示室、展覧室、又は休憩室等床面積の合計が 860 m^2 の場合
 $[60 (\text{m}^2) \div 300 (\text{m}^2) + 400 (\text{m}^2) + 100 (\text{m}^2)] \div 3 (\text{m}^2)$
 ≈ 286 (人) に従業員 α を加算
 286 (人) + α が収容人員となる。

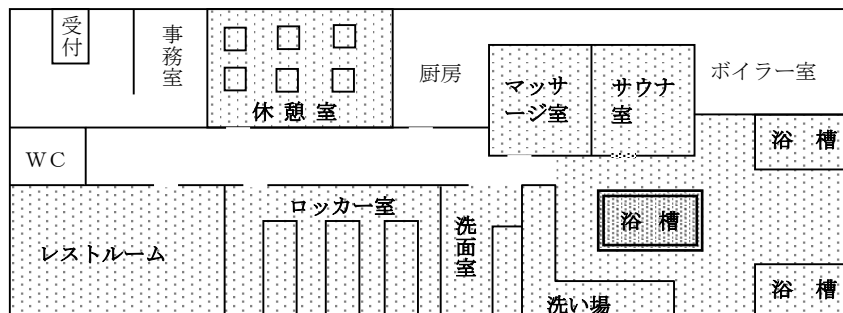
(10) (9) 項の防火対象物

ア 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

ウ 事例紹介

(ア) 公衆浴場、蒸気浴場



■ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の合計面

積が 100 m²の場合

100 (m²) ÷ 3 (m²) ≒ 33 (人) に従業員 α を加算

33 (人) + α が収容人員となる。

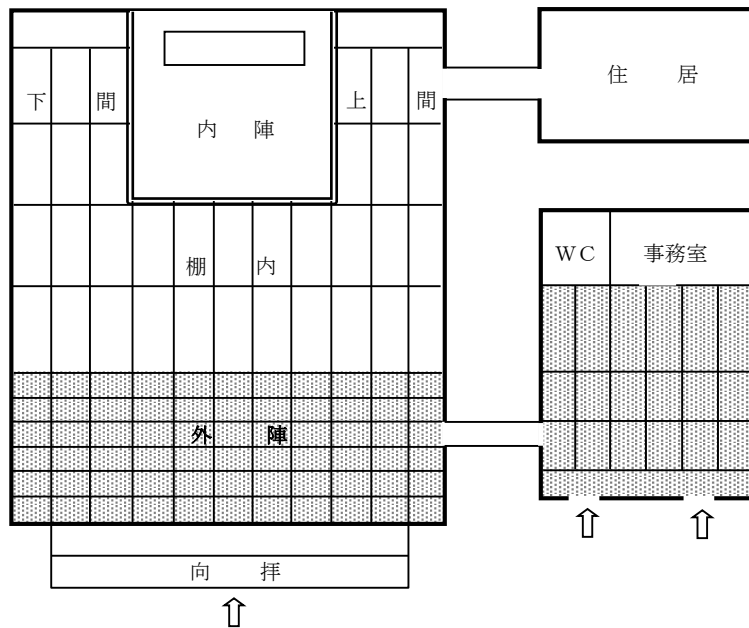
(11) (11) 項の防火対象物

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

ウ 事例紹介

(ア) 寺院



 礼拝、集会及び休憩の用に供する部分

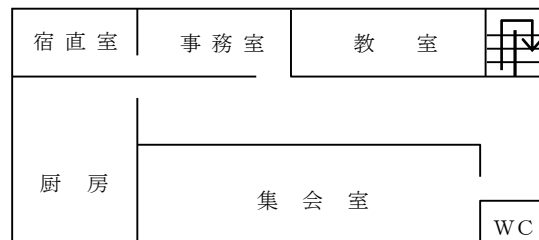
礼拝、集会及び休憩の用に供する部分の床面積の合計が 200 m²の場合

200 (m²) ÷ 3 (m²) ≒ 66 (人) に従業員 α を加算

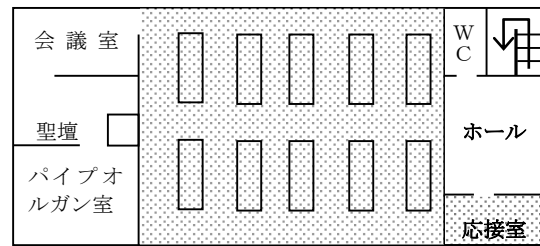
66 (人) + α が収容人員となる。

(イ) 教会

1階



2階



 礼拝、集会及び休憩の用に供する部分

礼拝、集会及び休憩の用に供する部分の床面積の合計が
300 m²の場合
300 (m²) ÷ 3 (m²) = 100 (人) に従業員 α を加算
100 (人) + α が収容人員となる。

(12) (10) 項、(12) 項～(14) 項の防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂、売店等の従業者）を含む。

(13) (15) 項の防火対象物

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。

イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

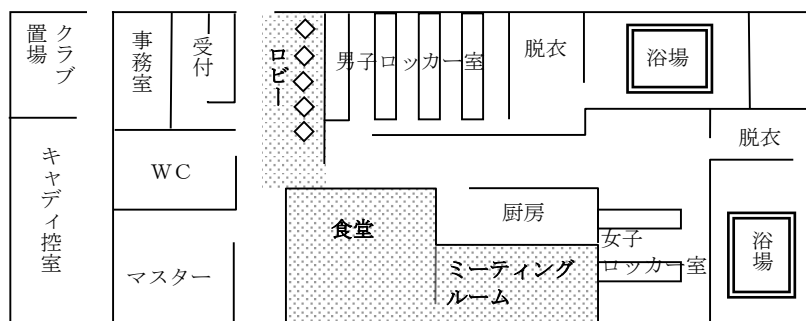
エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。


オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。

カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算定すること。

キ 事例紹介

(ア) クラブハウス



-  主として従業員以外の者の使用に供する部分
主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計が
300 m²場合
300 (m²) ÷ 3 (m²) = 100 (人) に従業員 α を加算
100 (人) + α が収容人員となる。

(14) (16) 項、(16の2) 項の防火対象物

令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(15) (17) 項の防火対象物

床面積を5平方メートルで除して得た数により算定する。

(16) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船規則第1条の3第1項(表)

ア 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

イ 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号に規定する仮使用をいう。

ウ 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。

3 階単位の収容人員の取扱い

(1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それ

それぞれの階の人員に算入すること。

- (2) 従業者が使用する社員食堂、売店、会議室等は、当該部分を 3 m²で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合又は前2により当該部分が従業者以外の者も使用に供する部分として算入する場合は、この限りではない。
- (3) 旅館、ホテル等内の「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」は、宿泊者のみが使用する部分であっても、当該部分を他の階の者が利用する場合は、当該部分の収容人員を算入すること。((5) 項イ関係)
- (4) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6) 項ニ、(7) 項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
 - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
 - エ 講堂等については、最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

第13 規定の運用・解釈

次の各項に掲げるものの運用・解釈は、当該各項に定めるところによる。

- 1 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けられたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」並びに「電磁誘導加熱式調理器」又は「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は含まない。

- 1の2 令第12条第1項第2号に規定する「舞台部」には、当該舞台部の奈落を含む。

- 2 令第13条第1項の表中の次の規定については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、車両が道路又は空地に面して横に一列又は二列に並んで収容される構造をいう。（別図13-1）

- (2) 「車両の収容台数」とは、1の防火対象物内に昇降機等の機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分とが混在する場合、機械装置により車両を駐車させる部分の台数をいう。

- (3) 「その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び「その他多量の火気を使用する部分」とは、それぞれ、電気設備運用基準中、第1及び第2に規定するものをいう。

- 3 令第21条の2第1項第3号に規定する「収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。」とは、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、収容人員が一人に満たないものをいう。なお、点検時のみ在館する場合等については、総務省令で定める数に満たないものとして取り扱う。

- 4 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいう。

- (1) 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるものをいう。

- (2) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡

が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるものをいう。

4の2 令第25条第1項の規定により避難器具が必要となる防火対象物で令第9条の規定が適用される場合は、規則第26条第1項及び第2項に規定する「防火対象物の階」についても令第9条が適用される。

5 規則第5条の2の規定の運用は、次による。

(1) 「防火上有効な措置」には、家庭用ガスコンロに組み込まれたグリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能を含む。

(2) 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等が該当するもの

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、該当しないもの

5の2 規則第12条の2第1項第2号及び規則第13条第2項に規定する「2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し」については、次のとおり取り扱う。

(1) 「2以上の異なった経路により避難することができる」とは、構造類型告示第3及び「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を127有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成17年8月12日消防予第188号。以下「188号通知」という。）第3.1による2方向避難に適合するものをいう。

(2) 「直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路」とは、構造類型告示第4及び188号通知第3.2による開放型の廊下又は階段室等に適合するものをいう。

6 規則第12条の2第3項第2号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」並びに規則第28条の2第1項第4号ホ及び第2項第3号ホに規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路」とは、前5の2.(2)によること。

7 削除

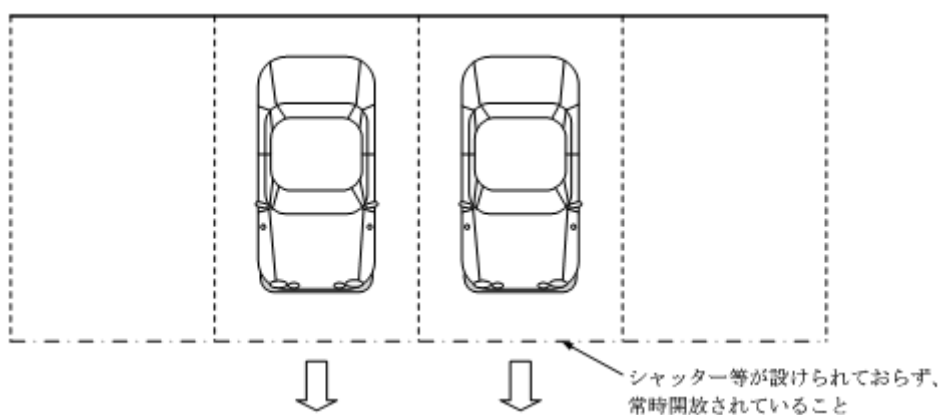
- 8 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合又は温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2に基づき、温泉の採取のための設備が屋外に設置されているものとして都道府県知事の許可を受けたものが設置される場合をいう。
- 9 規則第26条第5項第1号への規定の運用は、次による。
- (1) 「バルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 建築物の周囲（中庭等に面する部分を含む。）にバルコニー等（仕切板を設ける場合にあつては、当該仕切板は容易に破壊できるものに限る。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）が設けられたもの（別図13-2）
- イ 居室の外気に面する部分に、バルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できるもの（別図13-3）
- ウ 建築物の居室間が不燃材料の壁で区画されており、当該居室間を相互に連絡できるようにバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できるもの（別図13-4）
- (2) 「あらゆる部分」とは、居室の出入り口をいう。
- (3) 「2以上の異なった経路により、これらの直通階段のうち2以上のものに到達しうるようにバルコニー等が設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 建築物の両端にそれぞれ直通階段が設けられているもの（別図13-5）
- イ 建築物の周囲（中庭等に面する部分を含む。）に廊下が設けられ、異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられているもの（別図13-6）
- ウ 階段が建築物の中心部に設けられた建築物で、異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、階段相互の間隔が30m以上となるように設けられているもの（別図13-7）
- 10 規則第26条第5項第2号に規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 前9.(1).ア及びイに適合するもの
- (2) 建築物の居室間が不燃材料の壁で区画されており、当該居室間を相互

に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により階段又は避難器具等のいずれかに移行できるもの（別図13-8）

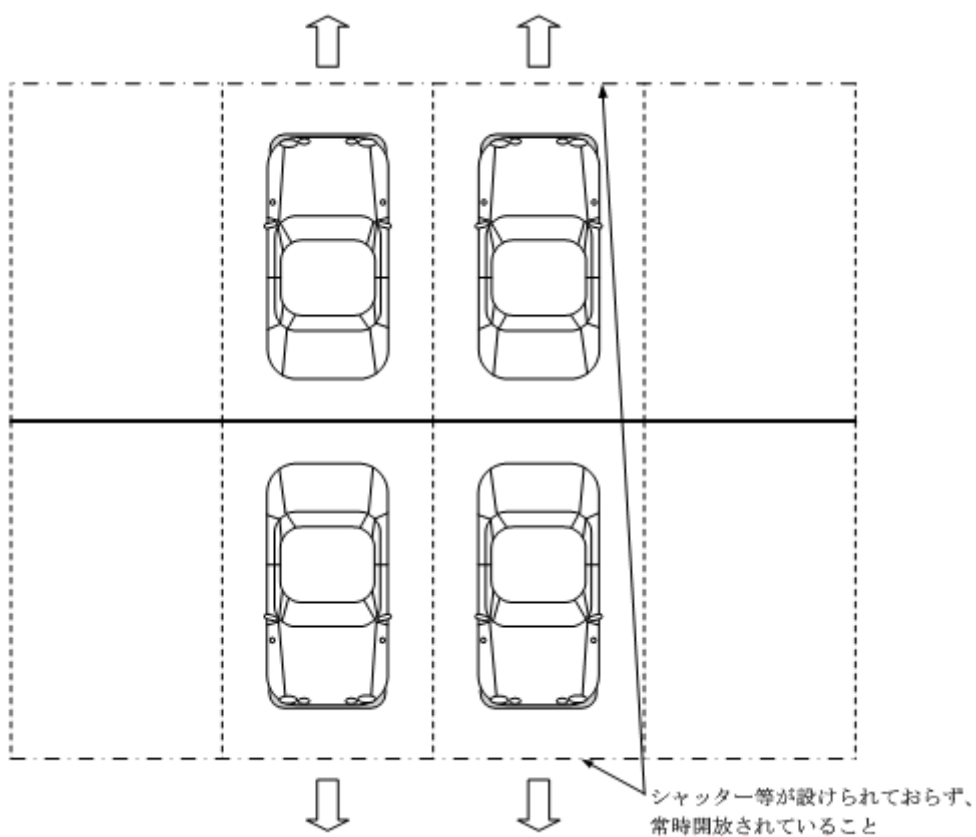
- 11 規則第28条の2第1項第4号の2及び第2項第3号の2に規定する「同表（5）項イ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階」とは、当該用途の利用者が使用する部分が存する階をいうものであり、次の階については該当しないもの
- （1） 当該利用者が使用しない共用の機械室等の部分のみが存する階
 - （2） （5）項ロの利用者が使用する部分のみが存する階
 - （3） 複数階にわたる階段等の共用部分のみが存する階
 - （4） （1）から（3）までの部分のみが存する階

別図13-1（第13. 2.（1）関係）

- ① 横一列に並んだ車両が同時に屋外に出られる構造のもの

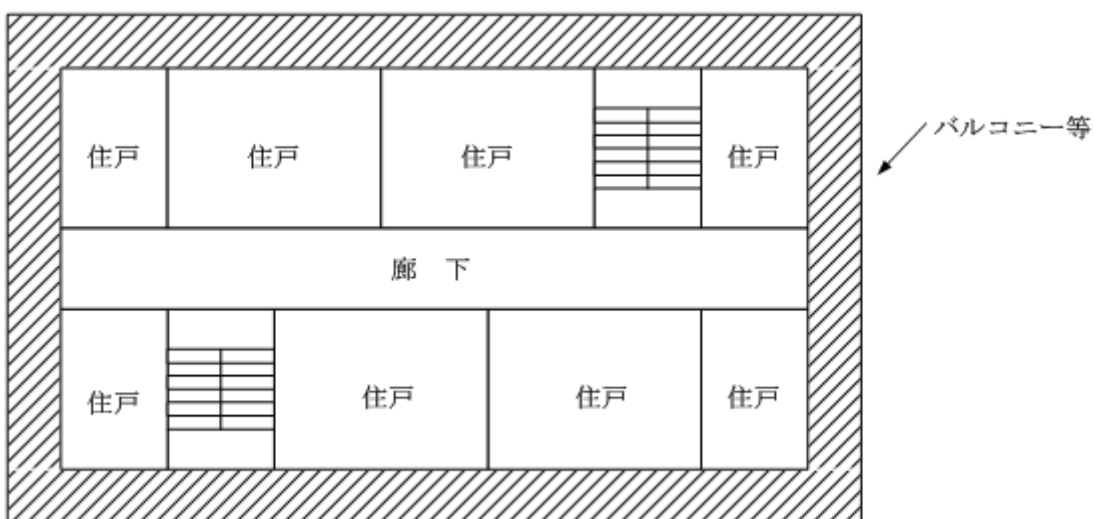


② 横二列に並んだ車両が同時に屋外に出られる構造のもの



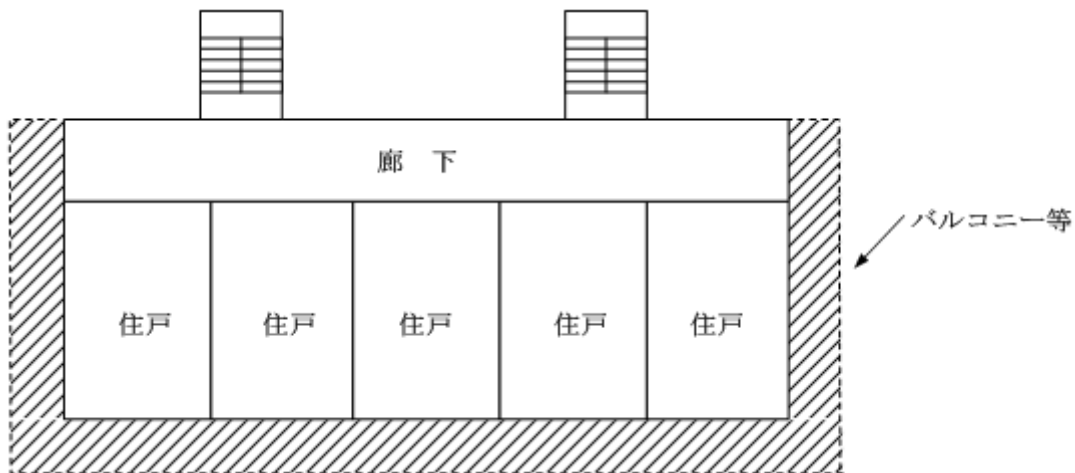
別図 13-2 (第 13. 10. (1)関係)

建築物の周囲にバルコニー等が設けられたもの



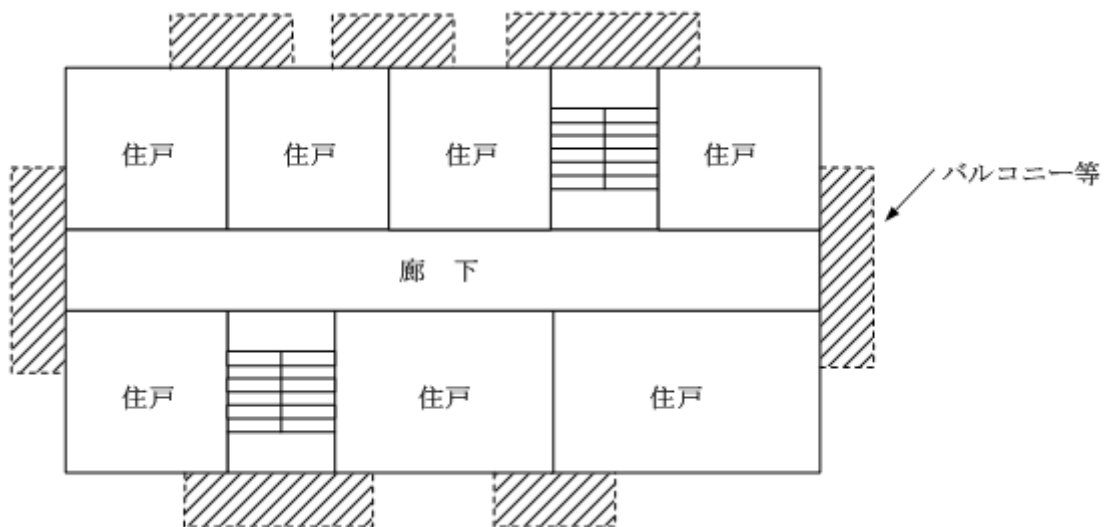
別図 13-3 (第 13. 10. (1). イ関係)

バルコニー等により 2 以上の避難階段等に移行できるもの



別図 13-4 (第 13. 10. (1). ウ関係)

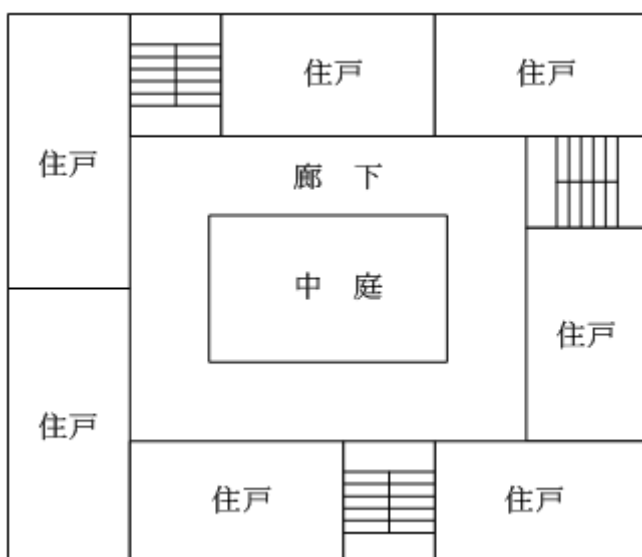
各居室間を相互に連絡できるバルコニー等によって 2 以上の避難階段等へ移行できるもの



別図 13-5 (第13.10.(3).ア関係)
 建築物の両端に直通階段が設けられているもの

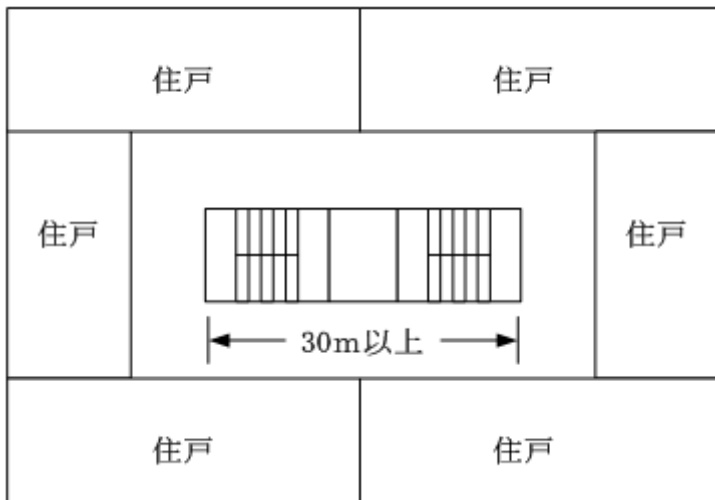


別図 13-6 (第13.10.(3).イ関係)
 建築物の周囲に廊下を設け、2方向に避難できるように直通階段が設けられているもの



別図 13-7 (第13.10.(3).ウ関係)

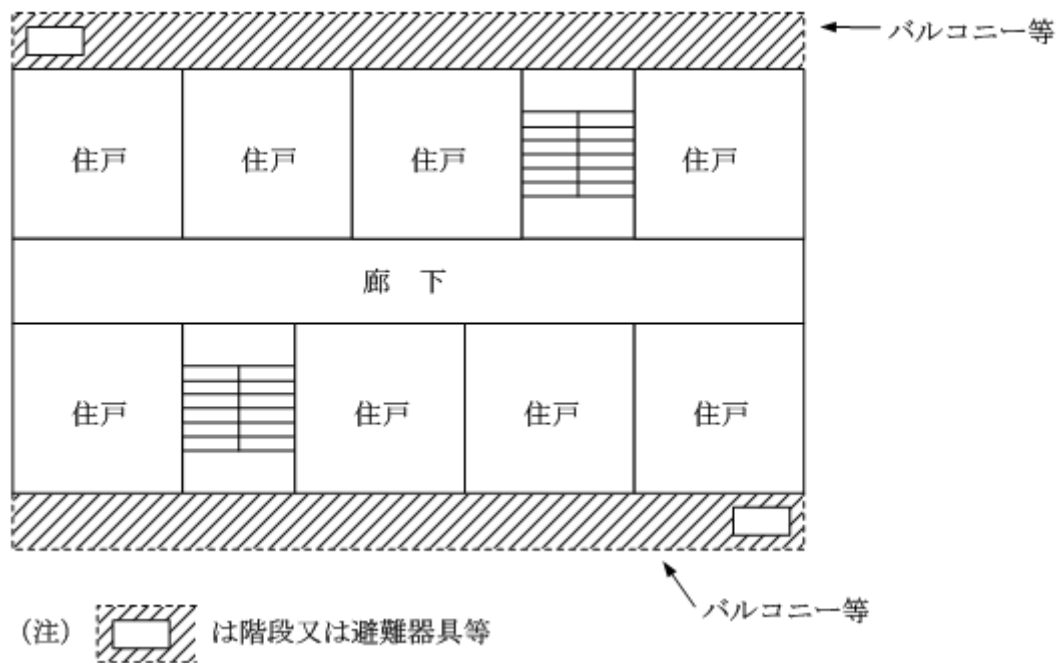
2方向に避難できるように階段を設け、階段相互の距離が30m以上のもの



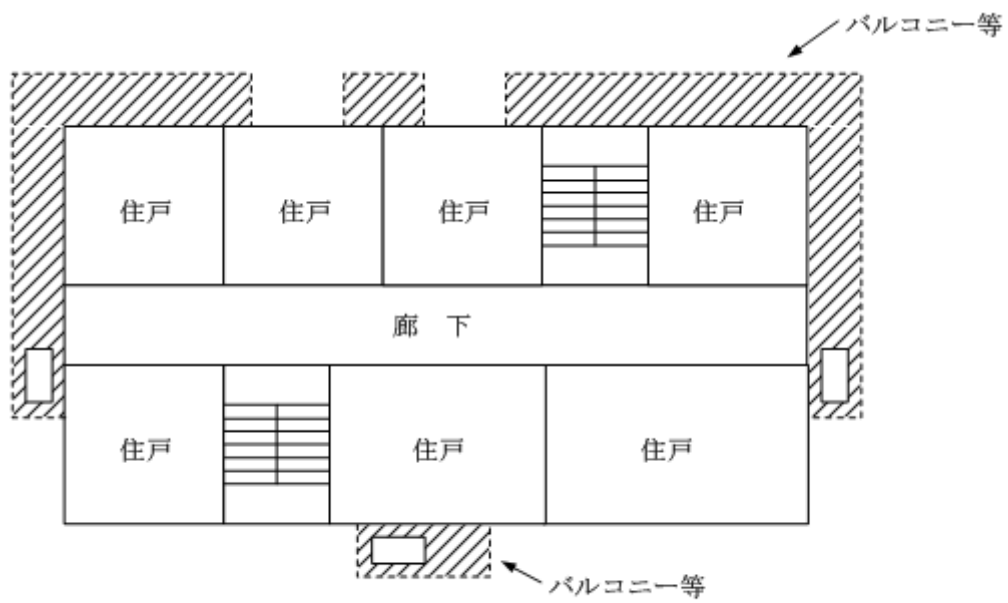
別図 13-8 (第13.11.(2)関係)


各居室間を相互に連絡できるバルコニー等を設け、階段又は避難器具等に移行できるもの

①



②



(注)  は階段又は避難器具等

第14 ラック式倉庫の取り扱い

1 令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等については、次により取り扱う。

(1) ラック式倉庫の延べ面積の算定は、次による。

ア 各階の床面積の合計とする。

イ 次のいずれかに適合するものは、前アに関わらず、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路部分を含む。以下同じ。）の床面積とすることができる。この場合において、令第12条第4項の規定は、ラック等を設けた部分の構造に応じて適用する。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器等の作動と連動して閉鎖するもの（煙感知器等は開口部の両側に設けること））が設けられているもの（別図14-1）

(イ) ラック等を設けた部分とその他の部分との間に幅5m以上の通路又は空地が確保され、当該通路又は空地の主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの（別図14-2）

(ウ) 一のラック等を設けた部分で（ア）及び（イ）の措置を併用できるものとする。この場合において、（ア）の防火区画の範囲は（イ）の通路又は空地の範囲まででよいこと。（別図14-3）

ウ ラック等を設けた部分の床面積は、当該部分の水平投影面積とする。

エ 令第12条第1項第5号の適用において、ラック等を設けた部分の床面積が延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満のものはラック式倉庫に該当しないものとして取り扱う。

(2) ラック等を設けた部分の天井の高さの算定は、次による。

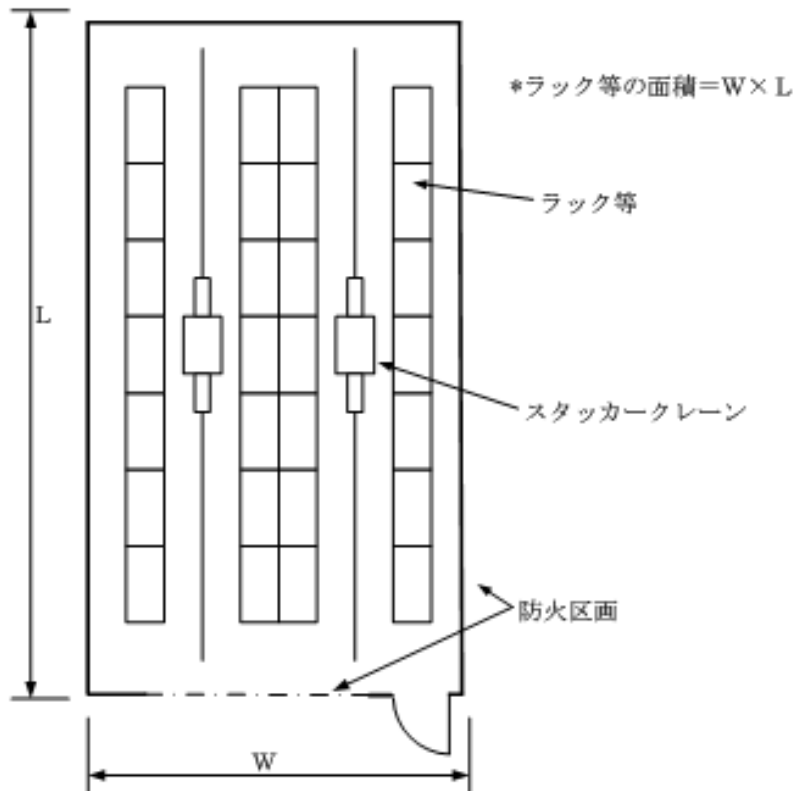
ア 天井（天井のない場合にあっては屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定する。

イ ユニット式ラック等（建物と独立して屋内にラック等が自立して設けられる構造のものをいう。）を用いたもののうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないもので消火活動上支障がないものは、ラック等の高さを天井の高さとみなす。

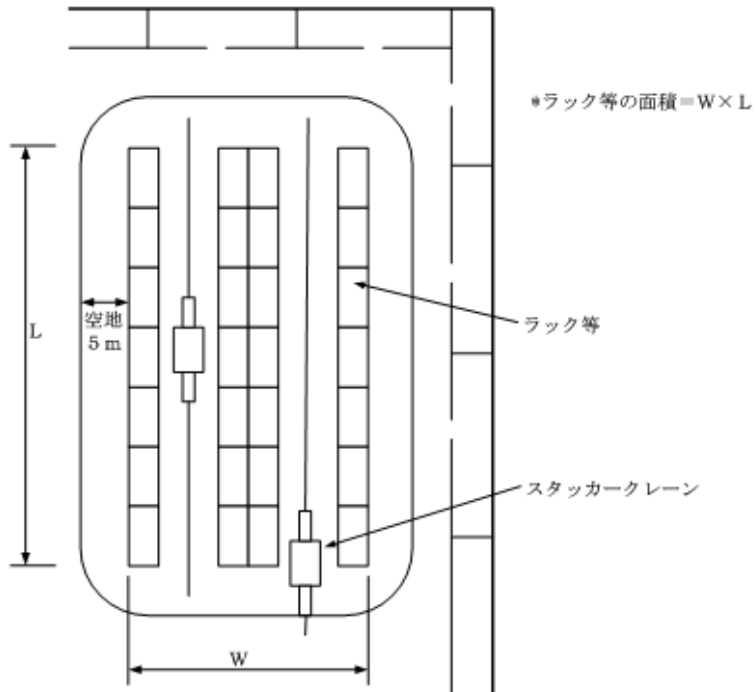
2 前1以外の規定の適用に際し、防火対象物内にラック式倉庫部分が存する場合、当該ラック式倉庫部分の床面積の取り扱いは前1.(1).ウの規定を準用する。

3 令第12条第1項各号（第5号を除く。）の規定の適用に際し、防火対象物内にラック式倉庫部分が存する場合は、当該ラック式倉庫部分の高さの取り扱いは、前1.（2）の規定を準用する。

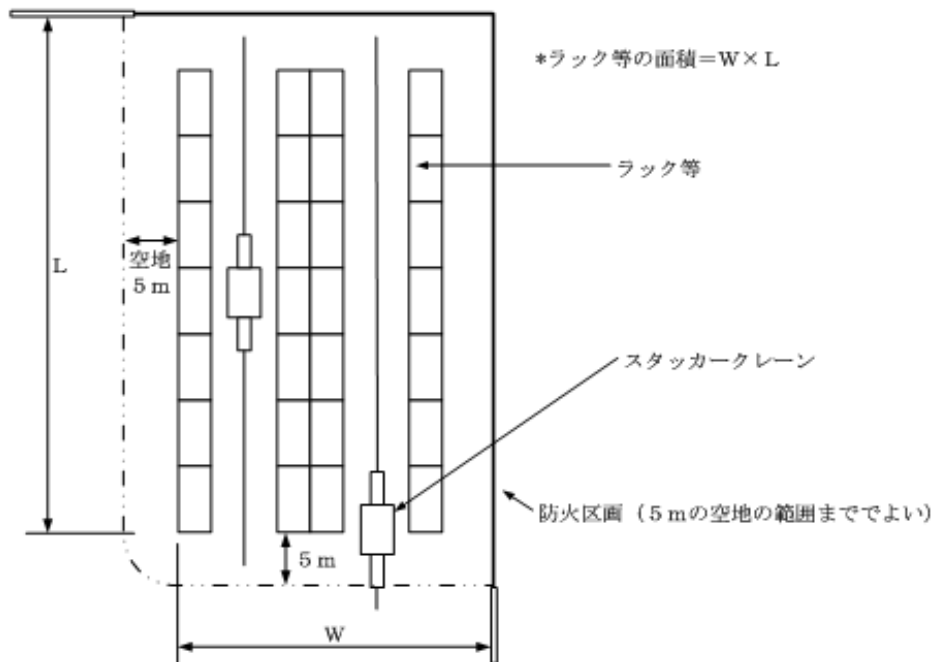
別図14-1（第14.1.（1）.イ.（ア）関係）
ラック等の周囲に防火区画がある場合



別図 14-2 (第 14. 1. (1). イ. (イ) 関係)
 ラック等の周囲に幅 5 m 以上の通路又は空地がある場合



別図 14-3 (第 14. 1. (1). イ. (ウ) 関係)
 ラック等の周囲に防火区画及び幅 5 m 以上の通路又は空地がある場合



第15 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3及び令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）には、次の部分等も含むものとする。

- ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- ウ 高層建築物で、その一部が令第8条区画に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。

※ 法令に定めのない行政指導

- ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分
- イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分
- ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分
- エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て
- イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等（以下「のれん等」という。）で、下げ丈が1m以上のもの。ただし、厨房、火気使用部分等で火災危険のある場所で使用するのれん等については大きさに関係なく全て対象となる。
- エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
 - キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
 - ク 人工芝
 - ケ 試着室に使用される目隠布
 - コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）
- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
 - イ 共同住宅等の特例基準（「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日消防安第49号）及び（昭和61年12月5日消防予第170号）に適合する共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
 - ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート、プラスチックタイル及びクッションフロアー
 - エ 畳
 - オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
 - カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
 - キ プラスチック製のブラインド、木製ブラインド
 - ク 部分的に設置された飛沫感染防止用のビニールシート
 - ケ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
 - コ 独立したさお等に掲げる旗
 - サ 工事用シートで網目寸法が12mmを超えるもの
 - シ コンクリートの養生、工事用機械等の覆いに使用される工事用シート
 - ※ 立ち上がっている状態で使用されるものは防災対象物品に該当する。
 - また、建築物その他の工作物の天井、壁等一部の工事に用いられるもの、中空に張った状態で使用するもの等も防災規制の対象となる。
- (3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
- 建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

第16 大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン

1 趣旨・目的

平成29年6月にとりまとめられた「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」では、大規模倉庫において火災が広範囲に拡大すると、消防隊による消防活動が極めて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応の実行性向上などの初期火災の拡大を防止するための対策を講じることが不可欠であると提言されている。

これらの対策を適切に講じることにより、最低限必要な防火安全性が確保できると考えられるが、当該ガイドラインは、万が一、火災が広範囲に拡大した場合においても、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的として、倉庫等の事業者が、個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合において参考とするための指針として作成されたものである。

2 用語例（この第16に限る。）

- (1) 消令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (2) 無窓階とは、消令第10条第1項第6号に規定するものをいう。
- (3) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）をいう。
- (4) 避難安全検証法とは、建基令第129条第1項又は第129条の2第1項に規定するものをいう。
- (5) 直通階段とは、建基令第120条に規定するものをいう。
- (6) 防火区画とは、建基令第112条第1項に規定する区画をいう。
- (7) 防火設備とは、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。
- (8) 連動防火設備とは、火災時に自動火災報知設備の感知器と連動して閉鎖する防火設備をいう。
- (9) 進入用階段等とは、建基令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段の構造に適合する階段、同令第3項に規定する特別避難階段の構造に適合する階段又は建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターをいう。
- (10) 非常用進入口とは、建基令第126条の7各号（第2号及び第5号を除く。）の規定に適合するものをいう。
- (11) 代替進入口とは、建基令第126条の6第2号に規定する開口部をいう。
- (12) スプリンクラー設備とは、送水口を附置したスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）をいう。

- (13) 消則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (14) ホース格納箱とは、消令第29条第2項第4号ハに規定する放水用具を格納した箱をいう。
- (15) 消法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

3 ガイドラインの対象となる防火対象物

消令別表第1（14）項に掲げる防火対象物（同表（16）項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下この第16において同じ。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のものに対して適用する。

なお、これ以外の消令別表第1（14）項に掲げる防火対象物又は同表（12）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、1の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても当該ガイドラインを準用することが望ましい。この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

- (1) 無窓階が存するもの
- (2) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの
- (3) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの1/2以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの
- (4) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

4 消防隊の内部進入を支援するための措置

例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

- (1) 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。
- (2) 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

5 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

- (1) 屋外から建物中央部に放水を行う方法
外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、消令第12条の規定に基づき設置する。
- (2) 非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

- ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニーに設置する。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
- イ 一の感知器が作動した際に当該感知器が存する防火区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置する。
- ウ 非常用進入口を、次に従い設ける。
 - (ア) 非常用進入口は、防火対象物の2階以上の階に設ける。
 - (イ) 非常用進入口は、建物の外周部と接するすべての防火区画に一の非常用進入口が接するように設ける。
 - (ウ) 非常用進入口には、消防活動上有効な面積が5㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。
 - (エ) 非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。
- (3) 建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路及び非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法
 - ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニー及び車路部分に設ける。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 連動防火設備等の閉鎖について、次の措置を講じる。
 - (ア) (2)イのとおり、措置する。
 - (イ) 一の感知器が作動した際に当該階の車路に面するすべての連動防火設備を閉鎖し、当該階の車路の屋外に面するすべての開口部を開放するよう措置する。
 - ウ (2)ウのとおり、非常用進入口を設ける。
- (4) 進入用階段等の踊場（出入口のある踊場に限り。以下この第16において同じ。）、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法
 - ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、2階以上の階における進入用階段等の踊場、付室及び乗降ロビーに設ける。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入

用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

なお、乗降ロビーを消防活動拠点とする場合については、当該乗降ロビーのできるだけ近くに直通階段を設けるよう配慮する。

6 その他

(1) 4、5に掲げる措置は、それぞれ消防隊の建物内部への進入、建物中央部における消防活動を支援するための措置を例示したものであるため、建物の位置、構造又は設備等の状況に応じた対策とすることも可能である。

(2) 倉庫等の事業者は、これらの措置のみではなく、建物の位置、構造又は設備等の状況や今後の技術開発、研究の進展等を踏まえ、当該措置以外の措置を検討し、個々の建物ごとにより最適な措置を講じることが望ましい。

(3) 倉庫等の事業者は、計画段階において、消防水利、倉庫周囲の空地、車両の進入経路・部署位置等について、円滑な消防活動が実施できるよう配慮することが望ましい。

(4) 倉庫等の事業者は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動は極めて困難になることを念頭に置き、倉庫の利用実態等を踏まえて、出火防止対策や初期火災の拡大を防止するための対策の徹底を図ること。

なお、初期火災の拡大を防止するための対策の実施に当たっては、次の文書を参考とされたい。

ア 「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）」

イ リーフレット「大規模倉庫における火災の教訓」

※ 消防庁ホームページURL

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

ウ 「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」（平成30年1月24日付け消防予第20号）

(5) 当該ガイドラインに基づき講じた措置は、その機能確保のため、適正な維持管理を行うことが望ましい。特に、スプリンクラー設備又は連結送水管については、消法第17条の3の3の規定に準じて定期的に点検を行い、他の消防用設備等の点検報告と併せて、報告することが望ましい。

別記1 消防用設備等の設置単位に係る取り扱い

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（消防法施行令（以下「令」という。）第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合、又は延焼防止上及び煙の伝播防止上これらと同等以上の有効な措置が講じられている場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の（1）から（3）までに適合している場合

（1） 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

（2） 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

（別図1）

（3） 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること（別図2 ①～⑥）。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の（ア）又は（イ）によること。（別図3 ①～④）

この場合において、そのすべてが耐火構造で造られている渡り廊下にあつては、3mの距離の算定は、当該渡り廊下に設けられている開口部からの距離（下端の接続部にあつては、当該接続部）とすることができる。（別図3 ⑤）

（ア） 平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので造られていること。

（イ）（ア）以外のものについては、平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので造

られたへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。

(ア) 開口部の面積（一の開口部が3 mの内外に亘って設けられているときは、3 m以内の範囲における面積とする。）の合計は、接続される建築物ごと、かつ、接続される階ごとに算定した場合に4 m²以下であること。（別図4）

(イ) 開口部には、防火戸が設けられていること

ウ 渡り廊下については次の（ア）又は（イ）によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式で、長さが1 m以上であり、かつ、両端の建築物への出入口には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(イ) 次のaからdまでに適合していること。

a 建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

b 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積は、いずれも4 m²以下であり、当該部分には、防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

c 渡り廊下と建築物の接続部は、出入口の部分を除き、次に適合すること。

(a) 平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上の壁で区画されていること。なお、当該壁をダクト等（換気、暖房又は冷房の設備の風道をいう。以下同じ。）が貫通する場合であって、貫通部分又はその直近の箇所に煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたものは、当該壁で区画されているものとみなす。

(b) (a)の壁を電気配管、給・排水管等が貫通する場合は、建基令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置されていること。

d 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が、排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

(a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1 m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。なお、自然排煙用開口部は次に適合するものであること。

A 面積は、渡り廊下の天井高さの2分の1以上の部分に設けられた開口部の面積の合計とする。

B 手動で開放する場合、手動開放装置は渡り廊下の出入口の直近で、当該廊下により接続されるそれぞれの建築物内に設けること。

C Bの装置で電気により作動させるものにあつては、消防法施行規則（以下「規則」という。）第12条第1項第4号の規定の例により非常電源が設けられていること。

(b) 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるよう、次により設けること。

A 排煙機は、毎分60 m³以上の空気を排出できる能力を有すること。

B 排煙口は、天井から下方50 cm以内で、かつ、渡り廊下の両端の出入口の開口部より上部の位置に設けること。

C 排煙機の起動及び排煙口の開放は、手動起動装置の操作及び煙感知器の作動のいずれによっても行えるものとする。なお、手動起動装置は渡り廊下の出入口の直近で、当該廊下により接続されるそれぞれの建築物内に設けること。

D 規則第12条第1項第4号の規定の例により非常電源を設けること。

2 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の（1）から（7）までに適合する場合

- (1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
 - (2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。
 - (3) 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
 - (4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
 - (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されており、かつ、次のア及びイに適合していること。
 - ア 耐火構造の壁をダクト等が貫通する場合、当該貫通部分に煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたものは、次の（6）の面積に含まないものとする。
 - イ 耐火構造の壁を電気配管、給・排水管等が貫通する場合、建基令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置すること。
 - (6) （5）の出入口の開口部の面積は、いずれも4 m²以下であり、当出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
 - (7) 地下連絡路には、1、（3）、ウ、（イ）、d、（b）により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- 3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の（1）から（5）までに適合する場合
- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続されている建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (2) 洞道は平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のものとし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
 - (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫

通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

(4) (1)の点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が2㎡以上のものにおいて、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。

(5) (1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにおいて、防火ダンパーが設けられていること。

第3 その他

1 一の建築物の内部を耐火構造の壁等で区画し、その間に通路又は洞道を設けるものは、当該通路又は洞道が渡り廊下、地下連絡路又は洞道(以下「渡り廊下等」という。)の形態を有するものであっても、同一の建築物として取り扱う。

2 渡り廊下等と建築物とが構造的に接続されていないものであっても、渡り廊下等の形態を有しているものは、本基準に基づき指導する。ただし、地上階どうしを接続する渡り廊下においてはこの限りでない。

3 渡り廊下が各階に重なって設けられている場合等、接近して設けられている場合は、第2.1の基準はそれぞれの渡り廊下ごとに適用する。この場合において、第2.1.(3).イ.(ア)の面積には、当該渡り廊下の出入口以外の出入口の面積を合算して算定する。(別図5)

4 第2.1.(3).アの接続部に外壁がないものにおいて、渡り廊下と建築物との接続部に外壁を設けなければならないものとする(別図6 ①)。ただし、第2.1.(3).ウ.(ア)に適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ(通行以外の用途に供しないものに限る。)等に接続するもので、次の措置が講じられた場合はこの限りでない。(別図6 ②、③)

(1) 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は、第2.1.(3).ア.(ア)又は(イ)に適合すること。

(2) (1)の外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること
ア 防火戸が設けられていること。

イ 接続階にある出入口(随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。)の面積の合計は、4㎡以下であること

ウ イ以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

5 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するもの(以

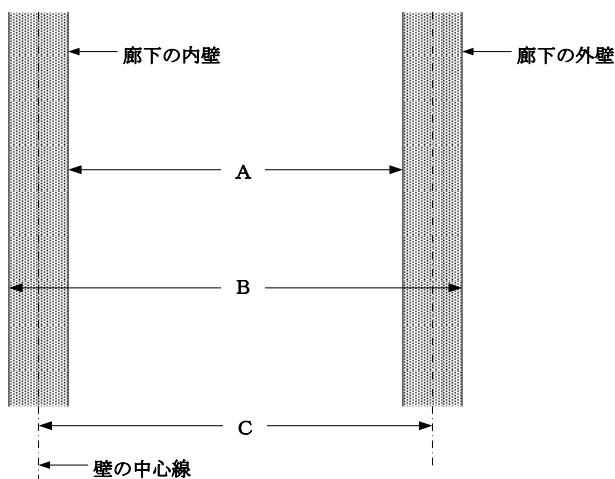
下「下部通路」という。)は、当該部分を渡り廊下とみなすこと(別図7 ①)。ただし、渡り廊下の下端からその床面(地盤面)までの距離が5.5m以上となる下部通路又は渡り廊下より2階層以上離れた部分を下部通路として利用するものは、この限りでない。(別図7 ②、③)

6 渡り廊下(有効幅員が第2. 1. (2)に適合するものに限る。)によって建築物の屋上相互を接続する場合(塔屋等に接続するものを除く。)は、別棟として取り扱う(別図8)。ただし、渡り廊下の下部を通路等に使用するものは、前5により取り扱う。

7 建築物相互が道路施設、鉄道施設又は共同溝等の公共施設で接続されたものについては、それぞれ別の建築物として取り扱う。

別図1 (第2. 1. (2)関係)

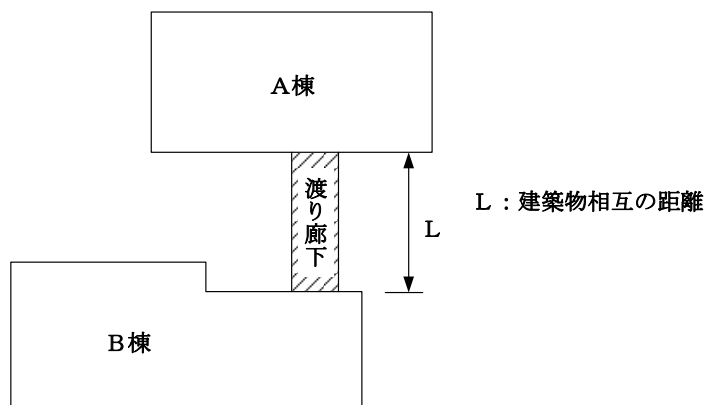
渡り廊下の有効幅員の算定は、下図のA(内壁間の距離)とする



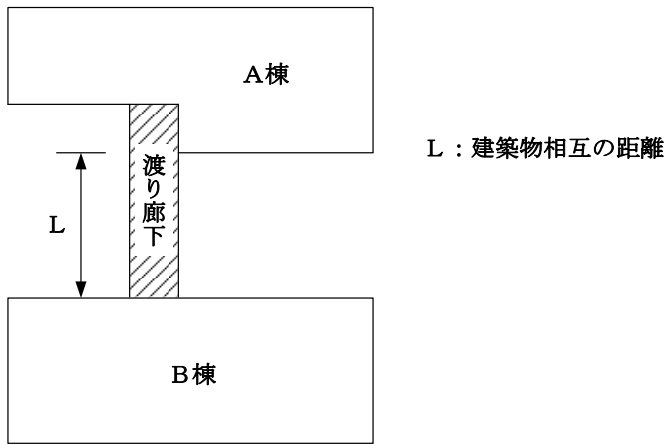
別図2 (第2. 1. (3)関係)

建築物相互の距離の測定は次による

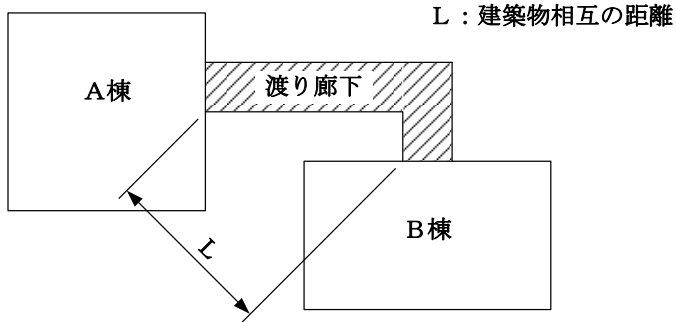
①



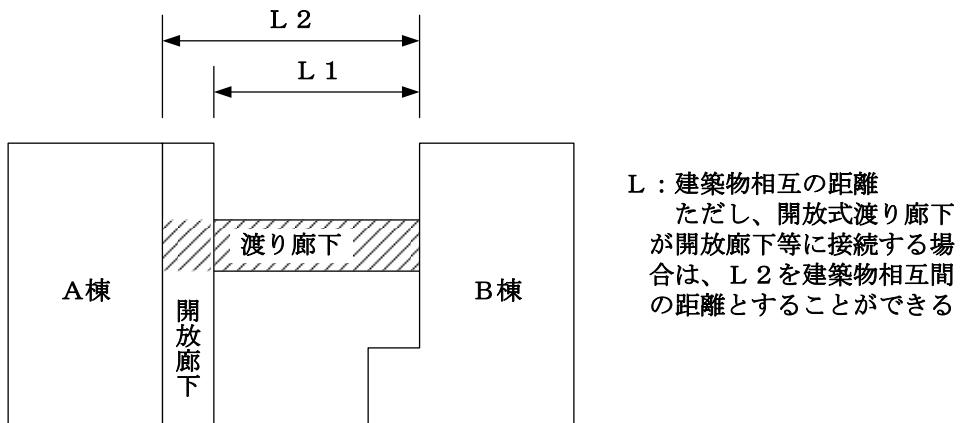
②



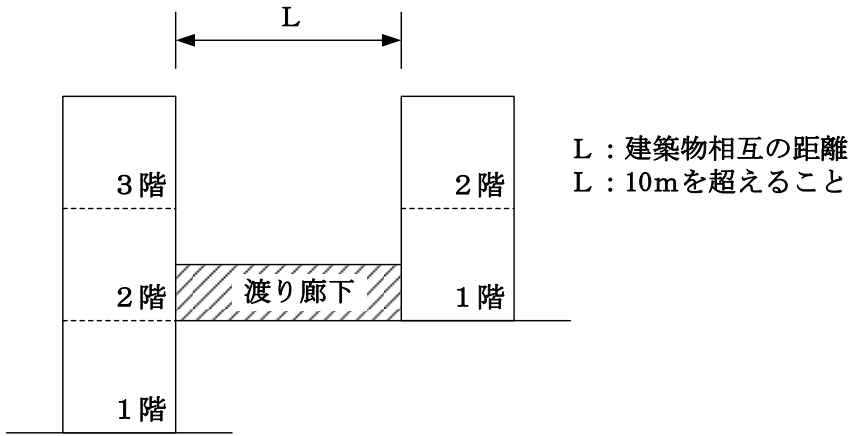
③



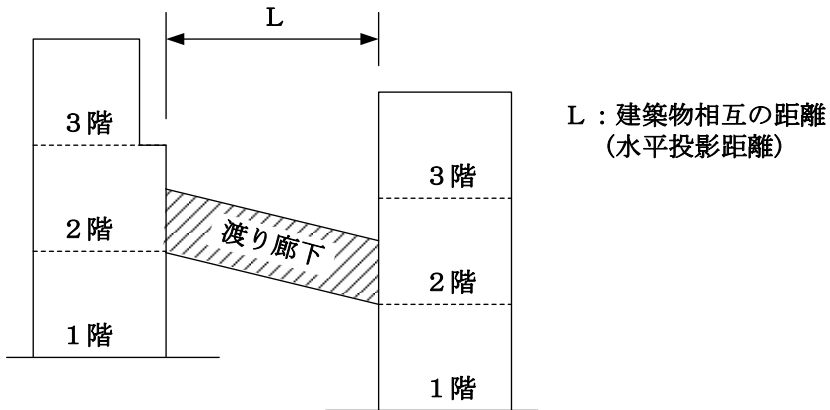
④



⑤



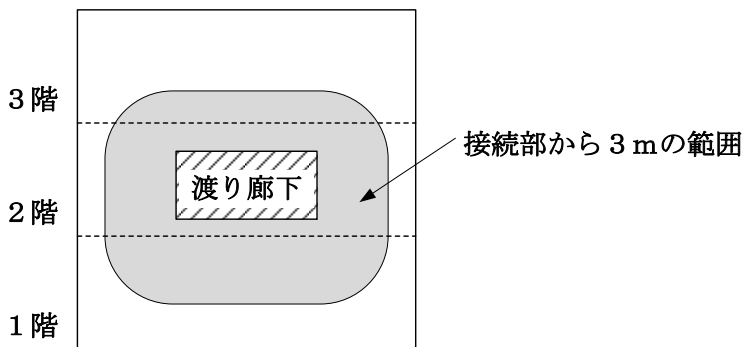
⑥



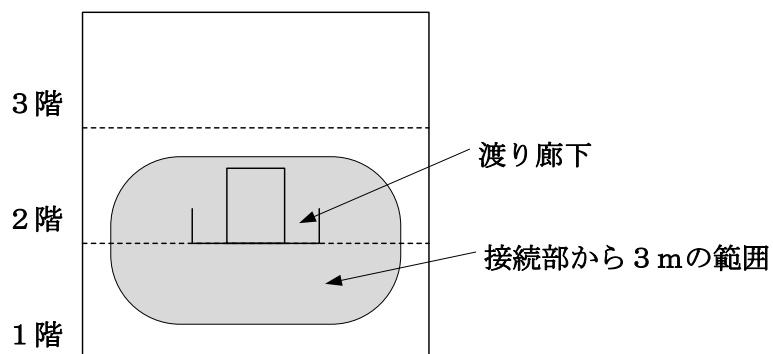
別図3 (第2. 1. (3). ア関係)

渡り廊下の接続部から3mの範囲は次による

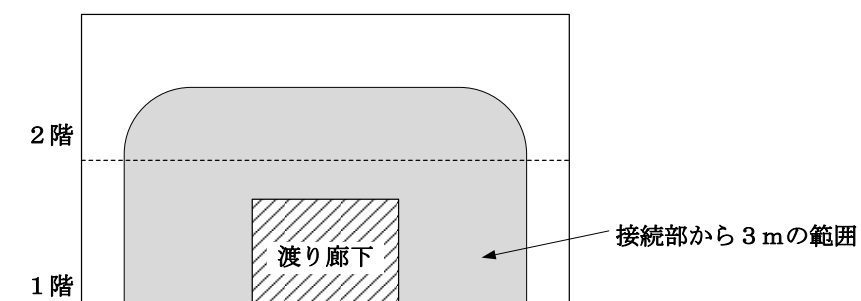
① 渡り廊下が2階以上の階に設けられているもの



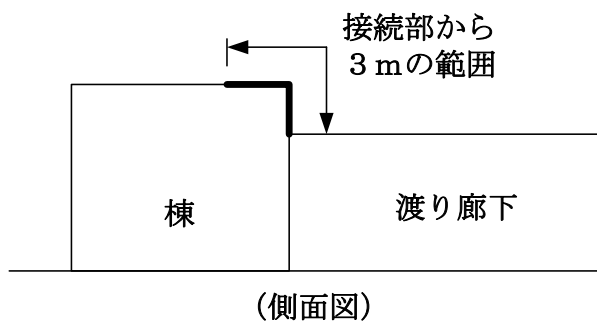
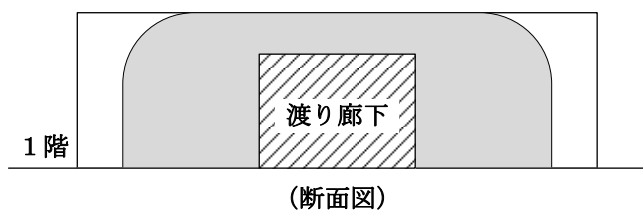
② 屋根を有しない渡り廊下が2階以上の階に設けられているもの



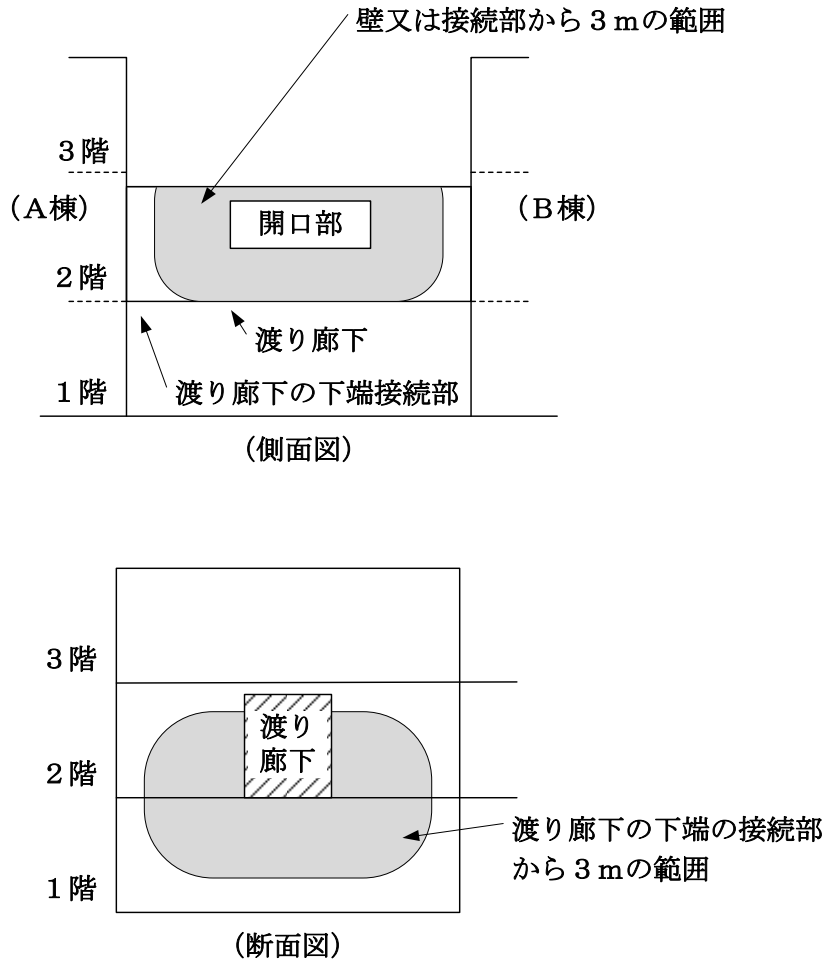
③ 渡り廊下が1階に設けられているもの



④ 渡り廊下の接続部から3m以内に建築物の屋根があるもの

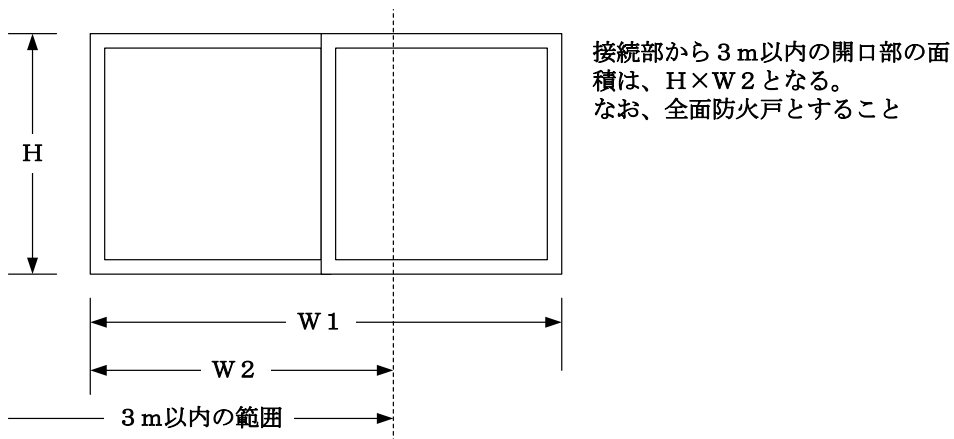


⑤ 耐火構造で造られた渡り廊下の外壁に開口部が設けられたもの



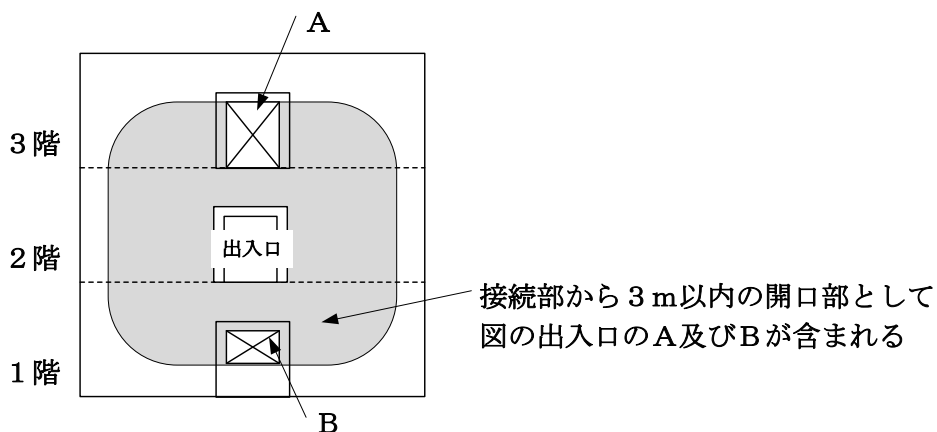
別図4 (第2. 1. (3). イ. (ア)関係)

一の開口部が接続部から3m以内の内外にわたる場合



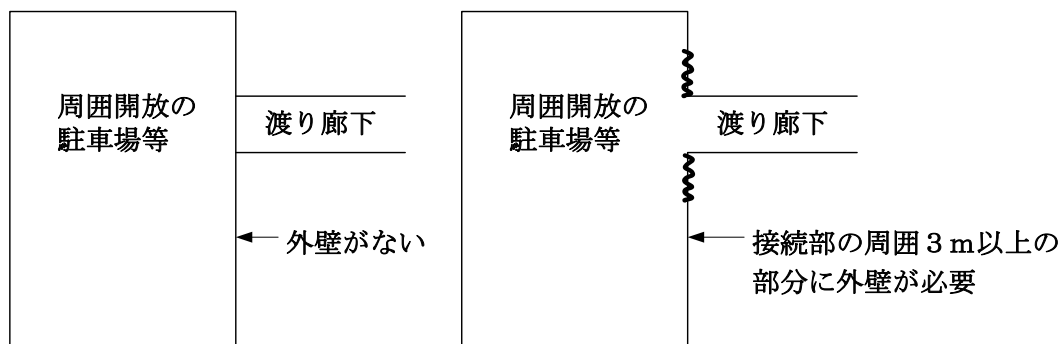
別図5（第3.3関係）

渡り廊下の接続部から3m以内に、近接する渡り廊下の出入口があるものについては、当該開口部を算入すること

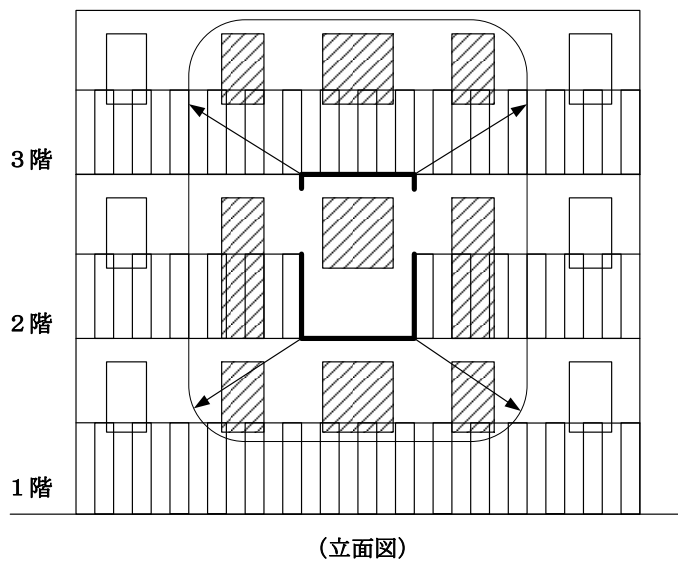
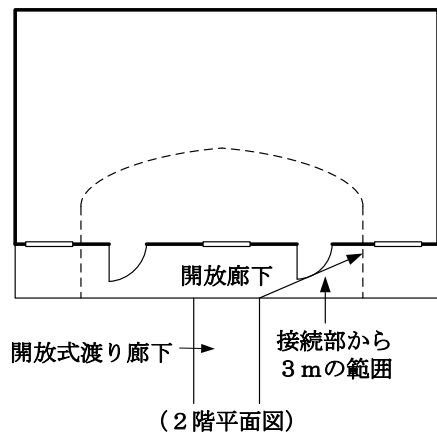


別図6（第3.4関係）

① 渡り廊下の接続部が左図のように外壁がないものを本基準に適合させる場合は、右図のように接続部の周囲3m以上の部分に外壁を設けなければならない



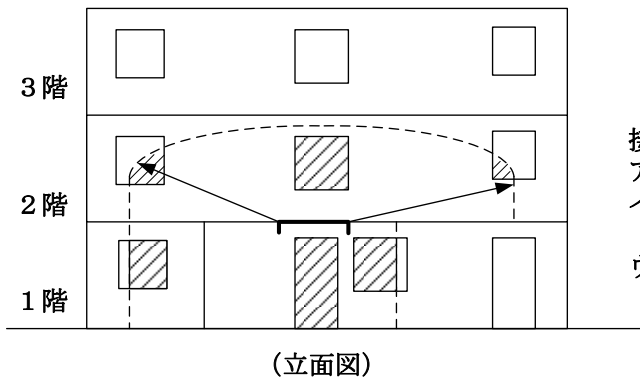
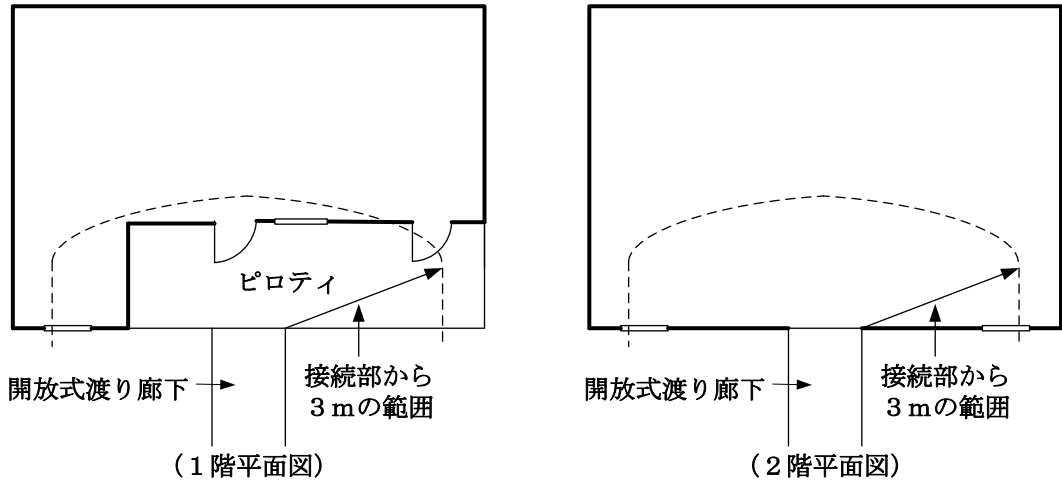
② 開放式渡り廊下が開放廊下に接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から3 m以内を措置することよい



接続部から3 m以内の開口部の措置

- ア 防火戸を設ける
- イ 接続階の出入口（常閉又は煙感知器連動）の面積の合計は4 m²以下とする。
- ウ イ以外の開口部の面積の合計は4 m²以下とする

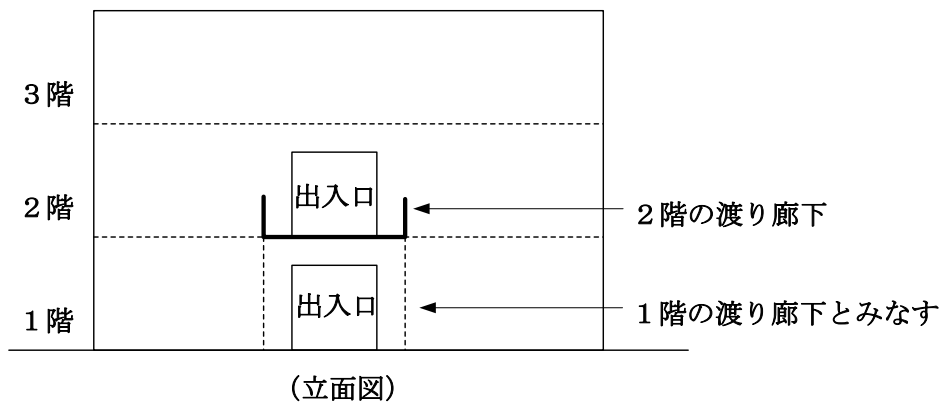
③ 開放式渡り廊下がピロティに接続する場合、接続部に外壁を設けず、接続部から3m以内を措置することよい



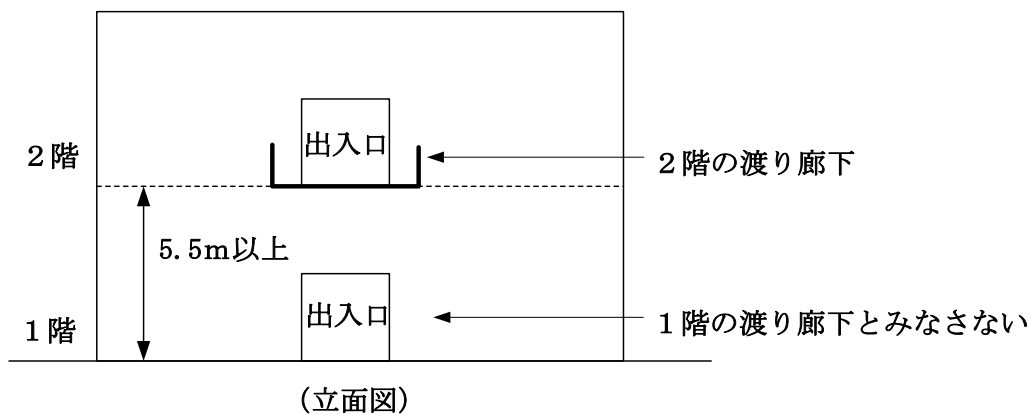
接続部から3m以内の開口部の措置
 ア 防火戸を設ける
 イ 接続階の出入口（常閉又は煙感知器連動）の面積の合計は4㎡以下とする。
 ウ イ以外の開口部の面積の合計は4㎡以下とする

別図7（第3.5関係）

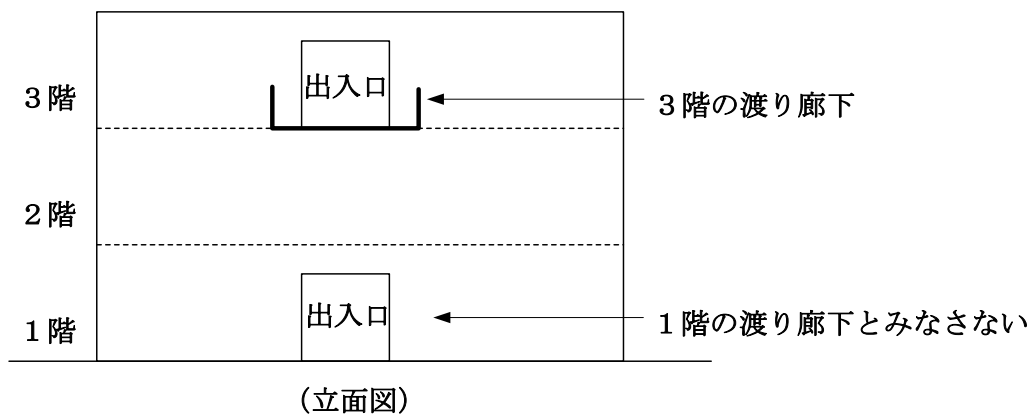
① 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの



② 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から地盤面まで5.5m以上離れているもの



③ 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から2階層以上離れているもの



別図8（第3.6関係）

渡り廊下によって建築物の屋上相互を接続する場合は、別棟として取り扱う

